

事業概要

(全県)

令和6年度

広島県

市町別主要指標

(令和6年度)

区分	総 数	西 部			西 部 東	東 部	福 山	北 部
		広 島	呉					
面積 (K m ²)	7,054.50	568.15	1,599.45	453.48	796.49	1,034.53	577.73	2,024.67
世帯数	524,693	64,564	76,779	117,546	99,853	108,898	20,066	36,987
総人口	1,089,573	139,707	165,210	226,345	211,171	224,647	43,040	79,453
0～4歳	33,427 (3.1)	4,935 (3.5)	6,237 (3.8)	5,590 (2.5)	7,725 (3.7)	5,811 (2.6)	879 (2.0)	2,250 (2.8)
5～9歳	42,870 (3.9)	6,256 (4.5)	7,344 (4.4)	7,427 (3.3)	9,444 (4.5)	8,160 (3.6)	1,333 (3.1)	2,906 (3.7)
10～14歳	47,888 (4.4)	6,452 (4.6)	7,495 (4.5)	8,931 (3.9)	10,487 (5.0)	9,531 (4.2)	1,653 (3.8)	3,339 (4.2)
15～19歳	49,097 (4.5)	6,196 (4.4)	7,376 (4.5)	9,527 (4.2)	10,982 (5.2)	9,693 (4.3)	1,872 (4.3)	3,451 (4.3)
20～24歳	47,525 (4.4)	5,883 (4.2)	6,973 (4.2)	10,657 (4.7)	10,778 (5.1)	8,839 (3.9)	1,589 (3.7)	2,806 (3.5)
25～29歳	42,955 (3.9)	5,471 (3.9)	7,321 (4.4)	9,087 (4.0)	9,782 (4.6)	7,341 (3.3)	1,310 (3.0)	2,643 (3.3)
30～34歳	46,459 (4.3)	6,255 (4.5)	7,938 (4.8)	9,156 (4.0)	10,450 (4.9)	8,289 (3.7)	1,365 (3.2)	3,006 (3.8)
35～39歳	54,667 (5.0)	7,780 (5.6)	9,125 (5.5)	10,184 (4.5)	11,802 (5.6)	10,472 (4.7)	1,766 (4.1)	3,538 (4.5)
40～44歳	61,126 (5.6)	8,407 (6.0)	9,621 (5.8)	11,892 (5.3)	13,064 (6.2)	12,092 (5.4)	1,981 (4.6)	4,069 (5.1)
45～49歳	73,597 (6.8)	9,457 (6.8)	11,350 (6.9)	14,825 (6.5)	15,395 (7.3)	14,744 (6.6)	2,761 (6.4)	5,065 (6.4)
50～54歳	78,677 (7.2)	9,955 (7.1)	12,151 (7.4)	16,900 (7.5)	15,695 (7.4)	15,994 (7.1)	3,078 (7.2)	4,904 (6.2)
55～59歳	67,396 (6.2)	8,595 (6.2)	10,421 (6.3)	14,326 (6.3)	13,219 (6.3)	13,744 (6.1)	2,719 (6.3)	4,372 (5.5)
60～64歳	66,207 (6.1)	8,421 (6.0)	9,333 (5.6)	13,722 (6.1)	12,347 (5.8)	14,406 (6.4)	2,851 (6.6)	5,127 (6.5)
65～69歳	70,786 (6.5)	9,540 (6.8)	9,736 (5.9)	14,185 (6.3)	11,925 (5.6)	16,120 (7.2)	3,252 (7.6)	6,028 (7.6)
70～74歳	87,740 (8.1)	11,192 (8.0)	12,133 (7.3)	18,578 (8.2)	14,541 (6.9)	19,994 (8.9)	4,078 (9.5)	7,224 (9.1)
75～79歳	80,751 (7.4)	9,770 (7.0)	11,239 (6.8)	19,159 (8.5)	13,052 (6.2)	17,890 (8.0)	3,548 (8.2)	6,093 (7.7)
80歳以上	138,405 (12.7)	15,142 (10.8)	19,417 (11.8)	32,199 (14.2)	20,483 (9.7)	31,527 (14.0)	7,005 (16.3)	12,632 (15.9)
人口密度	154.5	245.9	103.3	499.1	265.1	217.1	74.5	39.2
高齢化率	34.7%	32.7%	31.8%	37.2%	28.4%	38.1%	41.5%	40.2%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 面積…「令和6年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注3) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[令和6年1月1日現在](日本人住民)

(注4) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注5) 人口密度…総人口/面積

常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和6年度)

	項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考		
西部	エイズ	HIV抗原抗体検査	毎月第3水曜日	9:00~15:00	西部保健所2階相談室	・要予約		
	梅毒	梅毒検査	毎月第3水曜日	9:00~15:00	西部保健所2階相談室			
	肝炎	B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日	9:00~12:00	西部保健所2階相談室			
	西部	精神保健福祉相談	精神科医師による相談	令和6年4月18日(木)	14:00~16:00	西部保健所2階相談室	・要予約	
				令和6年5月16日(木)		西部保健所2階相談室		
				令和6年5月24日(金)		大竹市役所		
				令和6年6月20日(木)		西部保健所2階相談室		
				令和6年7月10日(水)		西部保健所2階相談室		
				令和6年8月1日(木)		山崎本社みんなのあいプラザ		
				令和6年9月6日(金)		西部保健所2階相談室		
				令和6年10月17日(木)		西部保健所2階相談室		
				令和6年11月7日(木)		大竹市役所		
				令和6年11月29日(金)		西部保健所2階相談室		
				令和6年12月19日(木)		西部保健所2階相談室		
				令和7年1月15日(水)		山崎本社みんなのあいプラザ		
西部広島	こころの健康相談	精神科医師による相談	令和6年6月26日(水)	13:30~15:30	安芸高田市保健センター (安芸高田市吉田町常友1564-2)	安芸高田市健康長寿課 (0826-42-5633)		
			令和6年9月24日(火)				府中町老人福祉センター福寿館 (安芸郡府中町浜田本町5-25)	府中町健康推進課 (082-286-3255)
			令和7年2月26日(水)					
			令和6年5月27日(月)	13:30~15:30	府中町老人福祉センター福寿館 (安芸郡府中町浜田本町5-25)	府中町健康推進課 (082-286-3255)		
			令和6年7月29日(月)					
			令和6年9月30日(月)					
			令和6年11月25日(月)	13:30~15:30	海田町役場 (安芸郡海田町南昭和町14-17)	海田町健康づくり推進課 (082-823-4418)		
			令和7年1月27日(月)					
			令和7年3月17日(月)					
			令和6年6月18日(火)	13:30~15:30	熊野町地域福祉会館 (安芸郡熊野町中溝1-11-1)	熊野町健康推進課 (082-820-5637)		
令和6年9月18日(水)								
令和6年12月17日(火)								
令和6年5月14日(火)	14:00~16:00	坂町立保健センター (安芸郡坂町坂西1-18-14)	坂町保険健康課 (082-820-1504)					
令和6年8月1日(木)								
令和6年12月5日(木)								
令和6年5月30日(木)	13:30~16:00	文化交流センター紫の里 (山県郡北広島町有田1234-1)	北広島町保健健康増進係 (0826-72-7353)					
令和6年9月5日(木)								
令和6年11月14日(木)								
令和7年2月4日(火)	13:30~15:30	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課健康対策係 (082-513-5521)予約制					
令和6年7月3日(水)								
令和6年11月6日(水)	13:30~15:30	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課健康増進係 (082-513-5526)予約制					
令和6年11月6日(水)								
エイズ	HIV抗体検査	毎月第1火曜日	13:00~15:00	西部保健所所支所 (広島市中区基町10-52)	保健課健康対策係 (082-513-5521)予約制			
肝炎	B型・C型肝炎ウイルス検査	毎月第1火曜日	13:00~15:00	西部保健所所支所 (広島市中区基町10-52)	保健課健康増進係 (082-513-5526)予約制			
西部呉	エイズ等対策	HIV抗原抗体検査・梅毒検査及び相談	毎月第3水曜日 (7,9月は第2水曜日)	9:00~12:00 (6月は9:00~16:00)	西部保健所呉支所	予約制		
	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日 (7,9月は第2水曜日)	9:00~12:00	西部保健所呉支所	予約制		
	精神保健福祉相談	精神保健	毎月第2金曜日	13:30~15:00	江田島市	予約制		
西部東	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	原則 第1火曜日	13:00~14:00	西部東保健所	予約制		
	精神保健	精神保健相談	原則 第2木曜日	13:30~15:00	・西部東保健所 ・7月、12月は竹原市保健センター	予約制		
	エイズ・性感染症対策	HIV抗原抗体検査及び梅毒検査	原則 第1・3火曜日	第1火曜日:9:00~11:00 第3火曜日:9:00~11:00 13:00~14:00	西部東保健所	予約制		
東部	感染症対策	HIV抗原抗体検査・梅毒検査 及び相談	第1木曜日 第3木曜日	9:30~10:45 13:00~15:00 ※第1木曜日は午前のみ	東部保健所相談室 及び処置室	予約制		
	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	第3木曜日	9:30~15:00	東部保健所相談室 及び処置室	予約制		
	健康づくり・栄養改善対策	アレルギー疾患相談事業	第3火曜日	13:30~15:30	東部保健所相談室	予約制		
東部福山	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	毎月第2火曜日(祝日を除く)	14:00~15:30	福山庁舎	要予約		
	母子保健対策	長期療養児療育相談	年6回	13:00~15:00	福山庁舎	保健師等による相談		
	栄養改善対策	アレルギー相談	随時	9:00~17:00	福山庁舎	保健師・管理栄養士による相談		
	感染症対策	エイズに関する相談	随時	8:30~17:15	福山庁舎	保健師等による相談		
		HIV抗原抗体検査・梅毒検査	第2火曜日	9:00~15:30	福山庁舎			
	精神保健福祉対策	ひきこもり・うつ等専門相談	年12回	13:00~15:00	福山庁舎	精神保健相談医又は精神保健福祉相談員等による相談		
		心の健康相談	年2回	13:00~15:00	府中市保健福祉総合センター	精神保健相談医による相談		
心の健康相談		年6回	13:00~15:00	神石高原町保健福祉センター	精神保健相談医による相談			
北部	ろうあ者専門相談	生活、福祉相談	原則 月曜日~金曜日	10:00~16:45	三次庁舎第3庁舎			
	精神	心の健康相談	毎月第3火曜日 [4月は第3金曜日]	13:00~14:30	三次庁舎第3庁舎	予約制		
			令和6年8月29日(木)	14:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制		
			令和6年9月25日(水)		庄原市役所 西城保健福祉センター	予約制		
エイズ	HIV抗原抗体検査・梅毒検査	毎月第4木曜日	9:00~11:00 (6月・12月は13:00まで延長)	三次庁舎第3庁舎	予約制			
肝炎対策	肝炎ウイルス検査				予約制			

食品営業等相談日

項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	
北部	庄原サテライト	食品衛生の許可等相談 (当日が祝日の場合には開催しない)	毎月第2、4水曜日	10:00~15:00	庄原庁舎第3庁舎

管内の状況 一覧

(令和6年3月31日現在)

提 案		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	備 考
(※)	保 育 所 公 立	5	5	-	-	-	-	-	-	
(※)	私 立	11	11	-	-	-	-	-	-	
(※)	母 子 生 活 支 援 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※)	児 童 館	3	3	-	-	-	-	-	-	
(※)	児 童 遊 園	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※)	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	50	15	-	-	11	17	-	7	
	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	1,152	330	-	-	365	387	-	70	令和6年4月1日現在
	介 護 医 療 院	17	7	-	-	3	6	-	1	
	病 院	149	13	11	30	19	21	45	10	
	一 般 診 療 所	1,353	122	146	235	175	193	394	88	
	歯 科 診 療 所	801	71	94	136	103	115	244	38	
	歯 科 技 工 所 数	140	28	28	-	26	39	3	16	
	助 産 所	27	5	6	-	5	8	1	2	
施 術 所	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゆう師等に関する法律関係	447	53	122	7	85	114	25	41	
	柔道整復師法関係	263	49	48	4	56	71	10	25	
	衛 生 検 査 所	6	-	1	-	2	1	-	2	
	給 食 施 設 数	801	114	137	17	166	201	45	121	
	食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	6,215	812	987	188	1,325	1,737	368	798	
	食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	6,531	940	1,004	231	1,427	1,851	329	749	
	食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	8,299	1,081	1,090	183	264	3,219	972	1,490	
	旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	664	109	45	39	300	127	8	36	
	犬 の 登 録 頭 数	48,780	7,561	7,990	751	11,354	11,849	4,017	5,258	
(※)	水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※)	上 水 道 事 業	12	6	-	-	2	2	-	2	
	簡 易 水 道 事 業	2	1	-	-	-	1	-	-	
(※)	専 用 水 道	9	9	-	-	-	-	-	-	
	薬 局	532	76	89	11	116	161	27	52	
	店 舗 販 売 業	215	31	38	5	44	58	10	29	
	卸 売 販 売 業	75	6	9	-	19	30	1	10	
	既 存 薬 種 商 等	-	-	-	-	-	-	-	-	
	特 例 販 売 業	6	-	2	-	-	-	-	4	
	高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 貸 与 業	539	62	97	9	123	158	28	62	
	管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	2,650	278	468	65	654	685	279	221	
	麻 薬 取 扱 者	4,407	425	348	828	514	702	1,325	265	
(※)	温 泉 利 用 施 設	9	9	-	-	-	-	-	-	

管内の状況 一覧

(令和6年3月31日現在)

提 案	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	備 考
ばい煙発生施設	1,015	260	145	67	141	308	94	-	
ばい煙関係特定施設	238	8	33	-	19	153	25	-	
揮発性有機化合物排出施設	39	16	1	-	-	20	2	-	
一般粉じん発生施設	611	39	193	33	122	155	69	-	
特定粉じん発生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	
粉じん関係特定施設	820	85	207	30	37	321	140	-	
水銀排出施設	49	14	9	1	9	14	2	-	
ダイオキシン関係特定施設	79	18	11	2	2	36	10	-	
水質汚濁関係特定事業場	2,979	465	788	126	229	1,070	301	-	
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	622	19	379	24	23	33	128	16	
汚水等関係特定事業場	410	46	71	14	34	162	83	-	
汚染土壌処理業	1	-	-	1	-	-	-	-	
(※) ごみ処理施設焼却施設	2	-	2	-	-	-	-	-	
(※) R D F 施設	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	5	-	5	-	-	-	-	-	
(※) 一般廃棄物最終処分場	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※) し尿処理施設	1	-	1	-	-	-	-	-	
産業廃棄物収集運搬業	2,056	195	248	27	355	406	693	132	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	46	12	9	-	15	-	8	2	
産業廃棄物処分業	246	33	49	8	55	56	19	26	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	19	4	6	-	8	-	1	-	
中間処理施設	276	31	46	15	40	74	43	27	
最終処分場	28	2	3	4	3	15	1	-	
P C B 廃棄物保管事業所	229	24	43	8	30	94	11	19	
産業廃棄物事業場外保管届	2	-	-	-	2	-	-	-	
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	357	32	107	12	64	93	17	32	
自動車リサイクル 引取業者	180	21	32	1	51	38	17	20	
フロン類 回収業者	83	6	18	1	27	17	6	8	
解体業者	32	2	6	-	10	9	2	3	
破碎業者	19	1	3	-	7	4	1	3	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和5年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名	
計	282	718	85		
小 計	51	196	27		
保 健 師	西 部	8	31	4	日本赤十字広島看護大学
	西 部 広 島	5	18	4	安田女子大学
	西 部 呉	5	15	3	広島文化学園大学
	西 部 東	13	52	8	広島国際大学、日本赤十字広島看護大学
	東 部	10	40	4	県立広島大学
	東 部 福 山	10	40	4	県立広島大学
北 部					
小 計	97	388	55		
管 理 栄 養 士	西 部	16	64	8	県立広島大学 安田女子大学
	西 部 広 島	16	64	8	広島修道大学 県立広島大学
	西 部 呉	13	52	8	広島女学院大学、広島国際大学
	西 部 東	15	60	8	安田女子大学、広島女学院大学
	東 部	10	40	8	安田女子大学、広島国際大学
	東 部 福 山	14	56	7	福山大学
北 部	13	52	8	安田女子大学、県立広島大学	
小 計	-	-	-		
社 会 福 祉 主 事					
小 計	114	114	1		
医 師	西 部	114	114	1	広島大学(オンライン)
小 計	20	20	2		
歯 科 衛 生 士	西 部 広 島	10	10	1	広島高等歯科衛生士専門学校
	東 部	10	10	1	広島高等歯科衛生士専門学校
小 計	-	-	-		
訪 問 介 護 員					
小 計	-	-	-		
そ の 他					

地域保健福祉対策

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和5年度)

区 分	保健計画の 策定・地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・ 生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再 掲)	
							結 核 (7)	エ イ ズ (8)
実施回数(O1)	1	3	13	4	3	12	2	-
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	1	10	1	3	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-	1	1	-
東 部	-	1	2	3	-	5	-	-
東 部 福 山	1	-	1	-	-	1	-	-
北 部	-	1	-	-	-	5	1	-
参加延人員(O2)	(6)	(36)	(85)	(89)	(41)	(229)	(86)	(-)
西 部	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
西 部 広 島	(-)	(20)	(40)	(77)	(41)	(-)	(-)	(-)
西 部 呉	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
西 部 東	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(28)	(28)	(-)
東 部	(-)	(13)	(15)	(12)	(-)	(61)	(-)	(-)
東 部 福 山	(6)	(-)	(30)	(-)	(-)	(6)	(-)	(-)
北 部	(-)	(3)	(-)	(-)	(-)	(134)	(58)	(-)

区 分	精神保健 福祉 (9)	難 病 (10)	介護保険 (11)	健康危機 管理 (12)	そ の 他 (13)	計 (14)
実施回数(O1)	33	3	2	15	7	96
西 部	5	-	-	2	2	9
西 部 広 島	2	2	2	2	1	24
西 部 呉	2	-	-	1	1	4
西 部 東	1	-	-	4	-	6
東 部	8	-	-	3	-	22
東 部 福 山	5	-	-	2	-	10
北 部	10	1	-	1	3	21
参加延人員(O2)	519	46	63	210	104	(942)
西 部	(122)	(-)	(-)	(12)	(29)	(163)
西 部 広 島	(71)	(40)	(63)	(18)	(5)	(375)
西 部 呉	(22)	(-)	(-)	(9)	(2)	(33)
西 部 東	(21)	-	-	(74)	-	(123)
東 部	(22)	(-)	(-)	(41)	(-)	(164)
東 部 福 山	(53)	(-)	(-)	(31)	(-)	(126)
北 部	(208)	(6)	(-)	(25)	(68)	(444)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部】

(令和5年度末現在)

名 称	広島県西部地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成9年11月27日
構 成 団 体	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、看護協会、
	介護支援専門員連絡協議会、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、
	民生委員・児童委員協議会、女性関係団体、市、厚生環境事務所・保健所
	その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	佐川 広（大竹市医師会会長）
部 会 の 設 置	地域ケア専門部会、公衆衛生・母子保健専門部会、保健医療計画推進専門部会
総 会	第1回：令和5年5月（書面開催）、第2回：令和6年3月（Web開催）
理 事 会	—
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	地域自殺対策医療連携事業
	地域包括ケアシステム強化推進事業（多職種連携研修）
補 助 事 業	地域包括ケア支援事業
	公衆衛生・母子保健専門部会運営事業
	保健医療計画推進専門部会運営事業
	保健・医療・福祉団体への補助事業
	圏域地对協研修会
そ の 他	

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部広島・海田】

(ア) 海田地域保健対策協議会

(令和5年度末現在)

名 称	海田地域保健対策協議会(略称:海田地対協)
設 立 年 月 日	平成9年9月26日
構 成 団 体	安芸地区医師会、安芸歯科医師会、安芸薬剤師会、済生会広島病院、マツダ株式会社マツダ病院 安芸郡各町社会福祉協議会、海田地域公衆衛生推進協議会 府中町、海田町、熊野町、坂町 西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所) その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	片桐 則明
部 会 の 設 置	地域保健専門部会、医療福祉専門部会、地域ケア専門部会
総 会	令和5年6月1日(Web開催)
理 事 会	該当なし
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業、地域自殺対策医療連携事業 健康ひろしま21(第3次)策定、医療機関災害対応研修事業
補 助 事 業	運営費(会議費、事務局費) 感染症対策事業 地域保健専門部会事業 母子保健推進事業 地域精神保健福祉推進事業 食育推進・栄養改善事業 生活習慣病予防推進事業 保健医療計画推進事業・地域医療構想調整会議、病院部会の運営 医療福祉専門部会活動事業 地域ケア体制の推進事業・ひろしま高齢者プランの進捗管理 医療機関災害対応研修事業
そ の 他	圏域地対協研修会、保健福祉関係団体助成事業

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部広島・芸北】

(イ) 芸北地域保健対策協議会

(令和5年度末現在)

名 称	芸北地域保健対策協議会(略称:芸北地对協)
設 立 年 月 日	平成9年10月9日
構 成 団 体	安芸高田市・山県郡各医師会、安芸高田市・山県郡各歯科医師会、安芸高田市・山県郡内の病院 安芸高田市・山県郡各薬剤師会、安芸高田市・山県郡各町、安芸高田市・山県郡各町社会福祉協議会 安芸高田市・山県郡各町民生委員児童委員協議会、安芸高田市・山県郡各女性連合会 安芸高田市・山県郡各老人クラブ連合会、安芸高田市公衆衛生推進協議会 西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所) その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	北尾 憲太郎
部 会 の 設 置	総務企画委員会、地域包括ケア推進部会、保健医療計画等検討部会、救急医療対策専門部会
総 会	令和5年5月11日(Web開催)
理 事 会	該当なし
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業、地域自殺対策医療連携事業 健康ひろしま21(第3次)策定、医療機関災害対応研修事業
補 助 事 業	事務費・会議費(総会・総務企画委員会) 地域包括ケア推進部会・ひろしま高齢者プランの進捗管理 在宅緩和ケア推進事業 歯科保健推進事業 救急医療対策推進事業・感染症対策事業 地域・職域連携推進事業 こころの健康づくり事業 食育推進事業 母子保健推進事業 保健医療計画等検討事業・地域医療構想調整会議、病院部会の運営 医療機関災害対応研修事業
そ の 他	圏域地对協研修会、福祉関係団体助成事業

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部呉】

(令和5年度末現在)

名 称	呉地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成10年1月22日
構 成 団 体	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、地域女性団体連絡協議会、広島県看護協会、老人福祉施設連盟、管内2市(福祉保健部署、消防当局)、県保健所、市保健所、県厚生環境事務所
会 長	玉 木 正 治 (呉市医師会会長)
部 会 の 設 置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・企画調整委員会 ・救急医療専門委員会 (2) 小委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等医療体制検討委員会 ・呉地域保健医療計画推進小委員会 ・健康ひろしま21推進会議 ・産婦人科医療体制検討委員会 (3) 部会 <ul style="list-style-type: none"> ・救急蘇生推進部会 (4) ワーキンググループ <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携体制調整ワーキンググループ ・ウイルス性肝炎地域連携パスワーキンググループ ・脳卒中クリニカルパス推進ワーキンググループ ・緩和ケア推進ワーキンググループ
総 会	令和5年5月17日
理 事 会	令和6年3月13日
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	うつ病等地域医療連携事業(研修会、連絡会議)
	健康ひろしま21推進事業
	圏域別医療機関災害対応研修
補 助 事 業	医療連携体制協議会運営事業
	在宅緩和ケア研修事業
	救急蘇生実地研修事業
	圏域保健医療福祉推進事業
	圏域地対協研修会
そ の 他	—

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【西部東】

(令和5年度末現在)

名 称	広島中央地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 団 体	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員連絡協議会
	主な病院、訪問看護ステーション協議会、社会福祉協議会
	民生委員児童委員協議会、女性会、市町、厚生環境事務所、保健所、消防局
	住民団体、女性会、老人クラブ、老人福祉施設連盟、障害者就労・生活支援センター 公衆衛生推進協議会
会 長	山田謙慈(東広島地区医師会長)
部 会 の 設 置	保健医療計画推進部会、地域医療構想推進部会、地域包括ケアシステム推進部会、 健康ひろしま21推進部会
総 会	令和5年5月31日(書面)、令和5年7月27日(Web)、令和5年11月16日(Web)、令和6年3月15日(書面)
理 事 会	同上
事 業	事業名
委 託 事 業	保健医療計画等推進事業
	地域包括ケアシステム推進事業
補 助 事 業	健康ひろしま21推進事業
	うつ・自殺対策推進事業
	管理費(会議費、事務局費)
	感染症対策推進事業 がん予防対策等推進事業
そ の 他	—

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【東部】

(令和5年度末現在)

名 称	尾三地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成9年10月30日
構 成 団 体	三原市、尾道市、世羅町
	三原赤十字病院、JA尾道総合病院、因島総合病院、世羅中央病院企業団
	三原赤十字病院、JA尾道総合病院、因島総合病院、公立世羅中央病院
	三原市歯科医師会、尾道市歯科医師会、因島歯科医師会、竹原・豊田歯科医師会、御調・世羅郡歯科医師会
	三原薬剤師会、尾道薬剤師会、因島薬剤師会、東広島薬剤師会
	三原市公衆衛生推進協議会、尾道市公衆衛生推進協議会、世羅町公衆衛生推進協議会
	三原市社会福祉協議会、尾道市社会福祉協議会、世羅町社会福祉協議会
	三原市民生委員児童委員連合協議会、尾道市連合民生委員児童委員協議会、世羅町民生委員児童委員協議会
	県立広島大学三原地域連携センター 広島県東部厚生環境事務所、広島県東部保健所
会 長	小園亮次(三原市医師会長)
部 会 の 設 置	理事会、常任理事会 保健医療計画委員会、健康ひろしま21計画委員会、精神保健福祉対策検討委員会、感染症対策検討委員会
総 会	
理 事 会	上記「構成団体」により組織
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	健康ひろしま21計画最終評価等事業
	地域自殺対策医療連携事業
	医療機関災害対応研修事業
補 助 事 業	理事会・常任理事会
	保健医療計画推進事業
	健康ひろしま21計画推進事業
	精神保健福祉対策推進事業
そ の 他	感染症対策推進事業

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【東部福山】

(令和5年度末現在)

名 称	福山・府中地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成10年3月4日
構 成 団 体	福山市医師会、松永沼隈地区医師会、深安地区医師会、府中地区医師会
	独立行政法人国立病院機構福山医療センター、福山市民病院、福山市歯科医師会、府中地区歯科医師会、神石郡歯科医師会
	福山市薬剤師会、広島県老人福祉施設連盟(福山ブロック)
	福山市社会福祉協議会、府中市社会福祉協議会、神石高原町社会福祉協議会
	福山市、府中市、神石高原町
	福山市保健所、広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所
会 長	内藤 賢一（府中地区医師会）
部 会 の 設 置	理事会、運営委員会、保健医療計画委員会、救急医療委員会、健康増進計画委員会、感染症対策検討委員会
総 会	
理 事 会	上記の構成団体の長
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業、医療機関災害対応研修
	地域自殺対策医療連携事業、健康ひろしま21(第2次)改定版圏域計画に係る最終評価等業務
補 助 事 業	理事会
	運営委員会
	保健医療計画委員会
	救急医療委員会
	健康増進計画委員会
	うつ・自殺対策医療連携協議会
感染症対策検討委員会	
そ の 他	—

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況【北部】

(令和5年度末現在)

名 称	備北地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成13年12月13日
構 成 団 体	三次市・庄原市
	三次地区医師会・庄原市医師会・三次市歯科医師会・庄原市歯科医師会・三次薬剤師会・備北メディカルネットワーク
	市立三次中央病院・三次地区医療センター・総合病院庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院
	庄原市公衆衛生推進協議会
	三次市社会福祉協議会・庄原市社会福祉協議会
北部保健所・北部厚生環境事務所	
会 長	鳴戸謙嗣(三次地区医師会長)
部 会 の 設 置	地域包括ケア支援専門部会, 健康ひろしま21推進専門部会, 保健医療計画推進専門部会, 感染症対策専門部会
総 会	
理 事 会	令和4年5月26日、令和4年10月27日、令和5年3月16日
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, 地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成
	三次・庄原地区多職種連携会議研修費助成
そ の 他	—

(4) 医師臨床研修受入れ状況

(令和5年度)

職 種	実人数	延人数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	10	26	6	
医 師	9	25	5	
西部東	8	24	3	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
東 部	1	1	2	公立みつぎ総合病院
歯 科 医 師	1	1	1	
東 部	1	1	1	公立みつぎ総合病院

高齢者保健福祉対策

(1)介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【全県】

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人	
実施事業数合計①～③		1,603	549	51	320	46	537	22	10	3	25	28	12	
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	1,011	346	43	169	26	367	16	8	2	13	15	6	
	訪問介護	223	44	22	14	5	122	8	4	1	1	2	-	
	訪問入浴介護	11	2	3	-	-	6	-	-	-	-	-	-	
	訪問看護	115	10	1	24	12	51	4	2	1	3	7	-	
	訪問リハビリテーション	24	3	-	15	2	1	-	-	-	1	1	1	
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所介護	182	71	12	18	1	74	2	2	-	1	1	-	
	通所リハビリテーション	75	5	-	56	4	-	-	-	-	3	3	4	
	短期入所生活介護	199	184	-	4	-	9	-	-	-	2	-	-	
	短期入所療養介護	42	4	-	32	2	-	-	-	-	2	1	1	
	特定施設入居者生活介護	39	19	-	6	-	14	-	-	-	-	-	-	
	福祉用具貸与	51	2	3	-	-	45	1	-	-	-	-	-	
	特定福祉用具販売	50	2	2	-	-	45	1	-	-	-	-	-	
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	573	203	8	134	20	170	6	2	1	12	11	6	
	介護予防訪問入浴介護	10	2	2	-	-	6	-	-	-	-	-	-	
	介護予防訪問看護	115	11	1	24	12	50	4	2	1	3	7	-	
	介護予防訪問リハビリテーション	23	3	-	14	2	1	-	-	-	2	-	1	
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護予防通所リハビリテーション	75	5	-	56	4	-	-	-	-	3	3	4	
	介護予防短期入所生活介護	173	158	-	4	-	9	-	-	-	2	-	-	
	介護予防短期入所療養介護	41	4	-	31	2	-	-	-	-	2	1	1	
	介護予防特定施設入居者生活介護	35	16	-	5	-	14	-	-	-	-	-	-	
	介護予防福祉用具貸与	51	2	3	-	-	45	1	-	-	-	-	-	
	特定介護予防福祉用具販売	50	2	2	-	-	45	1	-	-	-	-	-	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	19	-	-	17	-	-	-	-	-	-	2	-	
	介護医療院	19	-	-	17	-	-	-	-	-	-	2	-	

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【全県】

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 東	東 部	北 部
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		1,603	506	368	609	120
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	1,011	330	224	387	70
	訪 問 介 護	221	84	43	84	10
	訪 問 入 浴 介 護	11	3	2	5	1
	訪 問 看 護	116	41	32	38	5
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	24	6	11	5	2
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	183	63	36	74	10
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	75	15	23	32	5
	短 期 入 所 生 活 介 護	199	70	37	71	21
	短 期 入 所 療 養 介 護	42	3	14	21	4
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	39	13	11	12	3
	福 祉 用 具 貸 与	51	16	8	22	5
	特 定 福 祉 用 具 販 売	50	16	7	23	4
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	573	169	141	214	49
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	10	3	2	3	2
	介 護 予 防 訪 問 看 護	115	40	32	38	5
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	23	5	11	5	2
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	75	16	23	31	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	173	59	33	61	20
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	41	3	14	21	3
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	35	11	11	10	3
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	51	16	8	22	5
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	50	16	7	23	4	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	19	7	3	8	1
	介 護 医 療 院	19	7	3	8	1

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

高齢者保健福祉対策

(1)介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【西部】

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人	
実施事業数合計①～③		506	177	19	82	15	193	5	3	3	-	5	4	
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	330	113	15	45	9	136	4	2	2	-	2	2	
	訪問介護	84	14	7	5	2	51	3	1	1	-	-	-	
	訪問入浴介護	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
	訪問看護	41	3	-	9	6	19	1	1	1	-	1	-	
	訪問リハビリテーション	6	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通所介護	63	23	4	8	1	27	-	-	-	-	-	-	
	通所リハビリテーション	15	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	短期入所生活介護	70	66	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
	短期入所療養介護	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	特定施設入居者生活介護	13	6	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	16	-	2	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-
	特定福祉用具販売	16	-	2	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	169	64	4	31	6	57	1	1	1	-	2	2	
介護予防訪問入浴介護	3	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
介護予防訪問看護	40	3	-	9	6	18	1	1	1	-	1	-		
介護予防訪問リハビリテーション	5	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
介護予防通所リハビリテーション	16	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
介護予防短期入所生活介護	59	55	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	
介護予防短期入所療養介護	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
介護予防特定施設入居者生活介護	11	5	-	2	-	4	-	-	-	-	-	-	-	
介護予防福祉用具貸与	16	-	2	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	
特定介護予防福祉用具販売	16	-	2	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	7	-	-	6	-	-	-	-	-	-	1	-	
介護医療院	7	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	1	-	

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
実施事業数合計①～③		506	46	171	62	40	41	46	25	21	18	36
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	330	29	111	40	27	30	30	18	14	9	22
	訪 問 介 護	84	8	29	6	6	10	8	6	5	-	6
	訪 問 入 浴 介 護	3	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-
	訪 問 看 護	41	5	19	2	2	3	3	2	3	1	1
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	6	1	3	-	-	-	1	1	-	-	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-										
	通 所 介 護	63	4	20	11	4	8	6	4	2	1	3
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	15	1	7	2	2	-	-	-	-	-	3
	短 期 入 所 生 活 介 護	70	4	15	10	8	8	4	3	4	5	9
	短 期 入 所 療 養 介 護	3	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	13	3	5	2	1	1	-	1	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	16	1	6	3	2	-	3	-	-	1	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	16	1	6	3	2	-	3	-	-	1	-
指 定 介 護 予 防	小 計 ②	169	16	58	21	13	11	15	7	7	8	13
介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	3	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-
介 護 予 防 訪 問 看 護	40	5	19	1	2	3	3	2	3	1	1	
介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	1	3	-	-	-	-	1	-	-	-	
介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-											
介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	16	1	7	2	2	1	-	-	-	-	3	
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	59	3	13	9	4	5	4	3	4	5	9	
介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	
介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	3	3	2	1	1	-	1	-	-	-	
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	16	1	6	3	2	-	3	-	-	1	-	
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	16	1	6	3	2	-	3	-	-	1	-	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	7	1	2	1	-	-	1	-	-	1	1
介 護 医 療 院	7	1	2	1	-	-	1	-	-	1	1	

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【西部東】

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	社会 福祉 法人	社会 福祉 協議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人	
実施事業数合計①～③		368	122	6	112	5	102	9	-	-	3	3	6	
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	224	78	5	59	3	66	7	-	-	1	2	3	
	訪 問 介 護	43	13	2	3	1	21	3	-	-	-	-	-	
	訪 問 入 浴 介 護	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	訪 問 看 護	32	3	1	7	2	16	2	-	-	-	1	-	
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	1	-	8	-	-	-	-	-	-	1	1	
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通 所 介 護	36	17	2	6	-	9	2	-	-	-	-	-	
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	23	2	-	18	-	-	-	-	-	-	1	-	2
	短 期 入 所 生 活 介 護	37	35	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短 期 入 所 療 養 介 護	14	2	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	4	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	8	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	7	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	141	44	1	50	2	36	2	-	-	2	1	3	
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 訪 問 看 護	32	3	1	7	2	16	2	-	-	-	1	-	
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	1	-	8	-	-	-	-	-	1	-	1	
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	23	2	-	18	-	-	-	-	-	1	-	2	
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	33	31	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	14	2	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	4	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-	
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	8	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	7	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-		
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介 護 医 療 院	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【西部東】

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実施事業数合計①～③		368	66	279	23
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	224	41	169	14
	訪問介護	43	10	30	3
	訪問入浴介護	2	-	2	-
	訪問看護	32	5	25	2
	訪問リハビリテーション	11	2	9	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-
	通所介護	36	6	28	2
	通所リハビリテーション	23	5	18	-
	短期入所生活介護	37	6	26	5
	短期入所療養介護	14	5	9	-
	特定施設入居者生活介護	11	-	11	-
	福祉用具貸与	8	1	6	1
	特定福祉用具販売	7	1	5	1
	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	141	24	108
介護予防訪問入浴介護		2	-	2	-
介護予防訪問看護		32	5	25	2
介護予防訪問リハビリテーション		11	2	9	-
介護予防居宅療養管理指導		-	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション		23	5	18	-
介護予防短期入所生活介護		33	5	23	5
介護予防短期入所療養介護		14	5	9	-
介護予防特定施設入居者生活介護		11	-	11	-
介護予防福祉用具貸与		8	1	6	1
特定介護予防福祉用具販売		7	1	5	1
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	3	1	2	-
	介護医療院	3	1	2	-

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【東部】

(令和6年4月1日現在)

区 分	総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人		
実施事業数合計①～③	609	186	17	107	26	225	8	5	-	20	13	2		
指定居宅サービス事業所	小計①	387	118	16	55	14	156	5	4	-	11	7	1	
	訪問介護	86	13	8	6	2	50	2	2		1	2		
	訪問入浴介護	5		3			2							
	訪問看護	37	2		7	4	16	1	1		2	4		
	訪問リハビリテーション	5	1			2	1				1			
	居宅療養管理指導	-												
	通所介護	73	26	5	3		37		1		1			
	通所リハビリテーション	32	2		22	4					2	1	1	
	短期入所生活介護	71	62		2		5				2			
	短期入所療養介護	21	2		15	2					2			
	特定施設入居者生活介護	12	6				6							
	福祉用具貸与	22	2				19	1						
	特定福祉用具販売	23	2				20	1						
指定介護予防サービス事業所	小計②	214	68	1	45	12	69	3	1	-	9	5	1	
	介護予防訪問入浴介護	3		1			2							
	介護予防訪問看護	38	3		7	4	16	1	1		2	4		
	介護予防訪問リハビリテーション	5	1			2	1				1			
	介護予防居宅療養管理指導	-												
	介護予防通所リハビリテーション	31	2		21	4					2	1	1	
	介護予防短期入所生活介護	61	52		2		5				2			
	介護予防短期入所療養介護	21	2		15	2					2			
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	4				6							
	介護予防福祉用具貸与	22	2				19	1						
	特定介護予防福祉用具販売	23	2				20	1						
介護保険施設	小計③	8	-	-	7	-	-	-	-	-	1	-		
	介護医療院	8			7						1			

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【東部】

(令和6年4月1日現在)

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町	府中市	神石高原町	
実施事業数合計①～③	609	171	278	31	106	23	
指定居宅サービス事業所	小 計 ①	387	114	175	22	62	14
	訪 問 介 護	84	28	40	4	9	3
	訪 問 入 浴 介 護	5	1	2	1	1	-
	訪 問 看 護	38	13	19	1	5	-
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	-	3	-	2	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	74	26	33	5	8	2
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	32	8	16	1	6	1
	短 期 入 所 生 活 介 護	71	15	27	6	18	5
	短 期 入 所 療 養 介 護	21	5	11	1	3	1
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	12	4	5	1	2	-
	福 祉 用 具 貸 与	22	7	9	1	4	1
	特 定 福 祉 用 具 販 売	23	7	10	1	4	1
指定介護予防サービス事業所	小 計 ②	214	54	99	9	43	9
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	3	1	2	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	38	13	19	1	5	-
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	-	3	-	2	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	31	7	16	1	6	1
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	61	12	24	3	17	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	21	5	11	1	3	1
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	10	2	5	1	2	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	22	7	9	1	4	1
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	23	7	10	1	4	1
介護保険施設	小 計 ③	8	3	4	-	1	-
	介 護 医 療 院	8	3	4	-	1	-

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【北部】

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実施事業数合計①～③		120	64	9	19	-	17	-	2	-	2	7	-
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	70	37	7	10	-	9	-	2	-	1	4	-
	訪問介護	10	4	5					1				
	訪問入浴介護	1	1										
	訪問看護	5	2		1						1	1	
	訪問リハビリテーション	2			2								
	居宅療養管理指導	-											
	通所介護	10	5	1	1		1		1			1	
	通所リハビリテーション	5	1		3							1	
	短期入所生活介護	21	21										
	短期入所療養介護	4			3							1	
	特定施設入居者生活介護	3	3										
	福祉用具貸与	5		1				4					
	特定福祉用具販売	4						4					
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	49	27	2	8	-	8	-	-	-	1	3	-
介護予防訪問入浴介護	2	1	1										
介護予防訪問看護	5	2		1							1	1	
介護予防訪問リハビリテーション	2			2									
介護予防居宅療養管理指導	-												
介護予防通所リハビリテーション	5	1		3								1	
介護予防短期入所生活介護	20	20											
介護予防短期入所療養介護	3			2								1	
介護予防特定施設入居者生活介護	3	3											
介護予防福祉用具貸与	5		1				4						
特定介護予防福祉用具販売	4						4						
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院	1			1									

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【北部】

(令和6年4月1日現在)

区 分		総 数	庄 原 市
実施事業数合計①～③		120	120
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 業 所	小 計 ①	70	70
	訪 問 介 護	10	10
	訪 問 入 浴 介 護	1	1
	訪 問 看 護	5	5
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-
	通 所 介 護	10	10
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5
	短 期 入 所 生 活 介 護	21	21
	短 期 入 所 療 養 介 護	4	4
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3
	福 祉 用 具 貸 与	5	5
	特 定 福 祉 用 具 販 売	4	4
	指 定 介 護 予 防	小 計 ②	49
介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	2	
介 護 予 防 訪 問 看 護	5	5	
介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2	
介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	
介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5	
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	20	20	
介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	3	
介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3	
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	5	5	
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	4	4	
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	1	1
介 護 医 療 院	1	1	

(注1) 休止中の事業所は含まない。

(注2) 介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(3) 運営指導等件数

(令和5年度)

区 分	総 数	指定居宅サービ ス 事 業 所	指 定 介 護 予 防 サービ ス 事 業 所	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	介 護 医 療 院
運 営 指 導 件 数	346	226	118	0	2
西 部	94	66	28	0	0
西 部 東	57	38	19	0	0
東 部	153	99	53	0	1
北 部	42	23	18	0	1

身体障害者等福祉対策

ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(令和5年度)

区 分	延 相 談 者 数	実 相 談 者 数	相 談 指 導 件 数	相 談 指 導 内 容											
				家 族 関 係	生 活 ・ 生 計	職 業 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 育 児	障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 等	補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具	年 金 ・ 保 険	各 種 制 度	災 害	そ の 他
総 件 数	465	184	697	44	70	10	7	227	11	15	35	1	12	4	261
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部 広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部 呉	20	19	23	2	-	1	-	-	-	13	6	-	1	-	-
西部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	169	123	181	18	66	8	2	65	11	-	1	-	9	-	1
東部 福山	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
北 部	275	41	492	24	4	1	5	162	-	2	27	1	2	4	260

(4) 保育所の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		総数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
施設数 (所)	計	16	16	-	-	-	-	-	-
	公 立	5	5	-	-	-	-	-	-
	私 立	11	11	-	-	-	-	-	-
定 員		1,381	1,381	-	-	-	-	-	-
利 用 児 童 数 (広域入所を含む)		1,286	1,286	-	-	-	-	-	-

(5) 認可外保育施設の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
施 設 数	4	4	-	-	-	-	-	-

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	
病 院	施 設 数	149	13	11	30	19	21	45	10	
	病 床 数	小 計	23,443	2,376	1,730	4,353	3,243	3,942	6,135	1,664
		一 般	12,782	1,127	1,025	2,340	1,675	2,319	3,523	773
		療 養	4,853	773	230	739	628	719	1,110	654
		精 神	5,750	476	475	1,250	920	904	1,490	235
		結 核	46	-	-	24	16	-	6	-
		感 染 症	12	-	-	-	4	-	6	2
	救 急 告 示	75	2	7	11	11	12	28	4	
一 般 診 療 所	施 設 数	1,352	122	146	235	175	193	394	87	
	病 床 数	一 般	1,156	48	67	209	138	190	428	76
		療 養	162	6	12	68	-	16	39	21
	救 急 告 示	9	-	-	2	1	-	5	1	
歯 科 診 療 所		800	71	94	136	102	115	244	38	

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(令和5年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	117	84	31	2
西 部	16	13	3	-
西 部 広 島	16	11	4	1
西 部 呉	8	4	3	1
西 部 東	24	20	4	-
東 部	35	21	14	-
東 部 福 山	5	5	-	-
北 部	13	10	3	-
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	1	-	1	-
西 部	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-
東 部	1	-	1	-
東 部 福 山	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	57	54	3	-
西 部	4	4	-	-
西 部 広 島	12	12	-	-
西 部 呉	2	1	1	-
西 部 東	9	9	-	-
東 部	24	22	2	-
東 部 福 山	1	1	-	-
北 部	5	5	-	-

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間: 月～金曜日(祝日、年末・年始除く) 13:00～16:00

相談方法: 面談、電話相談など

電話番号: 082-513-3058

受付場所: 〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館5階

次の点について、あらかじめご了承ください。

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③医療機関の処分、強制力のある指導、紛争への介入、仲裁はできません。
- ④特定の医療機関を案内・照会することはできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【全県】

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施設数 A	802	24	-	255	39	299	185
指導延数 B	390	31	-	125	22	146	66
1施設当たり指導回数 B/A	0.5	1.3	-	0.5	0.6	0.5	0.4

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				対給 する 食 指 導 割 合 (数 %) に	対栄 養 士 の 指 導 割 合 (%) に	対栄 養 士 の 指 導 割 合 (%) に	総数	
	指定施設				指定施設以外の 特定給食施設				栄養士の いるもの		栄養士の いないもの					施 設 数	延 指 導 件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数								施 設 数	延 指 導 件 数
総数	24	31	-	-	255	125	39	22	299	146	185	67	386.8	417.2	295.3	802	391
学校	-	-	-	-	73	26	11	8	13	1	11	4	36.1	31.4	54.5	108	39
病院	19	29	-	-	42	28	-	-	31	22	4	1	83.3	85.9	25.0	96	80
介護老人 保健施設	-	-	-	-	20	8	-	-	23	13	-	-	48.8	48.8	-	43	21
介護 医療院	1	-	-	-	2	-	-	-	9	2	1	-	15.4	16.7	-	13	2
老人福祉 施設	-	-	-	-	31	21	-	-	98	55	9	1	55.8	58.9	11.1	138	77
児童福祉 施設	-	-	-	-	69	38	24	10	65	30	112	43	44.8	50.7	39.0	270	121
社会福祉 施設	-	-	-	-	9	2	-	-	32	12	18	5	32.2	34.1	27.8	59	19
事業所	3	2	-	-	3	-	1	1	1	-	3	3	54.5	28.6	100.0	11	6
寄宿舎	-	-	-	-	2	-	1	1	7	-	12	3	18.2	-	30.8	22	4
矯正施設	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	100.0	-	100.0	2	2
自衛隊	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
一般給食 センター	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	2	2
その他	-	-	-	-	2	-	-	-	20	11	15	7	48.6	50.0	46.7	37	18

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部】

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)		栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の
		栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の		
施 設 数 A	115	4	-	31	7	47	26
指 導 延 数 B	83	7	-	30	3	31	12
1施設当たり指導回数 B/A	0.7	1.8	-	1.0	0.4	0.7	0.5

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設				対給 する 食 指 導 割 合 (数 %) に	対栄 養士 の 指 導 割 合 (% 設) に	対栄 養士 の 指 導 割 合 (% 設) に	総 数	
	指 定 施 設				指 定 施 設 以 外 の 特 定 給 食 施 設				栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の					施 設 数	延 指 導 件 数
	栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数								施 設 数	延 指 導 件 数
総 数	4	7	-	-	31	30	7	3	47	31	26	12	72.2	82.9	45.5	115	83
学 校	-	-	-	-	7	5	2	2	1	1	2	-	66.7	75.0	50.0	12	8
病 院	4	7	-	-	6	10	-	-	3	4	-	-	161.5	161.5	-	13	21
介 護 老 人 保 健 施 設	-	-	-	-	4	2	-	-	1	-	-	-	40.0	40.0	-	5	2
介 護 医 療 院	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	33.3	33.3	-	3	1
老 人 福 祉 施 設	-	-	-	-	2	2	-	-	11	10	1	-	85.7	92.3	-	14	12
児 童 福 祉 施 設	-	-	-	-	12	11	5	1	17	6	14	6	50.0	58.6	36.8	48	24
社 会 福 祉 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	66.7	100.0	-	3	2
事 業 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄 宿 舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯 正 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 衛 隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 般 給 食 セ ン タ ー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	9	7	8	6	76.5	77.8	75.0	17	13

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部広島】

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施設数 A	137	4	-	51	5	46	31
指導延数 B	74	5	-	26	4	29	10
1施設当たり指導回数 B/A	0.5	1.3	-	0.5	0.8	0.6	0.3

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				対給 する 食 指 導 割 合 (% に)	対栄 養 士 の 指 導 割 合 (% に)	対栄 養 士 の 指 導 割 合 (% に)	総数	
	指定施設				指定施設以外 の 特定給食施設				栄養士の いるもの		栄養士の いないもの					施 設 数	延 指 導 件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数								施 設 数	延 指 導 件 数
総数	4	5	-	-	51	26	5	4	46	29	31	10	54.0	59.4	38.9	137	74
学校	-	-	-	-	20	9	4	3	-	-	1	-	48.0	45.0	60.0	25	12
病院	3	5	-	-	4	3	-	-	4	5	1	-	108.3	118.2	-	12	13
介護老人 保健施設	-	-	-	-	1	-	-	-	5	3	-	-	50.0	50.0	-	6	3
介護 医療院	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	50.0	50.0	-	2	1
老人福祉 施設	-	-	-	-	7	3	-	-	17	7	2	-	38.5	41.7	-	26	10
児童福祉 施設	-	-	-	-	15	10	1	1	10	10	16	9	71.4	80.0	58.8	42	30
社会福祉 施設	-	-	-	-	1	1	-	-	7	3	3	-	36.4	50.0	-	11	4
事業所	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-
寄宿舍	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	6	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食 センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	3	1	20.0	-	33.3	5	1

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部呉】

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)		栄養士のいるもの	栄養士のいないもの
		栄養士のいるもの	栄養士のいないもの	栄養士のいるもの	栄養士のいないもの		
施設数 A	17	1	-	6	-	6	4
指導延数 B	11	-	-	4	-	5	2
1施設当たり指導回数 B/A	0.6	-	-	0.7	-	0.8	0.5

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				対給する食指導割合(%)に	対栄養士のいる給食施設(%)に	対栄養士のいない給食施設(%)に	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数								施設数	延指導件数
総数	1	-	-	-	6	4	-	-	6	5	4	2	64.7	69.2	50.0	17	11
学校	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
病院	-	-	-	-	2	-	-	-	4	2	-	-	33.3	33.3	-	6	2
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	100.0	100.0	-	1	1
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老人福祉施設	-	-	-	-	2	2	-	-	1	2	2	1	100.0	133.3	50.0	5	5
児童福祉施設	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	100.0	1	1
寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部呉】

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)		栄養士のいるもの	栄養士のいないもの
		栄養士のいるもの	栄養士のいないもの	栄養士のいるもの	栄養士のいないもの		
施設数 A	17	1	-	6	-	6	4
指導延数 B	11	-	-	4	-	5	2
1施設当たり指導回数 B/A	0.6	-	-	0.7	-	0.8	0.5

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				対給する食指導割合(%)に	対栄養士のいる給食施設(%)に	対栄養士のいない給食施設(%)に	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のいないもの					施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数								施設数	延指導件数
総数	1	-	-	-	6	4	-	-	6	5	4	2	64.7	69.2	50.0	17	11
学校	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
病院	-	-	-	-	2	-	-	-	4	2	-	-	33.3	33.3	-	6	2
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	100.0	100.0	-	1	1
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老人福祉施設	-	-	-	-	2	2	-	-	1	2	2	1	100.0	133.3	50.0	5	5
児童福祉施設	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	100.0	1	1
寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【西部東】

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施設数 A	166	4	-	63	12	54	33
指導延数 B	62	3	-	22	5	18	14
1施設当たり指導回数 B/A	0.4	0.8	-	0.3	0.4	0.3	0.4

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				対給 する 食 指 導 割 合 (% に)	対栄 養 士 の 指 導 割 合 (% に)	対栄 養 士 の 指 導 割 合 (% に)	総数	
	指定施設				指定施設以外 の特定給食施設				栄養士の いるもの		栄養士の いないもの					施 設 数	延 指 導 件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数								施 設 数	延 指 導 件 数
総数	4	3	-	-	63	22	12	5	54	18	33	14	37.3	35.5	42.2	166	62
学校	-	-	-	-	9	4	-	-	3	-	1	1	38.5	33.3	100.0	13	5
病院	2	2	-	-	13	5	-	-	6	4	-	-	52.4	52.4	-	21	11
介護老人 保健施設	-	-	-	-	7	2	-	-	1	-	-	-	25.0	25.0	-	8	2
介護 医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
老人福祉 施設	-	-	-	-	8	3	-	-	13	3	-	-	28.6	28.6	-	21	6
児童福祉 施設	-	-	-	-	20	7	9	3	13	8	23	8	40.0	45.5	34.4	65	26
社会福祉 施設	-	-	-	-	5	1	-	-	9	2	4	1	22.2	21.4	25.0	18	4
事業所	2	1	-	-	-	-	1	1	-	-	2	2	80.0	50.0	100.0	5	4
寄宿舍	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	3	2	60.0	-	75.0	5	3
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食 センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	-	14.3	14.3	-	7	1

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【東部】

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施設数 A	201	6	-	70	11	61	53
指導延数 B	70	5	-	18	9	20	18
1施設当たり指導回数 B/A	0.3	0.8	-	0.3	0.8	0.3	0.3

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				対給する食 指導割合 (数%)に	対栄養士の 指導割合 (%設)に	対栄養士の 指導割合 (%設)に	総数	
	指定施設				指定施設以外の 特定給食施設				栄養士の いるもの		栄養士の いないもの					施設 数	延指 導件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数					
	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数								施設 数	延指 導件 数
総数	6	5	-	-	70	18	11	9	61	20	53	19	35.3	31.4	43.8	201	71
学校	-	-	-	-	23	6	5	3	-	-	3	2	35.5	26.1	62.5	31	11
病院	5	4	-	-	12	3	-	-	5	1	2	1	37.5	36.4	50.0	24	9
介護老人 保健施設	-	-	-	-	7	2	-	-	7	5	-	-	50.0	50.0	-	14	7
介護 医療院	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3	-
老人福祉 施設	-	-	-	-	8	5	-	-	23	7	2	-	36.4	38.7	-	33	12
児童福祉 施設	-	-	-	-	13	1	5	4	15	3	34	12	29.9	14.3	41.0	67	20
社会福祉 施設	-	-	-	-	2	-	-	-	7	1	8	4	29.4	11.1	50.0	17	5
事業所	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-	2	1
寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2	-
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	200.0	-	200.0	1	2
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食 センター	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
その他	-	-	-	-	1	-	-	-	3	3	2	-	50.0	75.0	-	6	3

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況【東部福山】

ア 施設数及び指導状況

(令和5年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設	
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの		
施設数 A	45	1	-	11	-	19	14
指導延数 B	35	1	-	13	-	11	10
1施設当たり指導回数 B/A	0.8	1.0	-	1.2	-	0.6	0.7

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和5年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設				対給 する 食 指 導 割 合 (数 %) に	対栄 養 士 の 指 導 割 合 (% 設 %) に	対栄 養 士 の 指 導 割 合 (% 設 %) に	総数	
	指定施設				指定施設以外 の特定給食施設				栄養士の いるもの		栄養士の いないもの					施 設 数	延 指 導 件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数								施 設 数	延 指 導 件 数
総数	1	1	-	-	11	13	-	-	19	11	14	10	77.8	80.6	71.4	45	35
学校	-	-	-	-	2	1	-	-	2	-	4	1	25.0	25.0	25.0	8	2
病院	1	1	-	-	1	3	-	-	4	4	-	-	133.3	133.3	-	6	8
介護老人 保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	33.3	33.3	-	3	1
介護 医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
老人福祉 施設	-	-	-	-	1	-	-	-	5	3	1	-	42.9	50.0	-	7	3
児童福祉 施設	-	-	-	-	5	8	-	-	3	3	5	8	146.2	137.5	160.0	13	19
社会福祉 施設	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	3	-
事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	50.0	-	50.0	2	1
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食 センター	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-

(2) 食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況

ア 立入、買上検査、収去検査、報告徴収、物件提出要求の件数（単位：件）

（令和5年度）

区 分	立 入	買 上 検 査		収 去 検 査		報 告 徴 収		物 件 提 出 要 求		
	件 数	検 体 数	違 反		検 体 数	違 反		件 数	違 反	
			検 査	件 数		検 査	件 数		件 数	件 数
食 品 表 示 法 （ 保 健 事 項 ）	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部 福 山	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健 康 増 進 法 （ 第 65 条 第 1 項 ）	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部 福 山	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※立入件数は、食品表示法第8条に基づくものである

(2)食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況

イ 指導件数（単位：件）

（令和5年度）

	件数	内 訳		再 掲							
		食品 （添加物を除く）	添加物	生 鮮 食 品			加 工 食 品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 （保健事項）	25	22	-	-	-	-	15	4	2	4	-
西 部	3	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-
西部広島	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
西部呉	3	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-
西部東	2	2	-	-	-	-	1	1	-	-	-
東 部	11	11	-	-	-	-	7	3	1	-	-
東部福山	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
北 部	4	4	-	-	-	-	2	-	-	2	-
健康増進法 （第65条第1項）	19	18	-	16	-	-	3	-	-	-	-
西 部	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部呉	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
西部東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	16	16	-	14	-	-	2	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

(2)食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況

ウ 相談件数（単位：件）

（令和5年度）

	件数	内 訳		再 掲							
		食品 (添加物を除く)	添加物	生 鮮 食 品			加 工 食 品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 (保健事項)	262	262	0	9	0	0	116	27	19	91	0
西 部	43	43	-	2	-	-	21	13	2	5	-
西部広島	23	23	-	-	-	-	1	1	1	20	-
西部呉	11	11	-	3	-	-	2	-	4	2	-
西部東	28	28	-	-	-	-	16	1	-	11	-
東 部	84	84	-	-	-	-	50	4	11	19	-
東部福山	19	19	-	-	-	-	6	2	-	11	-
北 部	54	54	-	4	-	-	20	6	1	23	-
健康増進法 (第65条第1項)	10	10	0	2	0	0	7	0	0	0	0
西 部	6	6	-	2	-	-	4	-	-	-	-
西部広島	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
西部呉	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部東	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(令和5年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
人口(令和6年3月31日現在)		911,105	141,998	169,405	20,955	219,805	233,001	44,492	81,449
健 康 診 査	対 象 者	7,049	696	940	147	1,148	3,345	272	501
	受 診 者	187	27	20	12	34	55	32	7
	受 診 率 (%)	2.7	3.9	2.1	8.2	3.0	1.6	11.8	1.4
肝 炎 ウ イ ル ス 検 査	対 象 者	405,443	85,349	48,814	11,535	92,721	140,200	19,967	6,857
	受 診 者	3,266	364	357	39	1,584	642	154	126
	受 診 率 (%)	0.8	0.4	0.7	0.3	1.7	0.5	0.8	1.8

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育、健康相談、訪問指導)

(令和5年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	
健 康 教 育	個 別	参 加 人 員	12	-	-	-	-	12	-	
	集 団	実 施 回 数	1,000	43	151	100	278	304	30	94
		参 加 人 員	20,310	249	2,208	1,686	4,977	9,704	395	1,091
健 康 相 談	重 点	実 施 回 数	122	21	28	-	50	17	-	6
		参 加 人 員	2,278	242	234	-	546	1,036	-	220
	総 合	実 施 回 数	279	29	31	69	73	61	10	6
		参 加 人 員	3,659	234	584	566	460	1,695	19	101
訪 問 指 導	対 象 者 数	1,065	55	58	27	530	153	239	3	
	被 指 導 実 人 員	374	36	44	27	95	153	16	3	

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4) 健康生活応援店の状況

(令和5年度末現在)

区 分		延 認 証 店 舗 数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東 部 福 山	北 部
禁 煙 支 援	禁 煙 支 援	-	-	-	-	-	-	-	-
食 生 活	栄 養 成 分 表 示	17	1	3	-	1	6	5	1
	野 菜 た っ ぷ り	52	2	28	7	4	-	8	3
	塩 分 控 え め	13	1	3	-	2	4	-	3
	ヘルシーオーダーメニュー	9	-	9	-	-	-	-	-
	塩分控えめ推進・応援	10	3	3	3	-	-	1	-
	朝食摂取応援	3	-	3	-	-	-	-	-
	食事バランス応援	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	104	7	49	10	7	10	14	7
運 動 実 践	正 しい 歩 き 方 (ウオーキング)指導	2	-	-	-	1	-	-	1
	ウオーキング勸奨・応援	13	-	5	-	2	2	-	4
	小 計	15	-	5	-	3	2	-	5
そ の 他	健 康 づ く り 応 援	69	5	30	19	5	6	-	4
合 計		188	12	84	29	15	18	14	16
実 店 舗 数		117	9	48	19	8	15	9	9

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部】

(令和5年度)

日時	令和6年2月29日(木) 14:00~16:00
場所	オンライン開催
参加機関数	16機関
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 食育活性化支援事業報告 2 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・「食塩摂取量の減少」と「野菜摂取量の増加」に向けた取組状況 ・圏域における食育推進の取組み 3 第4次広島県食育推進計画について 4 各市健康増進計画について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
小方認定こども園		
廿日市市立宮内保育園		
大竹市立小方中学校		
廿日市市立阿品台西小学校		
ひろしま農業協同組合佐伯中央地域本部	統括部総務課	
大野町漁業協同組合		
廿日市食品衛生協会		
大竹市食生活改善推進協議会		
廿日市市食生活改善推進員連絡協議会		
西部厚生環境事務所・保健所管内地域活動栄養士会		
廿日市市栄養士会		
大竹市	健康福祉部保健医療課	
大竹市	健康福祉部福祉課	
大竹市	総務部産業振興課	
大竹市	教育委員会総務学事課	
廿日市市	健康福祉部健康福祉総務課	
廿日市市	福祉保健部こども課	
廿日市市	産業部農林水産課	
廿日市市	教育委員会学校教育課	
西部農林水産事務所	農村振興課	
西部教育事務所	教育指導課	
山陽女子短期大学		

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部広島】

(令和5年度)

日時	7月21日(金) 14:00~15:45	2月26日(月) 14:00~15:45
場所	農林庁舎 入札室	農林庁舎 集団指導室
参加機関数	7	7
主な議題	1. 広島県の食育の取組みについて 2. 市町食育推進計画の進捗状況について 3. 第4次広島県食育推進計画の策定の方向性について 4. その他	1. 広島県の食育の取組みについて 2. 第4次広島県食育推進計画の策定について 3. 情報交換・協議事項「各市町の食育推進の取組みについて」

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
安芸高田市	健康長寿課	
府中町	健康推進課	
海田町	保健センター	
熊野町	健康推進課	
坂町	保険健康課	
安芸太田町	健康福祉課	
北広島町	保健課	
西部保健所広島支所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部呉】

(令和5年度)

日時	令和5年7月13日(木)10:30~12:00	令和6年2月29日(木)10:30~12:00
場所	広島県西部保健所呉支所	広島県西部保健所呉支所
参加機関数	3	3
主な議題	<ol style="list-style-type: none">1 令和5年度事業計画について2 食育推進計画に関する取組計画について3 食育活性化支援事業実施に係る協議・決定4 情報交換	<ol style="list-style-type: none">1 令和5年度事業報告について2 食育推進計画に関する取組報告について3 食育活性化支援事業実施報告4 情報交換

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
広島県西部保健所呉支所	厚生保健課	
呉市保健所	地域保健課	
江田島市	保健医療課	
江田島市	子育て支援課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【西部東】

(令和5年度)

日時	2024年1月23日
場所	東広島庁舎
参加機関数	11
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び国の食育推進の動向について ・各市町・機関における食育推進の動向について ・今後の食育推進の取組について ・食育活性化支援事業の実施報告 ・令和5年度栄養関係功労者に対する厚生労働大臣表彰の受賞について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
竹原市食生活改善推進委員会		
東広島地域活動栄養士会		
大崎上島町食生活改善推進員協議会		
ひろしま農業協同組合広島中央地域本部		
ひろしま農業協同組合芸南地域本部		
東広島商工会議所		
竹原商工会議所		
大崎上島町商工会		
広島県央商工会		
安芸津町商工会		
黒瀬商工会		
東広島市農林水産物販路拡大推進協議会		
竹原市	健康福祉課	
竹原市	社会福祉課	
竹原市教育委員会	総務学事課	
竹原市	産業振興課	
東広島市	医療保健課	
東広島市	保育課	
東広島市	こども家庭課	
東広島市教育委員会	学事課	
東広島市	農林水産課	
大崎上島町	保健衛生課	
大崎上島町	福祉課	
大崎上島町教育委員会	教育課	
大崎上島町	地域経営課	
広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所	農村振興課	
西部農業技術指導所		

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【東部】

(令和5年度)

日時	令和5年12月8日
場所	広島県尾道庁舎
参加機関数	14
主な議題	<p>1 報告 (1) 広島県食育推進功労者表彰について (2) 食育活性化支援事業について</p> <p>2 議題 (1) 第4次広島県食育推進計画の策定状況及び重点項目について (2) 市町の食育推進計画策定・進捗状況及び関係機関・団体の取組状況について (3) 意見交換「圏域における食育推進の取組について」</p>

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三原市	保健福祉課	
三原市	こども保育課	
三原市	農林水産課	
三原市教育委員会	学校給食課	
尾道市	健康推進課	
尾道市	子育て支援課	
尾道市	農林水産課	
尾道市教育委員会	教育指導課	
世羅町	健康保険課	
世羅町	子育て支援課	
世羅町	産業振興課	
世羅町教育委員会	学校教育課	
ひろしま農業協同組合三原地域本部	営農販売課	
尾道市農業協同組合 総合企画部	組合員課	
三原市食生活改善推進員協議会		
尾道市保健推進員連絡協議会		
世羅町食生活改善推進員協議会		
広島県東部教育事務所	教育指導課	
広島県東部農林水産事務所 尾道農林事業所	農村振興課	
広島県東部保健所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【東部福山】

(令和5年度)

日時	令和6年3月11日
場所	広島県福山庁舎(ハイブリッド会議)
参加機関数	14
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 各市町における食育推進計画の次期計画策定等について 2 令和5年度食育活性化支援事業について 3 令和6年度以降の食育活性化支援事業について 4 情報提供「第4次広島県食育推進計画の概要等について」 5 事務連絡 <p>※書面による情報共有【令和6年3月19日付けで通知】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度食育推進に係る取組状況

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
福山市保健所	健康推進課	
府中市	健康推進課	
府中市	農林課	
府中市教育委員会	教育政策課	
神石高原町	健康衛生課	
神石高原町	産業課	
神石高原町教育委員会	教育課	
福山食品衛生協会		
府中食品衛生協会		
神石郡食品衛生協会		
福山市農業協同組合	営農経済部組合員課	
生活協同組合ひろしま		
東部教育事務所	教育指導課	
東部保健所福山支所	衛生環境課	
東部保健所福山支所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況【北部】

(令和5年度)

日時	令和5年9月26日(火)14:00~15:30
場所	広島県三次庁舎第3庁舎 601会議室
参加機関数	12機関
主な議題	1 広島県及び国の食育推進について 2 各機関・団体の食育の取組について 3 各市食育推進計画の進捗状況について 4 令和5年度食育活性化支援事業に係る協議・決定 5 その他

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三次市	健康推進課	
三次市	農政課	
三次市教育委員会	学校教育課	
庄原市	保健医療課	
庄原市	農業振興課	
庄原市教育委員会	教育総務課	
三次商工会議所		
庄原商工会議所		
ひろしま農業協同組合 三次地域本部	総合企画課	
ひろしま農業協同組合 庄原地域本部	営農振興課	
三次市食生活改善推進協議会		
庄原市食生活改善推進員協議会		
広島県北部教育事務所	教育指導課	
広島県北部農林水産事務所	農村振興課	
広島県北部保健所	保健課	

(6) 受動喫煙の報告状況

(令和5年度)

	延件数(年度対応数)				
	指導・助言	勧告	公表	命令	罰則 (過料)
喫煙禁止場所における喫煙	5	0	0	0	0
西部	-	-	-	-	-
西部広島	4	-	-	-	-
西部呉	-	-	-	-	-
西部東	1	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-
喫煙器具、設備等の設置	3	0	0	0	0
西部	-	-	-	-	-
西部広島	-	-	-	-	-
西部呉	-	-	-	-	-
西部東	3	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-
紛らわしい標識の掲示、 標識の汚損等	1	0	0	0	0
西部	-	-	-	-	-
西部広島	-	-	-	-	-
西部呉	1	-	-	-	-
西部東	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-
20歳未満の者を喫煙室に 立ち入らせる	1	0	0	0	0
西部	-	-	-	-	-
西部広島	-	-	-	-	-
西部呉	-	-	-	-	-
西部東	1	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-
その他	14	0	0	0	0
西部	-	-	-	-	-
西部広島	6	-	-	-	-
西部呉	1	-	-	-	-
西部東	5	-	-	-	-
東部	1	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-
北部	1	-	-	-	-
計	24	0	0	0	0

延件数(年度分)	
喫煙可能室設置施設 届出書の受理件数	1
西部	-
西部広島	-
西部呉	-
西部東	-
東部	-
東部福山	-
北部	1
喫煙可能室設置施設 変更届出書の受理件数	-
西部	-
西部広島	-
西部呉	-
西部東	-
東部	-
東部福山	-
北部	-
喫煙可能室設置施設 廃止届出書の受理件数	-
西部	-
西部広島	-
西部呉	-
西部東	-
東部	-
東部福山	-
北部	-

感染症対策

(1) 感染症発生状況【全県】

(令和5年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	2
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	14
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	2
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
ラッサ熱	-	クロイツフェルト・ヤコブ病		-	
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		6	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	156		ジアルジア症	1
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	3
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	4
鳥インフルエンザ(H7N9)	-	先天性風しん症候群		-	
小計 B	156	梅毒		57	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	1
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	12		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	4
	パラチフス	-		百日咳	5
小計 C	12	風しん		-	
四類	E型肝炎	1		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	1		小計 E	100
	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	1,474
	エムボックス	-		咽頭結膜熱	1,514
	黄熱	-		インフルエンザ※7	19,759
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	2,855	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	3,219	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミア肺炎(オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	1	
	狂犬病	-	新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月8日以降)	11,942	
	コクシジオイデス症	-	水痘	81	
	ジカウイルス感染症	-	性器クラミア感染症	219	
	重症熱性血小板減少症候群※4	1	性器ヘルペスウイルス感染症	89	
	腎症候性出血熱	-	尖圭コングローマ	39	
	西部ウマ脳炎	-	手足口病	747	
	ダニ媒介脳炎	-	伝染性紅斑	4	
	炭疽	-	突発性発しん	280	
	チクングニア熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	27	
	つつが虫病	10	ヘルパンギーナ	1,040	
	デング熱	-	マイコプラズマ肺炎	7	
	東部ウマ脳炎	-	無菌性髄膜炎	-	
	鳥インフルエンザ※5	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	472	
	ニパウイルス感染症	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	1	
	日本紅斑熱	50	流行性角結膜炎	57	
	日本脳炎	-	流行性耳下腺炎	44	
	ハンタウイルス肺症候群	-	淋菌感染症	81	
	Bウイルス病	-	小計 F	43,952	
	鼻疽	-	指定	-	
	フルセラ症	-	新	-	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 G	-	
ヘンドラウイルス感染症	-	新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月7日以前)	27,054		
発しんチフス	-	新型インフルエンザ	-		
ポツリヌス症	-	再興型インフルエンザ	-		
マラリア	-	再興型インフルエンザ等	-		
野兔病	-	新型コロナウイルス感染症	-		
ライム病	-	再興型新型コロナウイルス感染症	-		
リッサウイルス感染症	-	小計 H	27,054		
リフトバレー熱	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H	71,361		
類鼻疽	-				
レジオネラ症	24				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	87				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部】

(令和5年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
ラッサ熱	-	クロイツフェルト・ヤコブ病		-	
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		3	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	11		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ (H5N1)	-		水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
鳥インフルエンザ (H7N9)	-	先天性風しん症候群		-	
小計 B	11	梅毒		11	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	4		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2
	パラチフス	-		百日咳	2
小計 C	4	風しん	2		
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	21	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	174	
	エムボックス	-	咽頭結膜熱	38	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	2,163	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	659	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミア肺炎 (オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-	新型コロナウイルス感染症※3 (令和5年5月8日以降)	780	
	コクシジオイデス症	-	水痘	1	
	ジカウイルス感染症	-	性器クラミア感染症	-	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	腎症候性出血熱	-	尖圭コングローマ	-	
	西部ウマ脳炎	-	手足口病	164	
	ダニ媒介脳炎	-	伝染性紅斑	2	
	炭疽	-	突発性発しん	27	
	チクングニア熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	つつが虫病	4	ヘルパンギーナ	152	
	デング熱	-	マイコプラズマ肺炎	-	
	東部ウマ脳炎	-	無菌性髄膜炎	-	
	鳥インフルエンザ※5	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	77	
	ニパウイルス感染症	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	日本紅斑熱	1	流行性角結膜炎	2	
	日本脳炎	-	流行性耳下腺炎	-	
ハンタウイルス肺炎症候群	-	淋菌感染症	-		
Bウイルス病	-	小計 F	4,239		
鼻疽	-	指定	-		
フルセラ症	-	新	-		
ベネズエラウマ脳炎	-	小計 G	-		
ヘンドラウイルス感染症	-	新型コロナウイルス感染症※3 (令和5年5月7日以前)	7,227		
発しんチフス	-	新型インフルエンザ	-		
ポツリヌス症	-	再興型インフルエンザ	-		
マラリア	-	新型インフルエンザ等感染症	-		
野兔病	-	再興型新型コロナウイルス感染症	-		
ライム病	-	小計 H	7,227		
リッサウイルス感染症	-	総計	11,510		
リフトバレー熱	-	小計 D	8		
類鼻疽	-				
レジオネラ症	3				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類 (全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類 (定点) 感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部広島】

(令和5年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
ラッサ熱	-	クロイツフェルト・ヤコブ病		-	
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	19		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ (H5N1)	-		水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
鳥インフルエンザ (H7N9)	-	先天性風しん症候群		-	
小計 B	19	梅毒		17	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	3		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2
	パラチフス	-		百日咳	3
小計 C	3	風しん		-	
四類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-		小計 E	25
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	145	
	エムボックス	-	咽頭結膜熱	109	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	2,813	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	129	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミア肺炎 (オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	1	
	狂犬病	-	新型コロナウイルス感染症※3 (令和5年5月8日以降)	2,390	
	コクシジオイデス症	-	水痘	8	
	ジカウイルス感染症	-	性器クラミア感染症	2	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	腎症候性出血熱	-	尖圭コングローマ	-	
	西部ウマ脳炎	-	手足口病	118	
	ダニ媒介脳炎	-	伝染性紅斑	1	
	炭疽	-	突発性発しん	32	
	チクングニア熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	5	
	つつが虫病	1	ヘルパンギーナ	65	
	デング熱	-	マイコプラズマ肺炎	2	
	東部ウマ脳炎	-	無菌性髄膜炎	-	
	鳥インフルエンザ※5	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	77	
	ニパウイルス感染症	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	日本紅斑熱	-	流行性角結膜炎	-	
	日本脳炎	-	流行性耳下腺炎	5	
	ハンタウイルス肺症候群	-	淋菌感染症	-	
	Bウイルス病	-	小計 F	5,902	
	鼻疽	-	指定	-	
	フルセラ症	-	新	-	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 G	-	
ヘンドラウイルス感染症	-	新型コロナウイルス感染症※3 (令和5年5月7日以前)	1,450		
発しんチフス	-	新型インフルエンザ	-		
ポツリヌス症	-	再興型インフルエンザ	-		
マラリア	-	インフルエンザ等感染症	-		
野兔病	-	新型コロナウイルス感染症	-		
ライム病	-	再興型新型コロナウイルス感染症	-		
リッサウイルス感染症	-	小計 H	1,450		
リフトバレー熱	-	総計	7,407		
類鼻疽	-	小計 D	8		
レジオネラ症	7				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類 (全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類 (定点) 感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部呉】

(令和5年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	-
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
	小計 A	-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	-		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
	小計 B	-		梅毒	-
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	-		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
	小計 C	-		風しん	-
四類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-		小計 E	-
	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	1
	エムボックス	-		咽頭結膜熱	12
	黄熱	-		インフルエンザ※7	111
	オウム病	-		A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	1
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	52
	回帰熱	-		急性出血性結膜炎	-
	キャサヌル森林病	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	Q熱	-		細菌性髄膜炎※8	-
	狂犬病	-		新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月8日以降)	455
	コクシジオイデス症	-		水痘	1
	ジカウイルス感染症	-	五類 (定点)	性器クラミジア感染症	-
	重症熱性血小板減少症候群※4	-		性器ヘルペスウイルス感染症	-
	腎症候性出血熱	-		尖圭コングローマ	-
	西部ウマ脳炎	-		手足口病	-
	ダニ媒介脳炎	-		伝染性紅斑	-
	炭疽	-		突発性発しん	6
	チクングニア熱	-		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-
	つつが虫病	-		ヘルパンギーナ	7
	デング熱	-		マイコプラズマ肺炎	-
	東部ウマ脳炎	-		無菌性髄膜炎	-
	鳥インフルエンザ※5	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	ニバウイルス感染症	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	-
	日本紅斑熱	-		流行性角結膜炎	-
	日本脳炎	-		流行性耳下腺炎	-
ハンタウイルス肺症候群	-		淋菌感染症	-	
Bウイルス病	-		小計 F	646	
鼻疽	-				
ブルセラ症	-	指定			
ベネズエラウマ脳炎	-	新			
ヘンドラウイルス感染症	-		小計 G	-	
発しんチフス	-				
ポツリヌス症	-		新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月7日以前)	-	
マラリア	-	新型イ	新型インフルエンザ	-	
野兔病	-	ンフルエ	再興型インフルエンザ	-	
ライム病	-	ンザ等	新型コロナウイルス感染症	-	
リッサウイルス感染症	-	感染症	再興型コロナウイルス感染症	-	
リフトバレー熱	-		小計 H	-	
類鼻疽	-				
レジオネラ症	-		総計 A+B+C+D+E+F+G+H	646	
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	-				

- ※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る
- ※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る
- ※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る
- ※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る
- ※5 H5N1及びH7N9を除く
- ※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く
- ※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く
- ※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く
- (注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告
- (注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【西部東】

(令和5年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメルバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	2
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	2
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
ラッサ熱	-	クロイツフェルト・ヤコブ病		-	
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		2	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	20		ジアルジア症	1
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	1
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
鳥インフルエンザ(H7N9)	-	先天性風しん症候群		-	
小計 B	20	梅毒		9	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	3		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-	百日咳	-	
小計 C	3	風しん	-		
四類	E型肝炎	1	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	20	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	615	
	エムボックス	-	咽頭結膜熱	890	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	5,556	
	オウム病	-	A群溶結血性レンサ球菌咽頭炎	826	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	2,360	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-	新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月8日以降)	2,684	
	コクシジオイデス症	-	水痘	21	
	ジカウイルス感染症	-	性器クラミジア感染症	173	
	重症熱性血小板減少症候群※4	1	性器ヘルペスウイルス感染症	78	
	腎症候性出血熱	-	尖圭コングローマ	36	
	西部ウマ脳炎	-	手足口病	213	
	ダニ媒介脳炎	-	伝染性紅斑	-	
	炭疽	-	突発性発しん	115	
	チクングニア熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	3	
つつが虫病	1	ヘルパンギーナ	415		
デング熱	-	マイコプラズマ肺炎	4		
東部ウマ脳炎	-	無菌性髄膜炎	-		
鳥インフルエンザ※5	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	125		
ニバウイルス感染症	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-		
日本紅斑熱	-	流行性角結膜炎	45		
日本脳炎	-	流行性耳下腺炎	7		
ハンタウイルス肺症候群	-	淋菌感染症	60		
Bウイルス病	-	小計 F	14,226		
鼻疽	-	指定	-		
ブルセラ症	-	新	-		
ベネズエラウマ脳炎	-	小計 G	-		
ヘンドラウイルス感染症	-	新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月7日以前)	532		
発しんチフス	-	新型インフルエンザ	-		
ポツリヌス症	-	再興型インフルエンザ	-		
マラリア	-	新型コロナウイルス感染症	-		
野兔病	-	再興型新型コロナウイルス感染症	-		
ライム病	-	小計 H	532		
リッサウイルス感染症	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H	14,811		
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	7				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	10				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【東部】

(令和5年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
	小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-	
二類	急性灰白髄炎	-	後天性免疫不全症候群	-	
	結核	85	ジアルジア症	-	
	ジフテリア	-	侵襲性インフルエンザ菌感染症	-	
	重症急性呼吸器症候群※1	-	侵襲性髄膜炎菌感染症	-	
	中東呼吸器症候群※2	-	侵襲性肺炎球菌感染症	2	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-	水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	1	
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-	先天性風しん症候群	-	
	小計 B	85	梅毒	15	
三類	コレラ	-	播種性クリプトコックス症	1	
	細菌性赤痢	-	破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	-	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-	百日咳	-	
	小計 C	-	風しん	-	
四類	E型肝炎	-	麻しん	-	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-	薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	
	A型肝炎	-	小計 E	21	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症	410	
	エムボックス	-	咽頭結膜熱	301	
	黄熱	-	インフルエンザ※7	5,411	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	491	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-	新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月8日以降)	3,312	
	コクシジオイデス症	-	水痘	34	
	ジカウイルス感染症	-	性器クラミジア感染症	37	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	性器ヘルペスウイルス感染症	9	
	腎症候性出血熱	-	尖圭コングローマ	2	
	西部ウマ脳炎	-	手足口病	140	
	ダニ媒介脳炎	-	伝染性紅斑	-	
	炭疽	-	突発性発しん	61	
	チクングニア熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	19	
	つつが虫病	1	ヘルパンギーナ	260	
	デング熱	-	マイコプラズマ肺炎	-	
	東部ウマ脳炎	-	無菌性髄膜炎	-	
	鳥インフルエンザ※5	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	138	
	ニバウイルス感染症	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	1	
	日本紅斑熱	46	流行性角結膜炎	3	
	日本脳炎	-	流行性耳下腺炎	3	
ハンタウイルス肺炎症候群	-	淋菌感染症	21		
Bウイルス病	-	小計 F	10,653		
鼻疽	-	指定	-		
ブルセラ症	-	新	-		
ベネズエラウマ脳炎	-	小計 G	-		
ヘンドラウイルス感染症	-	新型コロナウイルス感染症※3(令和5年5月7日以前)	12,810		
発しんチフス	-	新型インフルエンザ	-		
ポツリヌス症	-	再興型インフルエンザ	-		
マラリア	-	再興型インフルエンザ	-		
野兔病	-	新型コロナウイルス感染症	-		
ライム病	-	再興型新型コロナウイルス感染症	-		
リッサウイルス感染症	-	小計 H	12,810		
リフトバレー熱	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H	23,621		
類鼻疽	-				
レジオネラ症	5				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	52				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る
 ※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る
 ※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る
 ※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る
 ※5 H5N1及びH7N9を除く
 ※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く
 ※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く
 ※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く
 (注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告
 (注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【東部福山】

(令和5年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	-
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
ラッサ熱	-	クロイツフェルト・ヤコブ病		-	
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	12		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ (H5N1)	-		水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
鳥インフルエンザ (H7N9)	-	先天性風しん症候群		-	
小計 B	12	梅毒		2	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	2		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
小計 C	2	風しん		-	
四類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-		小計 E	2
	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	23
	エムボックス	-		咽頭結膜熱	22
	黄熱	-	インフルエンザ※7	1,214	
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	20	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る)	807	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-	新型コロナウイルス感染症※3 (令和5年5月8日以降)	946	
	コクシジオイデス症	-	水痘	-	
	ジカウイルス感染症	-	性器クラミジア感染症	6	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	性器ヘルペスウイルス感染症	2	
	腎症候性出血熱	-	尖圭コングローマ	-	
	西部ウマ脳炎	-	手足口病	29	
	ダニ媒介脳炎	-	伝染性紅斑	-	
	炭疽	-	突発性発しん	16	
	チクングニア熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	つつが虫病	-	ヘルパンギーナ	25	
	デング熱	-	マイコプラズマ肺炎	-	
	東部ウマ脳炎	-	無菌性髄膜炎	-	
	鳥インフルエンザ※5	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	ニパウイルス感染症	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	日本紅斑熱	2	流行性角結膜炎	-	
	日本脳炎	-	流行性耳下腺炎	14	
	ハンタウイルス肺症候群	-	淋菌感染症	-	
	Bウイルス病	-	小計 F	3,124	
	鼻疽	-	指定	-	
	フルセラ症	-	新	-	
	ベネズエラウマ脳炎	-	小計 G	-	
ヘンドラウイルス感染症	-	新型コロナウイルス感染症※3 (令和5年5月7日以前)	753		
発しんチフス	-	新型インフルエンザ	-		
ポツリヌス症	-	再興型インフルエンザ	-		
マラリア	-	再興型インフルエンザ	-		
野兔病	-	新型コロナウイルス感染症	-		
ライム病	-	再興型新型コロナウイルス感染症	-		
リッサウイルス感染症	-	小計 H	753		
リフトバレー熱	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H	3,896		
類鼻疽	-				
レジオネラ症	1				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	3				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類 (全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類 (定点) 感染症については、定点医療機関から報告

感染症対策

(1) 感染症発生状況【北部】

(令和5年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	7
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
ラッサ熱	-	クロイツフェルト・ヤコブ病		-	
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	9		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ (H5N1)	-		水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
鳥インフルエンザ (H7N9)	-	先天性風しん症候群		-	
小計 B	9	梅毒		3	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	-		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
小計 C	-	風しん		-	
四類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	1		小計 E	11
	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	106
	エムボックス	-		咽頭結膜熱	142
	黄熱	-		インフルエンザ※7	2,491
	オウム病	-	A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	729	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	回帰熱	-	急性出血性結膜炎	-	
	キャサヌル森林病	-	クラミア肺炎 (オウム病を除く)	-	
	Q熱	-	細菌性髄膜炎※8	-	
	狂犬病	-	新型コロナウイルス感染症※3 (令和5年5月8日以降)	1,375	
	コクシジオイデス症	-	水痘	16	
	ジカウイルス感染症	-	性器クラミア感染症	1	
	重症熱性血小板減少症候群※4	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	腎症候性出血熱	-	尖圭コングローマ	1	
	西部ウマ脳炎	-	手足口病	83	
	ダニ媒介脳炎	-	伝染性紅斑	1	
	炭疽	-	突発性発しん	23	
	チクングニア熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	
	つつが虫病	3	ヘルパンギーナ	116	
	デング熱	-	マイコプラズマ肺炎	1	
	東部ウマ脳炎	-	無菌性髄膜炎	-	
	鳥インフルエンザ※5	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	55	
	ニパウイルス感染症	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
	日本紅斑熱	1	流行性角結膜炎	7	
	日本脳炎	-	流行性耳下腺炎	15	
	ハンタウイルス肺症候群	-	淋菌感染症	-	
	Bウイルス病	-	小計 F	5,162	
	鼻疽	-	指定	-	
フルセラ症	-	新	-		
ベネズエラウマ脳炎	-	小計 G	-		
ヘンドラウイルス感染症	-	新型コロナウイルス感染症※3 (令和5年5月7日以前)	4,282		
発しんチフス	-	新型インフルエンザ	-		
ポツリヌス症	-	再興型インフルエンザ	-		
マラリア	-	再興型インフルエンザ	-		
野兔病	-	新型コロナウイルス感染症	-		
ライム病	-	再興型新型コロナウイルス感染症	-		
リッサウイルス感染症	-	小計 H	4,282		
リフトバレー熱	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H	9,470		
類鼻疽	-				
レジオネラ症	1				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	6				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類 (全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類 (定点) 感染症については、定点医療機関から報告

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和5年12月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	
管 内 人 口	904,377	141,766	165,210	20,996	220,488	231,293	43,881	80,743	
計	313	28	31	1	44	166	20	23	
活動性肺結核 患者数(A)	喀痰塗抹陽性者	31	8	3	1	1	7	2	9
	その他の結核菌陽性者	20	3	2	-	3	3	1	8
	菌陰性・その他の者	12	3	1	-	2	1	5	-
活動性肺外結核患者数(B)	26	5	1	-	8	6	-	6	
不活動性結核・その他の者	224	9	24	-	30	149	12	-	
有病率(人口10万対)	10	13.4	4.2	4.8	6.3	7.3	18.2	28.5	

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

(2) 結核の状況

イ 結核患者新規登録状況

(令和5年)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	
管 内 人 口	904,377	141,766	165,210	20,996	220,488	231,293	43,881	80,743	
計 (A + B)	79	8	11	-	15	31	7	7	
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	27	4	4	-	5	10	1	3
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	20	1	3	-	4	7	3	2
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	6	-	1	-	-	2	3	-
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)	26	3	3	-	6	12	-	2	
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)	8.7	5.6	6.7	0.0	6.8	13.4	16.0	8.7	
潜 在 性 結 核 感 染 症	91	3	8	0	5	68	5	2	

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和5年12月31日現在)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
計	150 (27)	11 (4)	11 (4)	- (-)	15 (5)	99 (10)	7 (1)	7 (3)
0歳～4歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
5歳～9歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
10歳～14歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
15歳～19歳	5 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (1)	- (-)	- (-)
20歳～29歳	39 (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	2 (-)	36 (-)	- (-)	- (-)
30歳～39歳	18 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	17 (-)	- (-)	1 (1)
40歳～49歳	6 (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	5 (-)	- (-)	- (-)
50歳～59歳	5 (1)	1 (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	3 (-)	- (-)	- (-)
60歳～69歳	10 (1)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	6 (1)	3 (-)	- (-)
70歳～	67 (23)	10 (4)	7 (3)	- (-)	13 (5)	27 (8)	4 (1)	6 (2)

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

工 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(令和5年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
一 般 住 民	対 象 者 数	309,712	45,204	52,938	15,802	60,388	85,466	17,980	31,934
	受 診 者 数	36,333	3,747	6,309	1,080	12,878	6,458	2,601	3,260
	受 診 率 (%)	11.7	8.3	11.9	6.8	21.3	7.6	14.5	10.2



(財)公益財団法人 結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 042-493-5711 ファックス 042-492-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況【全県】

(令和5年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	380,803	103,951	27.3	23,832	79,204	-	-	177
	事業者	従業者	49,826	47,765	95.9	6,251	41,269		177
	学校長	生徒	7,003	6,941	99.1	831	6,110		-
		学生	5,551	5,237	94.3	544	4,693		-
	施設長	入所者	8,711	7,675	88.1	1,918	5,583		-
	市町長	一般住民	309,712	36,333	11.7	14,288	21,549		-
知事 (保健所長)	計	665	629	94.6	-	362	(-) 2	(-) -	297
	接触者健診	341	316	92.7	-	50	(-) -	(-) -	297
	集団健診	-	-	-	-	-	(-) -	(-) -	-
	管理検診	324	313	96.6		312			

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
- (注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
- (注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
- (注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
- (注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部】

(令和5年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	54,470	12,824	23.5	-	12,779	-	-	-
	事業者 従業者	6,767	6,643	98.2	-	6,598			-
		学校長 生徒	1,019	1,011	99.2	-	1,011		
	学生		619	619	100.0	-	619		
		施設長 入所者	861	804	93.4	-	804		
	市町長 一般住民	45,204	3,747	8.3	-	3,747			-
知事 (保健所長)	計	89	88	98.9	-	64	(-)	(-)	32
	接触者健診	39	39	100.0	-	15	(-)	(-)	32
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	50	49	98.0		49			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部広島】

(令和5年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	64,368	17,274	26.8	4,455	12,772	-	-	-	
	事業者	従業者	7,493	7,175	95.8	845	6,283			-
	学校長	生徒	1,755	1,743	99.3	-	1,743			-
		学生	374	374	100.0	182	192			-
	施設長	入所者	1,808	1,673	92.5	361	1,312			-
	市町長	一般住民	52,938	6,309	11.9	3,067	3,242			-
知事 (保健所長)	計	119	119	100.0	-	73	(-)	(-)	53	
	接触者健診	60	60	100.0	-	15	(-)	(-)	53	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	
	管理検診	59	59	100.0		58				

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
- (注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。
- (注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
- (注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
- (注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部呉】

(令和5年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	17,747	2,971	16.7	-	2,968	-	-	-
	事業者	従業者	1,636	1,611	98.5	-	1,608		
	学校長	生徒	34	34	100.0	-	34		
		学生	-	-	-	-	-		
	施設長	入所者	275	246	89.5	-	246		
	市町長	一般住民	15,802	1,080	6.8	-	1,080		
知事 (保健所長)	計	2	2	100.0	-	2	(-)	(-)	-
	接触者健診	1	1	100.0	-	1	(-)	(-)	-
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	1	1	100.0		1			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【西部東】

(令和5年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	81,613	32,660	40.0	12,788	19,666	-	-	50
	事業者	従業者	14,440	13,503	93.5	3,329	10,106		50
	学校長	生徒	1,591	1,573	98.9	535	1,038		-
		学生	3,571	3,271	91.6	324	2,947		-
	施設長	入所者	1,623	1,435	88.4	639	794		-
	市町長	一般住民	60,388	12,878	21.3	7,961	4,781		-
知事 (保健所長)	計	85	74	87.1	-	35	(-) 2	(-) -	41
	接触者健診	49	41	83.7	-	2	(-) 2	(-) -	41
	集団健診	-	-	-	-	-	(-) -	(-) -	-
	管理検診	36	33	91.7		33			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【東部】

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	101,056	21,287	21.1	1,215	19,531	-	-	127
	事業者	従業者	11,122	10,691	96.1	685	9,931		127
	学校長	生徒	1,640	1,621	98.8	44	1,577		
		学生	678	669	98.7		669		
	施設長	入所者	2,150	1,848	86.0	486	1,256		
	市町長	一般住民	85,466	6,458	7.6		6,098		
知事 (保健所長)	計	267	244	91.4	-	140	(-) -	(-) -	114
	接触者健診	131	115	87.8	-	11	(-) -	(-) -	114
	集団健診	-	-	-	-		(-) -	(-) -	
	管理検診	136	129	94.9		129			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【東部福山】

(令和5年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	21,344	5,878	27.5	242	5,631	-	-	-	
	事業者	従業者	2,407	2,360	98.0	203	2,152	/	/	-
	学校長	生徒	374	374	100.0	-	374	/	/	-
		学生	-	-	-	-	-	/	/	-
	施設長	入所者	583	543	93.1	39	504	/	/	-
	市町長	一般住民	17,980	2,601	14.5	-	2,601	/	/	-
知事 (保健所長)	計	53	52	98.1	-	24	(-)	(-)	28	
	接触者健診	30	29	96.7	-	1	(-)	(-)	28	
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-	
	管理検診	23	23	100.0	/	23	/	/	/	

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況【北部】

(令和5年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	40,205	11,057	27.5	5,132	5,857	-	-	-
	事業者	従業者	5,961	5,782	97.0	1,189	4,591	/	/
	学校長	生徒	590	585	99.2	252	333	/	/
		学生	309	304	98.4	38	266	/	/
	施設長	入所者	1,411	1,126	79.8	393	667	/	/
	市町長	一般住民	31,934	3,260	10.2	3,260	-	/	/
知事 (保健所長)	計	50	50	100.0	-	24	(-) -	(-) -	29
	接触者健診	31	31	100.0	-	5	(-) -	(-) -	29
	集団健診	-	-	-	-	-	(-) -	(-) -	-
	管理検診	19	19	100.0	/	19	/	/	/

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

才 市町別家庭訪問指導状況

(令和5年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
実 人 員	220	15	38	2	38	94	20	13
延 人 員	773	46	100	10	145	319	90	63

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和5年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフル エンザ等 感染症	指定感染症	新感染症
指 導 件 数	3,485	-	176	9	28	575	2,697	-	-
うち施設指導分	484	-	9	1	2	442	30	-	-
西 部	98	-	10	3	4	81	-	-	-
うち施設指導分	81	-	-	-	-	81	-	-	-
西 部 広 島	850	-	21	1	7	119	702	-	-
うち施設指導分	125	-	1	1	1	118	4	-	-
西 部 呉	388	-	-	-	-	-	388	-	-
うち施設指導分	12	-	-	-	-	-	12	-	-
西 部 東	360	-	30	3	8	128	191	-	-
うち施設指導分	139	-	6	-	-	128	5	-	-
東 部	1,218	-	95	-	5	141	977	-	-
うち施設指導分	12	-	2	-	-	10	-	-	-
東 部 福 山	94	-	11	2	1	28	52	-	-
うち施設指導分	29	-	-	-	1	28	-	-	-
北 部	477	-	9	-	3	78	387	-	-
うち施設指導分	86	-	-	-	-	77	9	-	-

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部】

(令和5年度)

日時	R5.11.29
場所	西部保健所 301会議室(オンライン開催)
参加人数	25名
主な議題	1 感染症対策の現況について 2 令和5年度地域連携合同カンファレンスについて 3 高齢者福祉施設に対する研修会について 4 令和6年度感染症対策事業について

会議構成メンバー

所 属	職 名	備 考
大竹市医師会	会長	
	副会長	
	理事	
佐伯地区医師会	会長	
	理事	
	理事	
大竹市薬剤師会	副会長	
廿日市市薬剤師会	会長	
広島西医療センター	臨床研究部長	
JA広島総合病院	診療部長	
広島県看護協会廿日市支部	支部長	
大竹警察署	署長	
廿日市警察署	署長	
大竹市消防本部	消防課長	
廿日市市消防本部	警防課長	
大竹市保健医療課	課長	
廿日市市健康福祉総務課	課長	
西部保健所	所長	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部広島】

(令和5年度)

日時	令和6年1月18日	令和5年10月26日	令和5年11月16日
場所	Web	Web	Web
参加人数	27	14	12
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ等の医学的知見について」 ・「新興感染症蔓延時の対応について—BCPのための基盤づくり—」 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県及び管内における感染症の発生状況について ・令和5年度感染症対策事業について ・感染症対策事業に関する関係機関及び各町の取組状況等について 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県及び管内における感染症の発生状況について ・令和5年度感染症対策事業について ・感染症対策事業に関する関係機関及び各町の取組状況等について

会議構成メンバー

所 属	職 名	備 考
協力医療機関	院長他	
医療機関	院長	
地区医師会	会長他	
地区歯科医師会	会長他	
地区薬剤師会	支部長他	
市町	担当課職員	
西部保健所広島支所	担当課職員他	

(4) 新型コロナウイルス等対策の連絡会議開催状況【西部呉】

(令和5年度)

日時	令和5年8月25日(金) 19:00~20:30	令和6年2月20日(火) 19:00~20:30
場所	呉市医師会館・Web	呉市医師会館
参加人数	22名	57名
主な議題	新型コロナウイルス感染症の振り返りと今後の感染症対策について (1) 改正感染症法に基づく協定の締結について (2) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について (3) 呉圏域における新型コロナウイルス感染症の振り返りについて (4) 広島県第8次保健医療計画の策定について	【講演】「新型コロナウイルス感染症対応から見えてきた課題と今後の教訓」 【実地訓練】「新興感染症に対応するBCPの作成に係る机上演習」 【講師】 広島大学病院 感染症科診療講師 呉医療センター非常勤医師 大森 慶太郎 氏

会議構成メンバー

所 属	職 名	備 考
呉市医師会	役員	
医療関係者	病院職員等	
呉市	行政職員	
江田島市	行政職員	
消防署	行政職員	
保健所	行政職員	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【西部東】

(令和5年度)

日時	R5年7月	R6年2月
場所	広島県東広島庁舎 会議棟2階会議室	東広島市総合福祉センター 言語作業訓練室
参加人数	25名	22名
主な議題	(1) 令和4年度感染症対策協議会事業報告 (2) 令和5年度感染症対策協議会事業計画(案)について (3) 感染症に関する情報提供 (4) 情報交換	(1) 令和5年度感染症対策協議会事業報告 (2) 令和6年度感染症対策協議会事業計画(案)について (3) 感染症に関する情報提供 (4) 情報交換

会議構成メンバー

所 属	職 名	備 考
(一社)竹原地区医師会	副会長	
(一社)東広島地区医師会	副会長	
(一社)賀茂東部医師会	会長	
(一社)豊田郡医師会	会長	
(一社)竹原薬剤師会	会長	
(一社)東広島薬剤師会	副会長	
(一社)東広島市歯科医師会	会長	
竹原・豊田歯科医師会	会長	
(独法)国立病院機構 東広島医療センター	院長	
広島県立安芸津病院	院長	
広島大学 保健管理センター	センター長	
東広島市消防局	警防課長	
広島県竹原警察署	署長	
広島県東広島警察署	署長	
竹原市	市長	
東広島市	市長	
大崎上島町	町長	
竹原市教育委員会	教育長	
東広島市教育委員会	教育長	
大崎上島町教育委員会	教育長	
医療法人 かとう小児科アレルギー科	院長	オブザーバー

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【東部】

(令和5年度)

日時	令和5年9月6日(水)	令和6年1月24日(水)
場所	オンライン(ZOOM)	オンライン(ZOOM)
参加人数	17人	17人
主な議題	1. 情報提供 2. 意見交換	1. 情報提供 2. 今後の事業計画について ・取組み内容について ・研修会について

会議構成メンバー

所 属	職 名	備 考
三原市医師会	理事	
尾道市医師会	理事	
因島医師会	理事	
世羅郡医師会	理事	
興生総合病院	外科部長	
本郷中央病院	外科医師	
三原赤十字病院	統括管理監	
厚生連尾道総合病院	救急科主任部長	
尾道市立市民病院	診療科長	
因島総合病院	薬剤科主任	
公立みつぎ総合病院	副院長	
公立世羅中央病院	診療部長	
三原薬剤師会	副会長	
尾道薬剤師会	副会長	
三原市消防本部	警防課長	
尾道市消防局	警防課長	
三原市保健福祉課	係長	
尾道市健康推進課	主幹	
世羅町健康保険課	主任	
東部保健所	保健所長	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況【北部】

(令和5年度)

日時	令和5年11月2日(木)18時30分から20時
場所	庄原赤十字病院 西棟6階 講義室
参加人数	87名(会場55名、オンライン32名)
主な議題	演題①「事業継続計画(BCP)について」 演題②「感染症流行時に実際に活用できるBCP作成のポイント」 演習「感染症に係るケーススタディー」

会議構成メンバー

所 属	職 名	備 考
医療機関		
薬剤師会		
警察署		
消防署		
行政機関		
教育機関		
保健所		

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和5年度)

区 分		相 談 件 数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
		計A+B+C	電 話 相 談 A	来 所 B (面接相談)	家 庭 訪 問 指 導 C		
全 県	計	559	405	154	-	263	262
	男 性	419	296	123	-	181	180
	女 性	140	109	31	-	82	82
	不 明	1	1	-	-	-	-
西 部	計	81	52	29	-	29	29
	男 性	56	36	20	-	20	20
	女 性	25	16	9	-	9	9
西 部 広 島	計	75	55	20	-	20	20
	男 性	55	41	14	-	14	14
	女 性	20	14	6	-	6	6
西 部 呉	計	27	16	11	-	11	11
	男 性	24	14	10	-	10	10
	女 性	3	2	1	-	1	1
西 部 東	計	216	130	86	-	83	81
	男 性	174	102	72	-	69	67
	女 性	41	27	14	-	14	14
	不 明	1	1	-	-	-	-
東 部	計	81	79	2	-	77	78
	男 性	54	53	1	-	44	45
	女 性	27	26	1	-	33	33
東 部 福 山	計	62	56	6	-	36	36
	男 性	42	36	6	-	19	19
	女 性	20	20	-	-	17	17
北 部	計	18	18	-	-	7	7
	男 性	14	14	-	-	5	5
	女 性	4	4	-	-	2	2

(6) 健康教育実施状況

(令和5年度)

西	区分	種 別 内 訳			
		計	結 核	感 染 症	エ イ ズ
部	実施回数	6	1	3	2
	参加延人員	249	51	150	48
	(対象内訳)		廿日市市、大竹市		高校生、大学生
西	区分	種 別 内 訳			
		計	結 核	エイズ、性感染症	
部	実施回数	3	1	2	
	参加延人員	289	35	254	
	(対象内訳)		高齢者福祉施設職員等職員	高校生、学校職員	
西	区分	種 別 内 訳			
		計	新 型 コ ロ ナ		
部	実施回数	1	1		
	参加延人員	4	4		
	(対象内訳)		病院関係者		
西	区分	種 別 内 訳			
		計	結 核	エイズ・性感染症	
部	実施回数	3	1	2	
	参加延人員	53	32	21	
	(対象内訳)		東広島市	大学生	
東	区分	種 別 内 訳			
		計	結 核	感染性胃腸炎	
部	実施回数	7	2	5	
	参加延人員	106	36	70	
	(対象内訳)		三原市		
東	区分	種 別 内 訳			
		計	感 染 症	新型インフルエンザ	
部	実施回数	10	9	1	
	参加延人員	201	108	93	
	(対象内訳)				
北	区分	種 別 内 訳			
		計	感 染 症 対 策	嘔 吐 物 処 理	結 核
部	実施回数	4	2	1	1
	参加延人員	127	29	40	58
	(対象内訳)				三次市

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況、肝炎治療受給者証の
交付状況及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

ア 肝炎相談件数 (令和5年度)

	計A+B	電話相談 A	来所 B (面接相談)
全 県	469	405	64
西 部	8	8	-
西部広島	6	6	-
西部呉	4	1	3
西部東	20	17	3
東 部	129	119	10
東部福山	286	254	32
北 部	16	-	16

イ 肝炎ウイルス検査実施状況 (令和5年度)

	検査実施日 数	C 型 肝 炎 ウ イ ル ス 検 査 実 施 件 数		B 型 肝 炎 ウ イ ル ス 検 査 実 施 件 数
		H C V 抗 体 検 査	う ち H C V 核 酸 増 幅 検 査	H B s 抗 原 検 査
全 県	5	-	-	6
西 部	1	2	-	2
西部広島	-	-	-	-
西部呉	-	-	-	-
西部東	-	-	-	-
東 部	4	3	-	4
東部福山	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療 (令和5年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部	管外
申 請 数	1	-	1	-	-	-	-	-	-
交 付 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(イ) 核酸アナログ製剤治療 (令和5年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部	管外
申 請 数	1,841	110	8	238	171	341	886	87	-
交 付 数	1,837	110	6	238	171	341	884	87	-

(ウ) インターフェロンフリー治療 (令和5年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部	管外
申 請 数	110	8	6	27	8	17	36	8	-
交 付 数	106	8	3	26	8	17	36	8	-

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況 (令和5年度)

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部	管外
申 請 数	40	1	15	4	2	3	15	-	-
交 付 数	32	1	9	2	2	3	15	-	-

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(令和5年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内 訳				延人員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 相談事業の状況

(令和5年度)

区分	回数	実人員	内 訳			延人員	内 訳		
			本人	保護者 紹介	その他		本人	保護者 紹介	その他
			実施数	-	-		-	-	-
西部	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部広島	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部呉	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部東	-	-	-	-	-	-	-	-	
東部	-	-	-	-	-	-	-	-	
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	
北部	-	-	-	-	-	-	-	-	

(3) 市町指導・支援の状況

(令和5年度)

区分	指導項目	総数	市 町 名						
			西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
実施数	企画・連携 調整	29	4	17	-	5	3	-	-
	調査・研究	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報の 収集・提供	36	2	28	-	3	3	-	-

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数は3月31日現在、通院患者数は3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	53	3	2	5	2	12	14	9	47	6
医療保護入院患者数	1,442	126	241	50	168	521	155	150	1,411	31
自立支援医療受給者数(精神通院)	23,175	3,131	3,894	4,624	4,312	5,125	771	1,318	23,175	-
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	134	13	16	24	8	24	37	12	134	-

(注)通報件数は、令和5年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和6年3月31日現在)

障害等級	総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東部	東部 福山	北部
計	14,586	1,810	2,230	3,149	2,890	2,933	585	989
1 級	539	75	70	148	113	85	18	30
2 級	8,670	1,086	1,221	2,005	1,585	1,840	346	587
3 級	5,377	649	939	996	1,192	1,008	221	372

(3) 組織育成支援状況

(令和5年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
計	44	1	3	28	6	6	-	-	44	-
患 者 会	28	-	-	28	-	-	-	-	28	
家 族 会	16	1	3	-	6	6	-	-	16	
断 酒 会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ボ ラ ン テ ィ ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和5年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外	
面 接	実 人 員	171	23	11	32	27	3	14	49	159	12	
	延 人 員	314	34	56	50	50	12	23	67	292	22	
	内 訳	老人精神保健	19	1	-	10	1	1	-	6	19	-
		社会復帰	112	16	43	11	11	8	-	20	109	3
		アルコール	17	4	6	1	-	-	2	4	17	-
		薬 物	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
		ギャンブル	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-
		ゲ ー ム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		思 春 期	6	-	-	-	1	2	-	3	6	-
		心の健康づくり	40	6	-	14	9	-	4	5	38	2
		うつ・うつ状態	14	5	1	1	1	-	-	5	13	1
		摂食障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		てんかん	8	-	-	-	-	-	-	8	8	-
	その他	95	2	6	10	27	1	17	16	79	16	
	ひきこもり (再掲)	(13)	(2)	(-)	(-)	(6)	(1)	(1)	(3)	(13)	-	
	発達障害 (再掲)	(1)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	-	
	自殺関連 (再掲)	(15)	(-)	(-)	(-)	(15)	(-)	(-)	(-)	(15)	-	
	自殺者の遺族 (再掲)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	
	犯罪被害 (再掲)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	
	災害 (再掲)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	
措置入院等退院支援 (再掲)	(10)	(-)	(-)	(2)	(2)	(6)	(-)	(-)	(10)	-		
電話相談延人員	3,667	929	567	208	660	455	357	491	3,667	-		
ひきこもり (再掲)	91	(41)	(-)	(-)	(21)	(13)	(2)	(14)	91	-		
発達障害 (再掲)	15	(1)	(-)	(-)	(5)	(-)	(-)	(9)	15	-		
自殺関連 (再掲)	167	(54)	(6)	(3)	(62)	(22)	(20)	(-)	167	-		
措置入院等退院支援 (再掲)	573	(393)	(-)	(-)	(32)	(144)	(4)	(-)	573	-		

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和5年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員	68	14	7	8	14	7	3	14	67	1
延 人 員	153	28	16	27	36	17	7	21	152	1
内 訳	老人精神保健	5	-	-	5	-	-	-	5	-
	社会復帰	87	1	14	14	21	14	7	15	86
	アルコール	11	7	2	-	-	-	-	2	11
	薬 物	9	1	-	8	-	-	-	-	9
	ギャンブル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ゲ ー ム	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	思 春 期	6	3	-	-	-	3	-	-	6
	心の健康づくり	1	1	-	-	-	-	-	-	1
	うつ・うつ状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	摂食障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	てんかん	1	-	-	-	-	-	-	1	1
	そ の 他	33	15	-	-	15	-	-	3	33
	(再掲) ひきこもり	(12)	(6)	(-)	(-)	(6)	(-)	(-)	(-)	(12)
	(再掲) 発達障害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(再掲) 自殺関連	(5)	(1)	(-)	(-)	(4)	(-)	(-)	(-)	(5)	
(再掲) 自殺者の遺族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(再掲) 犯罪被害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(再掲) 災 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(再掲) 措置入院等退院支援	(37)	(8)	(-)	(-)	(12)	(12)	(4)	(-)	(36)	

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会

(令和5年度)

区分	総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実施回数	26	5	7	3	3	6	1	1	26	-
対象者数	20	3	6	2	3	4	1	1	20	-
参加延人数	200	49	58	-	30	45	7	11	200	-

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会

(令和5年度)

区分	総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実施回数	2	-	-	-	2	-	-	-	2	-
対象者数	2	-	-	-	2	-	-	-	2	-
参加延人数	20	-	-	-	20	-	-	-	20	-

ウ その他の事例検討会

(令和5年度)

区分	総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実施回数	109	21	11	20	14	19	5	12	102	7
対象者数	73	13	12	9	9	13	5	8	69	4
参加延人数	989	165	85	155	138	215	49	94	901	88

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(令和5年度)

区 分		実施回数	対 象 者	参加延人数 (配布部数)	
計		21		2,166	
西部	種別内訳	かかりつけ医研修会検討会議	1	医師等	9
		かかりつけ医研修	1	医師・ 保健医療福祉関係者等	45
		うつ・自殺対策リーフレット作成・配布	1	管内市町・医療機関・ 薬局・学校等	送付件数 560件 配布部数 10,580枚
西部広島	種別内訳	研修会	1	市町・学校 関係機関委員	35
西部呉	種別内訳	研修会	1	医療・福祉保健・ 行政等関係者	80
		連絡会議	1	精神保健関係者	8
西部東	種別内訳	研修会	1	保健・医療・福祉・介護・ 教育職域関係者	36
東 部	種別内訳	研修会	1	医療保健福祉・ 消防・警察・教育機関 及び行政の関係職員	56
		リーフレット配布	1	行政機関	900
東 部 福 山	種別内訳	研修会	4	医療、保健、福祉関係者	125
		街頭啓発活動	2	一般市民、関係機関	244
北 部	種別内訳	予防週間街頭啓発活動	1	県民	145
		予防週間啓発活動	1	関係機関	143
		強化月間街頭啓発活動	1	県民	153
		強化月間啓発活動	1	関係機関	117
		研修会	2	医療・保健・福祉	70

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

イ その他の精神保健福祉対策

(令和5年度)

区 分				実施回数	対 象 者	参加延人数 (配布部数)
計				24		3,256
西部	種別内訳	地域生活支援事業	協議会	1	管内 精神保健福祉関係者	16
		地域生活支援事業	部会	2	管内 精神保健福祉関係者	40
		地域生活支援事業	研修会	1	管内 精神保健福祉関係者	32
西部広島	種別内訳	地域生活支援事業	研修会	1	精神保健福祉医療関係者	56
西部呉	種別内訳	地域生活支援事業	研修会	1	精神保健関係者	26
		アルコール	研修会	3	精神保健関係者	126
西部東	種別内訳	アルコール	庁舎内啓発活動	1	庁舎を訪れる県民等	-
		自殺対策	庁舎内啓発活動	2	庁舎を訪れる県民等	-
		ギャンブル等依存症問題	庁舎内啓発活動	1	庁舎を訪れる県民等	-
東部	種別内訳	精神保健福祉研修会	研修会	1	医療・保健・福祉・介護 関係者等	71
		ひきこもり研修会	研修会	1	ひきこもり家族、支援 関係者	15
東部福山	種別内訳	地域生活支援事業	研修会	1	医療、保健、福祉、警察 関係者	27
		アルコール	街頭啓発活動	1	一般市民、関係機関	-
		ギャンブル	街頭啓発活動	1	一般市民、関係機関	50
北部	種別内訳	アルコール対策	研修会	1	保健・医療・福祉	39
		アルコール対策	街頭啓発活動	2	県民	186
		アルコール対策	啓発活動	1	関係機関	31
		未成年アルコール対策	街頭啓発活動	1	小学校・中学校・児童生徒・ 保護者	2,490
		ギャンブル等依存症対策	街頭啓発活動	1	県民	51

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和6年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	4	2	-	-	1	1	-	-
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	83	12	17	2	17	22	5	8
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	8	2	1	1	2	1	-	1
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	99	25	14	-	12	32	7	9
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	1,278	185	221	34	268	386	82	102
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	34	4	9	2	7	4	5	3
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	5	1	1	-	1	1	-	1
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経・筋疾患	4	2	-	-	2	-	-	-
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	197	31	37	5	44	51	8	21
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	166	32	29	2	44	41	8	10
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	29	1	5	2	11	7	2	1
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	10	2	3	-	3	2	-	-
016	クロウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	90	18	11	-	25	21	7	8
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	222	41	38	4	50	71	8	10
019	ライソゾーム病	代謝疾患	11	-	4	-	2	5	-	-
020	副腎白質ジストロフィー	代謝疾患	5	-	1	-	2	2	-	-
021	ミトコンドリア病	代謝疾患	9	1	3	1	2	1	-	1
022	もやもや病	神経・筋疾患	131	14	17	3	21	48	16	12
023	プリオン病	神経・筋疾患	3	1	-	1	-	1	-	-
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	2	-	1	-	-	1	-	-
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	2	1	-	-	-	1	-	-
028	全身性アミロイドーシス	代謝疾患	72	20	12	2	11	14	6	7
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	31	-	9	1	12	8	-	1
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	23	3	6	-	4	6	1	3

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和6年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
	承認総件数		8,438	1,337	1,507	187	1,893	2,312	466	736
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	2	-	1	-	-	1	-	-
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	19	4	4	-	4	5	1	1
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
040	高安動脈炎	免疫疾患	19	1	5	-	3	9	1	-
041	巨細胞性動脈炎	免疫疾患	23	7	4	-	2	3	4	3
042	結節性多発動脈炎	免疫疾患	11	3	-	-	2	2	1	3
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫疾患	89	16	9	2	16	25	7	14
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	35	5	5	2	5	12	3	3
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	53	7	5	3	16	15	3	4
046	悪性関節リウマチ	免疫疾患	28	3	5	-	3	11	1	5
047	バージャー病	循環器疾患	18	-	5	-	5	4	-	4
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫疾患	6	2	1	-	-	2	-	1
049	全身性エリテマトーデス	免疫疾患	468	97	64	14	113	124	20	36
050	皮膚筋炎/多発性筋炎	免疫疾患	224	30	27	8	71	58	11	19
051	全身性強皮症	免疫疾患	232	38	36	4	58	61	16	19
052	混合性結合組織病	免疫疾患	80	13	11	2	21	28	1	4
053	シェーグレン症候群	免疫疾患	98	17	17	1	27	21	3	12
054	成人スチル病	免疫疾患	30	4	6	1	11	3	1	4
055	再発性多発軟骨炎	免疫疾患	9	2	4	-	1	2	-	-
056	ベーチェット病	免疫疾患	101	13	16	1	32	24	5	10
057	特発性拡張型心筋症	循環器疾患	120	18	33	6	11	28	5	19
058	肥大型心筋症	循環器疾患	30	2	6	-	8	7	2	5
059	拘束型心筋症	循環器疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
060	再生不良性貧血	血液疾患	54	10	6	2	8	13	8	7
061	自己免疫性溶血性貧血	血液疾患	6	1	2	-	-	2	1	-
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液疾患	10	1	-	-	4	2	1	2
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液疾患	128	26	28	1	27	30	4	12
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液疾患	2	1	-	1	-	-	-	-
065	原発性免疫不全症候群	血液疾患	23	4	7	-	5	-	4	3
066	IgA腎症	腎・泌尿器疾患	120	16	24	4	34	17	9	16
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器疾患	110	16	22	2	28	31	3	8
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節疾患	56	7	8	2	14	12	1	12
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節疾患	258	34	38	4	55	87	18	22
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節疾患	99	4	30	1	18	21	8	17

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和6年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
			8,438	1,337	1,507	187	1,893	2,312	466	736
176	コフィン・ローリー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
177	ジュベール症候群関連疾患	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
179	ウリアムズ症候群	循環器疾患	2	-	1	-	-	-	-	1
180	ATR-X症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
181	クルーゾン症候群	聴覚・平衡機能疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
182	アペール症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
184	アントレー・ピクスラー症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
185	コフィン・シリズ症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
186	ロスモンド・トムソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
187	歌舞伎症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
188	多脾症候群	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
189	無脾症候群	循環器疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
190	鰓耳腎症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	内分泌疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
192	コケイン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	内分泌疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
194	ソトス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
202	スミス・マグニス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	循環器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
208	修正大血管転位症	循環器疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
210	単心室症	循環器疾患	3	-	-	-	3	-	-	-

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和6年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東部	東部 福山	北部
	承認総件数		8,438	1,337	1,507	187	1,893	2,312	466	736
316	カルニチン回路異常症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	代謝疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
319	セピアペリン還元酵素(SR)欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジル イノシトール(GPI)欠損症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
326	大理石骨病	代謝疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因 によるものに限る。)	血液疾患	2	1	1	-	-	-	-	-
328	前眼部形成異常	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
329	無虹彩症	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
330	先天性気管狭窄症/ 先天性声門下狭窄症	呼吸器疾患 聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	血液疾患	9	2	1	-	1	3	-	2
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-	-	-	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
335	ネフロン癆	腎・泌尿器疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
336	家族性低 β リポタンパク血症1 (ホモ接合体)	代謝疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
337	ホモシスチン尿症	代謝疾患	-	0	0	0	0	0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器疾患	-	0	0	0	0	0	0	0

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和6年3月31日現在)

疾病 番号	区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
1	悪性新生物	137	23	27	4	35	27	3	18
2	慢性腎疾患	49	15	9	1	11	7	1	5
3	慢性呼吸器疾患	27	4	3	1	6	6	4	3
4	慢性心疾患	213	39	39	4	54	45	14	18
5	内分泌疾患	229	50	43	3	60	50	11	12
6	膠原病	31	6	4	-	7	8	1	5
7	糖尿病	60	15	14	-	13	11	2	5
8	先天性代謝異常	26	2	6	-	7	7	1	3
9	血液疾患	30	15	4	-	2	4	2	3
10	免疫疾患	8	-	3	-	1	3	-	1
11	神経・筋疾患	106	20	18	1	29	26	4	8
12	慢性消化器疾患	65	6	11	-	20	17	3	8
13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	24	4	4	-	8	4	3	1
14	皮膚疾患	6	1	1	-	3	1	-	-
15	骨系統疾患	25	11	2	-	6	5	-	1
16	脈管系疾患	3	2	-	-	1	-	-	-

(5) 相談事業の実施状況

(令和5年度)

区分	計	西部		西部広島		西部呉		西部東		東部		東部福山		北部			
		管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外		
指定 難 病	実人員	2,637	168	-	77	-	-	-	1,893	-	24	9	466	-	-	-	
	延人員	2,298	168	-	321	-	-	-	1,170	-	24	9	606	-	-	-	
	申請等	1,894	102	-	39	-	-	-	1,147	-	-	-	606	-	-	-	
	医療	病気・病状	102	6	-	91	-	-	-	3	-	2	-	-	-	-	-
		治療・服薬	52	4	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護・日常生活	76	1	-	65	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	
	福祉制度	70	4	-	58	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	
	就労	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
	就学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	食事・栄養	15	-	-	14	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
歯科	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	84	51	-	2	-	-	-	-	-	22	9	-	-	-	-		
小児 慢性 特定 疾病	実人員	368	27	-	19	1	-	-	251	-	7	-	53	4	6	-	
	延人員	314	27	-	42	1	-	-	180	-	-	-	53	4	7	-	
	申請等	256	17	-	8	-	-	-	178	-	-	-	53	-	-	-	
	医療	病気・病状	14	2	-	11	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		治療・服薬	15	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	-
	看護・日常生活	14	-	-	10	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	
	福祉制度	5	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	就労	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	就学	6	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	食事・栄養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
歯科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和5年度)

区分	電話相談	面接相談	総数
延人員	515	110	625
西部	6	-	6
西部広島	52	45	97
西部呉	104	29	133
西部東	-	-	-
東部	82	33	115
東部福山	248	-	248
北部	23	3	26

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和5年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	所 内	管 外
開 催 回 数	7	1	1	-	2	2	-	1	7	-
実 人 員	63	8	4	-	39	-	-	12	63	-
延 人 員	115	8	4	-	39	52	-	12	115	-

(注)開催場所別に計上している。

(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議 の開催状況

(令和5年度)

開催回数	-
西部	-
西部広島	-
西部呉	-
西部東	-
東部	-
東部福山	-
北部	-
参加人数	-
西部	-
西部広島	-
西部呉	-
西部東	-
東部	-
東部福山	-
北部	-

(10)アレルギー疾患相談事業等実施状況(1)

ア 相談開催回数

(令和5年度)

	開催回数	相談実人員	相談延人員
全 県	2	2	2
西 部	-	-	-
西 部 広 島	-	-	-
西 部 呉	-	-	-
西 部 東	-	-	-
東 部	2	2	2
東 部 福 山	-	-	-
北 部	-	-	-

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(令和5年度)

	年 齢	相談実人員	相談延人員
全 県	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	2	2
	合 計	2	2
西 部	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
西 部 広 島	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
西 部 呉	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
西 部 東	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
東 部	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	2	2
	合 計	2	2
東 部 福 山	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
北 部	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-

(11)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(令和5年度)

合 計	西 部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部
25	0	1	1	11	10	1	1

イ 相談内容

(令和5年度)

相 談 区 分	延 件 数	西 部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	11	-	-	1	5	5	-	-
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使ってあるか調べてもらえるか等	-	-	-	-	-	-	-	-
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	6	-	-	-	4	1	-	1
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	-	-	-	-	-	-	-	-
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	-	-	-	-	-	-	-	-
計	17	-	-	1	9	6	-	1
石綿健康被害救済給付に関するもの	12	-	1	1	3	6	1	-

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12) 森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和5年度)

	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
相談	18件	-	-	-	6件	-	12件	-
家庭訪問	3件	-	1件	-	1件	-	1件	-

イ 連絡会議等開催状況

(令和5年度)

	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
開催回数	8回	1回	1回	2回	2回	1回	1回	-
参加人数	66人	12人	15人	15人	10人	7人	7人	-

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成(先進医療)の申請状況

(令和5年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
延件数	362	58	74	13	83	92	17	25

(2) 特定不妊治療費助成(全額自費診療)の申請状況

(令和5年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
延件数	65	8	11	-	17	20	1	8

(3) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和5年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
件数	272	8	44	53	47	23	84	13

(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

※実証事業対象疾患(SCID・SMA・BCD)含む

(令和5年度)

区分	総数	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
連絡票件数	23	2	6	-	8	5	1	1
保健指導延人員	40	2	6	-	24	5	2	1

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		6,111	812	987	188	1,219	1,739	368	798
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	3,374	352	297	49	435	1,911	95	235
	仕出し・弁当	889	17	130	24	207	313	67	131
	旅館	166	32	22	4	19	62	4	23
	その他	937	187	154	37	128	275	54	102
菓子（パンを含む）製造業		511	78	78	11	89	147	32	76
乳処 理 業		3	1	-	-	-	-	1	1
特別牛乳搾取処 理 業		1	-	-	-	-	1	-	-
乳製 品 製 造 業		10	1	1	-	1	2	1	4
集 乳 業		8	-	-	-	-	7	-	1
魚 介 類 販 売 業		385	33	55	28	81	106	26	56
魚 介 類 せ り 売 り 営 業		242	1	-	-	2	238	-	1
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		11	-	-	-	2	9	-	-
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		54	14	5	6	11	14	2	2
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		24	5	-	-	3	11	1	4
喫 茶 店 営 業		506	19	154	1	127	129	28	48
あ ん 類 製 造 業		31	3	1	-	-	27	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		10	2	-	-	-	2	1	5
食 肉 処 理 業		22	2	7	-	5	2	1	5
食 肉 販 売 業		142	23	25	5	26	34	11	18
食 肉 製 品 製 造 業		14	1	1	-	1	8	1	2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		6	-	-	-	-	6	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		16	-	-	4	-	10	-	2
マーガリン又はショートニング製造業		1	-	-	-	1	-	-	-
み そ 製 造 業		45	2	4	3	6	12	8	10
醤 油 製 造 業		133	3	2	1	7	112	1	7
ソ ー ス 類 製 造 業		11	-	3	-	1	4	2	1
酒 類 製 造 業		32	-	7	2	11	8	1	3
豆 腐 製 造 業		29	-	4	1	7	11	2	4
納 豆 製 造 業		16	-	-	-	-	15	-	1
め ん 類 製 造 業		37	1	3	2	2	18	1	10
そ う ざ い 製 造 業		251	30	29	8	44	74	24	42
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る）製造業		19	2	2	-	1	9	2	3
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		21	2	2	1	2	11	2	1
氷 雪 製 造 業		5	1	1	1	-	2	-	-

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計	6,532	940	1,004	231	1,428	1,851	329	749
飲 食 店 営 業	4,292	622	716	104	931	1,259	196	464
調理機能を有する自動販売機	70	8	7	-	15	28	5	7
食 肉 販 売 業	154	17	22	6	40	38	9	22
魚 介 類 販 売 業	365	101	45	64	60	57	15	23
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	2	-	-	-	1	1	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	3	-	1	-	1	1	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	31	1	9	2	4	7	3	5
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	741	94	107	11	160	236	40	93
アイスクリーム類製造業	29	4	5	3	5	8	1	3
乳 製 品 製 造 業	5	1	-	-	2	2	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	27	1	2	1	11	7	-	5
食 肉 製 品 製 造 業	9	-	-	-	1	3	-	5
水 産 製 品 製 造 業	93	11	10	21	18	26	2	5
氷 雪 製 造 業	1	-	-	1	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	1	-	1	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	6	-	-	1	2	1	1	1
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	36	2	4	4	13	3	1	9
酒 類 製 造 業	36	2	4	1	13	6	1	9
豆 腐 製 造 業	20	1	2	-	4	9	-	4
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
麵 類 製 造 業	31	1	6	1	4	7	2	10
そ う ざ い 製 造 業	397	49	43	6	93	109	31	66
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	12	5	-	-	5	1	1	-
冷 凍 食 品 製 造 業	7	-	1	-	1	3	2	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	9	-	-	-	1	7	1	-
漬 物 製 造 業	101	16	16	3	19	15	17	15
密 封 包 装 食 品 製 造 業	30	2	3	-	20	4	1	-
食 品 の 小 分 け 業	17	2	-	2	4	8	-	1
添 加 物 製 造 業	7	-	-	-	-	5	-	2

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		9,019	1,081	1,090	183	984	3,219	972	1,490
あ旧 っ許 可 た業 種 業 で	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	518	91	16	18	16	213	57	107
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	710	101	54	19	14	291	88	143
	乳 類 販 売 業	1,182	165	124	25	58	476	122	212
	氷 雪 販 売 業	132	-	1	-	1	88	28	14
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	553	174	108	6	55	156	21	33
販 売 業	弁 当 販 売 業	311	1	10	3	4	161	61	71
	野 菜 果 物 販 売 業	550	20	36	2	30	249	86	127
	米 穀 類 販 売 業	297	3	17	1	9	148	70	49
	通信販売・訪問販売による販売業	86	7	7	-	4	55	7	6
	コンビニエンスストア	459	50	75	32	91	129	25	57
	百貨店・総合スーパー	253	32	40	5	45	55	41	35
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	320	24	59	6	83	97	25	26
その他の食料・飲料販売業	1,538	217	203	20	233	525	154	186	
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	11	1	1	1	1	6	1	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	10	-	4	-	-	6	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	100	9	17	2	24	34	5	9
	農産保存食料品製造・加工業	458	55	79	9	59	139	25	92
	調味料製造・加工業	123	4	23	5	9	57	5	20
	糖類製造・加工業	1	-	-	-	-	1	-	-
	精穀・製粉業	94	1	19	-	9	18	12	35
	製 茶 業	180	1	42	5	11	24	27	70
	海藻製造・加工業	40	2	6	4	1	27	-	-
	卵選別包装業	25	-	3	2	4	8	1	7
	その他の食料品製造・加工業	476	29	63	3	97	94	91	99
準正上 用後記 以外 の法第 68条 の第3 項に おいて 改	行 商	23	1	5	7	4	5	1	-
	集 団 給 食 施 設	496	74	71	8	94	141	18	90
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	29	8	6	-	10	3	1	1
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	5	1	-	-	-	3	-	1
	そ の 他	39	10	1	-	18	10	-	-

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

エ 旧食品関係条例対象施設数

(令和6年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		448	109	45	39	84	127	8	36
加工水産物販売業		358	80	41	16	75	107	6	33
加工水産物製造業		41	6	4	6	3	17	2	3
魚介類等行商業		4	1	-	-	-	3	-	-
かき作業場	一類	39	20	-	13	6	-	-	-
	二類	6	2	-	4	-	-	-	-

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部】

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件 ※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	19	76	3,108
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	6	24	
集団給食	大量調理施設	3	12		
3回	食品製造業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	84	252	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	10	30	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	161	322	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	113	113	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	71	71	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	1,059	1,059	
	食品販売業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	315	315	
	その他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	2	2	
1回/2年	上記以外		-	-	
1回/3年	上記以外		122	37	
1回/4年	上記以外		32	8	
1回/5年	上記以外		878	176	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			2,875	2,497	3,108

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部広島】

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件 ※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	24	96	2,300
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	4	16	
集団給食	大量調理施設	18	72		
3回	食品製造業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	14	42	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	14	42	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	31	62	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	278	278	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	66	66	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	951	951	
	食品販売業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	152	152	
	その他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回/2年	上記以外		463	232	
1回/3年	上記以外		-	-	
1回/4年	上記以外		1	0	
1回/5年	上記以外		1,080	216	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			3,096	2,225	2,300

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部呉】

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件 ※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	25	100	967
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	2	8	
	集団給食	大量調理施設	2	8	
3回	食品製造業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	60	180	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	18	54	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	16	32	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	55	110	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	6	6	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	211	211	
	食品販売業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	30	30	
	その他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回/2年	上記以外		253	127	
1回/3年	上記以外		-	-	
1回/4年	上記以外		-	-	
1回/5年	上記以外		-	-	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			678	866	967

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【西部東】

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件 ※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	80	320	-
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	1	4	
集団給食	大量調理施設	15	60		
3回	食品製造業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	23	69	-
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	17	51	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	24	48	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	400	400	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	62	62	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	1,736	1,736	
	食品販売業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	145	145	
	その他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	1	1	
1回/2年	上記以外		-	-	
1回/3年	上記以外		-	-	
1回/4年	上記以外		-	-	
1回/5年	上記以外		-	-	
随時	器具又は容器包装製造施設		1,403	280	
合 計			3,907	3,176	-

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【東部】

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件 ※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	38	152	4,815
		大量製造食品	4	16	
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)	-	-	
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	2	8	
	飲食店営業	大量調理施設	17	68	
集団給食	大量調理施設	22	88		
3回	食品製造業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	8	24	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	51	153	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	497	994	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	116	116	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	180	180	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	2,409	2,409	
	食品販売業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	190	190	
	その他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回/2年	上記以外		970	485	
1回/3年	上記以外		198	59	
1回/4年	上記以外		-	-	
1回/5年	上記以外		2,636	527	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			7,338	5,469	4,815

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【東部福山】

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件 ※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4 回	食品製造業	広域流通食品	14	56	1,125
		大量製造食品	2	8	
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)	1	4	
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	2	8	
	飲食店営業	大量調理施設	2	8	
	集団給食	大量調理施設	4	16	
3 回	食品製造業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	-	-	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	6	18	
2 回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	60	120	
1 回	食品製造業	上記以外の製造業	229	229	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	17	17	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	416	334	
	食品販売業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	103	103	
	その他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回/2年	上記以外	喫茶店営業、販売届出、加工水産物販売(自動販売機を除く)	677	339	
1回/3年	上記以外	許可・届出	82	25	
1回/4年	上記以外		-	-	
1回/5年	上記以外		-	-	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			1,615	1,285	1,125

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況【北部】

(令和5年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件 ※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	12	48	2,199
		大量製造食品	-	-	
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)	-	-	
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	-	-	
	飲食店営業	大量調理施設	7	28	
集団給食	大量調理施設	8	32		
3回	食品製造業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	-	-	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	26	78	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	28	56	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	777	1,554	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	330	330	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	102	102	
	食品販売業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	127	127	
	その他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回/2年	上記以外		142	71	
1回/3年	上記以外		7	2	
1回/4年	上記以外		1,020	255	
1回/5年	上記以外		1,192	238	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			3,778	2,921	2,199

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(3)食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数																						
計	6,688	3,910	5	812	780	2	1,311	223	-	242	129	-	1,219	346	-	1,739	1,650	2	368	302	-	997	480	1	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	2,281	846	1	352	152	1	380	51	-	61	24	-	435	108	-	652	343	-	95	28	-	306	140	-
	仕出し・弁当	925	542	-	17	71	-	176	43	-	25	18	-	207	29	-	285	249	-	67	57	-	148	75	-
	旅館	133	145	1	32	85	1	27	14	-	4	2	-	19	1	-	24	21	-	4	3	-	23	19	-
	その他	995	389	-	187	124	-	218	10	-	48	17	-	128	27	-	218	140	-	54	47	-	142	24	-
菓子(パンを含む)製造業	555	439	1	78	97	-	101	19	-	17	13	-	89	35	-	146	203	1	32	27	-	92	45	-	
乳処理業	3	23	-	1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	11	-	1	1	-	
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	10	30	-	1	8	-	1	1	-	-	-	-	1	2	-	2	4	-	1	11	-	4	4	-	
集乳業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
魚介類販売業	433	395	-	33	75	-	79	25	-	39	17	-	81	43	-	106	179	-	26	25	-	69	31	-	
魚介類競り売り営業	7	10	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	1	-	2	8	-	-	-	-	1	1	-	
魚肉練り製品製造業	4	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	-	1	5	-	-	-	-	1	2	-	
食品の冷凍または冷蔵業	58	71	-	14	12	-	8	2	-	8	3	-	11	4	-	12	39	-	2	7	-	3	4	-	
缶詰又は瓶詰食品製造業(上記および下記以外)	19	28	-	5	3	-	-	-	-	1	-	-	3	4	-	4	15	-	1	-	-	5	6	-	
喫茶店営業	571	166	-	19	25	-	207	-	-	6	-	-	127	12	-	126	116	-	28	10	-	58	3	-	
あん類製造業	5	7	-	3	2	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類製造業	11	29	1	2	3	-	1	3	-	-	-	-	1	-	-	2	8	-	1	3	-	5	11	1	
食肉処理業	28	38	-	2	3	-	10	14	-	1	4	-	5	3	-	2	-	-	1	4	-	7	10	-	
食肉販売業	147	304	-	23	66	-	28	14	-	6	13	-	26	26	-	33	131	-	11	23	-	20	31	-	
食肉製品製造業	14	32	-	1	4	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	5	12	-	1	4	-	5	11	-	
乳酸菌飲料製造業	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食用油脂製造業	7	3	-	-	-	-	-	-	-	4	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	
マーガリン又はショートニング製造業	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	40	22	-	2	-	-	4	1	-	3	-	-	6	4	-	5	7	-	8	8	-	12	2	-	
しょう油製造業	25	29	-	3	4	-	2	7	-	2	3	-	7	4	-	3	2	-	1	2	-	7	7	-	
ソース類製造業	10	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	3	2	-	2	-	-	1	1	-	
酒類製造業	31	20	-	-	-	-	9	3	-	2	-	-	11	13	-	5	-	-	1	-	-	3	4	-	
豆腐製造業	25	17	-	-	-	-	6	1	-	1	4	-	7	1	-	4	7	-	2	2	-	5	2	-	
納豆製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
めん類製造業	35	35	-	1	6	-	3	1	-	2	2	-	2	-	-	14	14	-	1	1	-	12	11	-	
総菜製造業	267	190	-	30	21	-	36	3	-	10	7	-	44	13	-	66	85	-	24	29	-	57	32	-	
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業	15	10	-	2	-	-	2	1	-	-	-	-	1	2	-	4	5	-	2	-	-	4	2	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	25	64	1	2	6	-	5	6	-	1	-	-	2	5	-	11	46	1	2	-	-	2	1	-	
氷雪製造業	5	8	-	1	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	

(注)施設数は、令和6年3月31日現在である。

(3) 食品衛生監視指導状況

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施 設 数	監 視 指 導 延 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数
計	-	4,910	2	-	1,026	1	720	750	-	-	367	-	-	1,182	-	-	906	1	-	174	-	-	505	-
飲 食 店 営 業	2,100	-	-	458	-	517	408	-	-	50	-	-	531	-	-	310	-	-	72	-	-	271	-	
調理機能を有する自動販売機	26	-	-	5	-	4	3	-	-	-	-	-	8	-	-	8	-	-	-	-	-	2	-	
食 肉 販 売 業	257	-	-	42	-	21	26	-	-	5	-	-	93	-	-	56	-	-	11	-	-	24	-	
魚 介 類 販 売 業	1,010	-	-	301	-	33	113	-	-	225	-	-	192	-	-	121	-	-	29	-	-	29	-	
魚介類競り売り営業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳 処 理 業	21	-	-	-	-	1	10	-	-	-	-	-	2	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 肉 処 理 業	45	-	-	2	-	6	11	-	-	2	-	-	5	-	-	19	-	-	1	-	-	5	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓 子 製 造 業	554	1	-	94	-	74	76	-	-	8	-	-	142	-	-	142	1	-	23	-	-	69	-	
アイスクリーム類製造業	50	-	-	7	-	3	13	-	-	3	-	-	10	-	-	12	-	-	-	-	-	5	-	
乳 製 品 製 造 業	21	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	10	-	-	-	-	-	1	-	
清 涼 飲 料 水 製 造 業	45	-	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	20	-	-	12	-	-	-	-	-	5	-	
食 肉 製 品 製 造 業	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	16	-	-	-	-	-	6	-	
水 産 製 品 製 造 業	213	1	-	35	1	7	27	-	-	46	-	-	43	-	-	56	-	-	3	-	-	3	-	
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
液 卵 製 造 業	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 用 油 脂 製 造 業	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ又はしょうゆ製造業	25	-	-	2	-	4	5	-	-	10	-	-	5	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	
酒 類 製 造 業	27	-	-	2	-	2	4	-	-	1	-	-	18	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	
豆 腐 製 造 業	26	-	-	1	-	1	2	-	-	-	-	-	1	-	-	18	-	-	-	-	-	4	-	
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
麵 類 製 造 業	35	-	-	1	-	5	9	-	-	-	-	-	6	-	-	4	-	-	1	-	-	14	-	
そ う ざ い 製 造 業	263	-	-	36	-	29	26	-	-	6	-	-	47	-	-	66	-	-	26	-	-	56	-	
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	33	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	
冷 凍 食 品 製 造 業	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	4	-	-	1	-	-	-	-	
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	
漬 物 製 造 業	58	-	-	9	-	10	8	-	-	9	-	-	13	-	-	5	-	-	6	-	-	8	-	
密 封 包 装 食 品 製 造 業	29	-	-	1	-	2	5	-	-	-	-	-	20	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	
食 品 の 小 分 け 業	5	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
添 加 物 製 造 業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	

(3) 食品衛生監視指導状況

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施 設 数	監 視 指 導 延 延 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 設 数	行 政 処 分 件 数	施 設 数	監 視 指 導 延 延 設 数	行 政 処 分 件 数	
計	-	####	2	-	####	-	-	####	1	-	365	-	-	961	-	-	####	1	-	647	-	-	####	-	
あ 旧 許 可 業 種 業 者	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	622	-	75	-	107	-	25	-	89	-	153	-	31	-	142	-								
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	659	-	80	-	110	-	32	-	74	-	167	-	61	-	135	-								
	乳 類 販 売 業	999	-	172	-	170	-	41	-	100	-	241	-	77	-	198	-								
	水 雪 販 売 業	166	-	-	-	-	-	-	-	23	-	114	-	21	-	8	-								
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	146	-	22	-	5	-	31	-	20	-	55	-	8	-	5	-								
販 売 業	弁 当 販 売 業	797	-	119	-	163	-	36	-	105	-	193	-	65	-	116	-								
	野 菜 果 物 販 売 業	915	-	138	-	180	-	37	-	122	-	229	-	83	-	126	-								
	米 穀 類 販 売 業	589	-	111	-	124	-	27	-	88	-	107	-	77	-	55	-								
	通信販売・訪問販売による販売業	10	-	-	-	1	-	-	-	2	-	5	-	-	-	2	-								
	コンビニエンスストア	215	-	46	-	24	-	21	-	16	-	30	-	10	-	68	-								
	百貨店、総合スーパー	733	1	120	-	161	-	31	-	108	-	184	1	55	-	74	-								
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	112	-	5	-	-	-	14	-	3	-	56	-	30	-	4	-								
	その他の食料・飲料販売業	####	-	246	-	137	-	33	-	98	-	316	-	95	-	203	-								
	製 造 業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
		いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		14	-	1	-	-	-	-	-	7	-	3	-	3	-	-	-								
農産保存食料品製造・加工業		61	-	4	-	5	-	4	-	10	-	23	-	2	-	13	-								
調味料製造・加工業		10	-	-	-	2	-	-	-	-	-	5	-	1	-	2	-								
糖 類 製 造 ・ 加 工 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
精 穀 ・ 製 粉 業		13	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	9	-								
製 茶 業		8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	7	-								
海 藻 製 造 ・ 加 工 業		11	-	-	-	2	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-								
卵 選 別 包 装 業		5	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-								
その他の食料品製造・加工業	96	-	4	-	3	-	2	-	32	-	25	-	21	-	9	-									
の法上第8条以外の第3項の改正法により適用されるもの	行 商	3	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-								
	集 団 給 食 施 設	267	1	39	-	63	1	30	-	42	-	65	-	6	-	22	-								
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	3	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-								
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	-	-	-	-	-								
そ の 他	182	-	31	-	-	-	-	-	19	-	132	-	-	-	-	-									

(3) 食品衛生監視指導状況

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(令和5年度)

区 分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数	行 政 処 分 件 数																					
計	524	403	-	109	106	-	68	65	-	73	106	-	84	33	-	127	76	-	8	2	-	55	15	-
加工水産物販売業	401	100	-	80	18	-	57	38	-	26	2	-	75	5	-	107	23	-	6	-	-	50	14	-
加工水産物製造業	48	56	-	6	-	-	6	7	-	9	1	-	3	1	-	17	44	-	2	2	-	5	1	-
魚介類等行商業	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
かき作業場	一類	60	210	-	20	73	-	4	19	-	30	91	-	6	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二類	11	37	-	2	15	-	1	1	-	8	12	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-

(注)施設数は、令和6年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(令和5年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由	収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数	2,680	6		464	-		361	-		267	-		424	2		685	3		220	-		259	1	
小 計	2,630	6		446	-		344	-		267	-		422	2		673	3		219	-		259	1	
食 品	魚 介 類	584	-		180	-		48	-		164	-		117	-		65		3	-		7	-	
	冷凍食品																							
	無加熱摂取冷凍食品	5	-		-	-		-	-		-	-		-	-		4		-	-		1	-	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	10	-		1	-		-	-		-	-		-	-		5		4	-		-	-	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	18	-		2	-		5	-		-	-		-	-		4		2	-		5	-	
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-	-		-	-	
	魚介類加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	135	-		35	-		-	-		6	-		38	-		37		4	-		15	-	
	肉卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	112	-		30	-		17	-		10	-		20	-		14		1	-		20	-	
	乳 製 品	76	-		44	-		6	-		-	-		3	-		14		1	-		8	-	
	乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	1	-		-	-		1	-		-	-		-	-		-		-	-		-	-	
	アイスクリーム類・氷菓	45	3		-	-		5	-		3	-		5	2	大腸菌群陽性	9		6	-		17	1	大腸菌群陽性
	殺菌類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	158	-		19	-		11	-		18	-		29	-		26		30	-		25	-	
	野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	575	-		75	-		93	-		47	-		115	-		88		42	-		115	-	
	菓 子 類	225	2		5	-		15	-		17	-		21	-		111	2	成分規格違反(細菌数) 成分規格違反(沈殿物)	24	-		32	-
	清 涼 飲 料 水	149	1		-	-		24	-		-	-		41	-		76	1	成分規格違反(沈殿物)	6	-		2	-
	酒 精 飲 料	12	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-	-		12	-	
	氷	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-	-		-	-	
	水	31	-		12	-		2	-		-	-		15	-		2		-	-		-	-	
	缶 詰 ・ 瓶 詰 食 品	34	-		6	-		-	-		2	-		10	-		16		-	-		-	-	
そ の 他 の 食 品	460	-		37	-		117	-		-	-		8	-		202		96	-		-	-		
添加物及びその製剤	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-	-		-	-		
器具及び容器包装	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-	-		-	-		
おもちゃ	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-	-		-	-		
洗 浄 剤	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-	-		-	-		
小 計	50	-		18	-		17	-		-	-		2	-		12	-	1	-		-	-		
生 乳	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-	-		-	-		
牛 乳	46	-		18	-		17	-		-	-		2	-		8	-	1	-		-	-		
低 脂 肪 牛 乳	2	-		-	-		-	-		-	-		-	-		2	-	-	-		-	-		
加 工 乳	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-		-	-		-	-		
そ の 他 の 乳	2	-		-	-		-	-		-	-		-	-		2	-	-	-		-	-		

(5) 集団食中毒発生状況

(令和5年度)

No	発 生 年 月 日	発 生 場 所	喫 食 者 数	有 症 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設	喫 食 場 所	事 件 の 概 要
1	令和5年8月27日	廿日市市	33	8	0	その他(8月26日(土)夕食に提供された食事)	腸炎ビブリオ(O10:K4)	旅館	旅館の食事会場	8月26日に宿泊し、提供された食事を喫食し、下痢や腹痛等を発症した。
2	令和5年11月26日	大竹市	40	24	0	ヒラメ(刺身及びにぎり寿司)	クドア・セブテンブクタータ	飲食店	飲食店	11月26日に飲食店で提供された食事を喫食し、嘔吐や下痢等を発症した。
3	令和6年1月2日	安芸郡坂町	28	17	0	ほたてのすり身、うなぎ蒲焼	サルモネラ属菌	事業所	事業所	当該施設が提供した給食を喫食した17名が発症
4										
5										

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(令和5年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 東	東 部	北 部
行政区域内人口		2,759,661	1,722,329	219,230	736,653	81,449
計	施設数	208	201	2	3	2
	立入検査件数	27	6	2	3	16
	計画給水人口	300,100	149,176	32,825	44,905	73,194
	現在給水人口	272,634	133,498	30,079	40,887	68,170
上水道	施設数	12	6	2	2	2
	立入検査件数	21	1	2	2	16
	計画給水人口	288,705	141,786	32,825	40,900	73,194
	現在給水人口	262,136	126,894	30,079	36,993	68,170
簡易水道	施設数	5	4	-	1	-
	立入検査件数	2	1	-	1	-
	計画給水人口	11,395	7,390	-	4,005	-
	現在給水人口	9,978	6,084	-	3,894	-
専用水道	施設数	9	9	-	-	-
	立入検査件数	4	4	-	-	-
	現在給水人口	520	520	-	-	-
簡易専用水道	施設数	177	177	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-
小規模水道	施設数	5	5	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-

(注1) 行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、令和6年3月31日現在である。

(注2) 施設数は、年度内に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数である。

(注3) 専用水道のうち、浄水受水専用水道は施設数、立入検査数のみ含める。

(注4) 保健所の管轄外である国認可の上水道、国及び市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含めない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(令和5年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
登 録 頭 数	48,780	7,561	7,990	751	11,354	11,849	4,017	5,258
	(3,599)	(683)	(573)	(43)	(907)	(659)	(439)	(295)
予 防 注 射 頭 数	36,529	5,932	6,055	557	8,675	8,094	3,986	3,230

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和5年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施設数	立入検査件数	(監視%指導率)	施設数	立入検査件数	(監視%指導率)	施設数	立入検査件数	(監視%指導率)	施設数	立入検査件数	(監視%指導率)	施設数	立入検査件数	(監視%指導率)	施設数	立入検査件数	(監視%指導率)	施設数	立入検査件数	(監視%指導率)	施設数	立入検査件数	(監視%指導率)	
計	4,109	1,198	29.2	459	130	28.3	713	175	24.5	107	59	55	963	198	20.6	1,108	441	39.8	367	73	19.9	383	122	31.9	
薬 局	532	427	80.3	76	51	67.1	89	65	73.0	11	14	127	116	66	56.9	161	152	94.4	27	23	85.2	52	56	107.7	
(うち健康サポート薬局)	(23)	25	108.7	(2)	(-)	0.0	(2)	(1)	50.0	(1)	(3)	(300)	(4)	-	-	(13)	(20)	153.8	(-)	(-)	-	(1)	(1)	100.0	
地域連携薬局	53	22	41.5	1	-	0.0	4	1	25.0	15	3	20	9	-	-	8	17	212.5	16	1	6.3	-	-	-	
専門医療機関連携薬局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
薬局製造販売業(薬局製造業)	25	8	32.0	5	1	20.0	6	3	50.0	-	-	-	5	1	20.0	5	1	20.0	1	-	-	3	2	66.7	
医薬品販売業	小 計	296	182	61.5	37	30	81.1	49	31	63.3	5	7	140	63	32	50.8	88	60	68.2	11	6	54.5	43	16	37.2
	店舗販売業	215	147	68.4	31	26	83.9	38	29	76.3	5	7	140	44	21	47.7	58	50	86.2	10	6	60.0	29	8	27.6
	卸売販売業	75	34	45.3	6	4	66.7	9	2	22.2	-	-	-	19	11	57.9	30	10	33.3	1	-	-	10	7	70.0
	薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特例販売業	6	1	16.7	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	25.0
	駅構内売店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	539	346	64.2	62	42	67.7	97	60	61.9	9	11	122	123	82	66.7	158	101	63.9	28	20	71.4	62	30	48.4	
管理医療機器販売業・貸与業	2,650	201	7.6	278	6	2.2	468	15	3.2	65	21	32	654	16	2.4	685	108	15.8	279	19	6.8	221	16	7.2	
再生医療等製品販売業	14	12	85.7	-	-	-	-	-	-	2	3	150	2	1	50.0	3	2	66.7	5	4	80.0	2	2	100.0	

(注) 施設数は、令和6年3月31日現在である。

薬事対策

(2) 毒劇物監視指導状況

(令和5年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	
計	610	304	49.8	90	59	65.6	90	48	53.3	16	18	112.5	151	39	25.8	188	92	48.9	25	11	44.0	58	38	65.5	
製 造 業	43	24	55.8	13	10	76.9	4	3	75.0	1	1	100.0	12	4	33.3	8	3	37.5	3	-	-	2	3	150.0	
輸 入 業	4	3	75.0	2	2	100.0	1	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
販 売 業	小 計	549	275	50.1	69	45	65.2	83	44	53.0	15	17	113.3	131	35	26.7	174	88	50.6	21	11	52.4	56	35	62.5
	一 般	393	191	48.6	57	30	52.6	53	37	69.8	3	4	133.3	104	31	29.8	134	72	53.7	13	6	46.2	29	11	37.9
	農 業 用 品 目	154	83	53.9	12	15	125.0	30	7	23.3	11	12	109.1	27	4	14.8	39	16	41.0	8	5	62.5	27	24	88.9
	特 定 品 目	2	1	50.0	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
業 務 上 取 扱 者	小 計	14	2	14.3	6	2	33.3	2	-	-	-	-	8	-	-	6	1	16.7	-	-	-	-	-	-	
電 気 め っ き 事 業	2	1	50.0	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	-	-	-	
金 属 熱 処 理 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
毒 物 劇 物 運 送 事 業	11	1	9.1	3	1	33.3	1	-	-	-	-	-	3	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
し ろ あ り 防 除 事 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 定 毒 物 研 究 者	8	1	12.5	3	1	33.3	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 施設数は、令和6年3月31日現在である。

薬事対策

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和5年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部			
	施設数等	立入検査件	(監視%指導率)	施設数等	立入検査件	(監視%指導率)	施設数等	立入検査件	(監視%指導率)	施設数等	立入検査件	(監視%指導率)	施設数等	立入検査件	(監視%指導率)	施設数等	立入検査件	(監視%指導率)	施設数等	立入検査件	(監視%指導率)	施設数等	立入検査件	(監視%指導率)	
計	8,714	2,418	27.7	746	121	16.2	883	250	28.3	1,487	400	26.9	1,129	242	21.4	1,302	591	45.4	2,624	592	22.6	539	222	41.2	
麻 薬	小 計	1,716	814	47.4	141	49	34.8	154	79	51.3	295	133	45.1	222	96	43.2	296	179	60.5	503	199	39.6	101	79	78.2
	家庭麻薬製造業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 業 者	20	22	110.0	-	-	-	-	-	-	3	3	100.0	3	6	200.0	5	2	40.0	6	6	100.0	3	5	166.7
	小 売 業 者	815	524	64.3	70	28	40.0	76	59	77.6	139	89	64.0	107	59	55.1	135	124	91.9	241	117	48.5	47	48	102.1
	病 院	141	198	140.4	13	17	130.8	11	13	118.2	26	27	103.8	20	29	145.0	21	34	161.9	41	60	146.3	9	18	200.0
	一 般 診 療 所	617	48	7.8	55	3	5.5	57	6	10.5	105	10	9.5	78	2	2.6	111	16	14.4	173	4	2.3	38	7	18.4
	歯 科 診 療 所	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	飼育動物診療施設	89	13	14.6	3	1	33.3	7	1	14.3	18	1	5.6	12	-	-	14	1	7.1	31	8	25.8	4	1	25.0
研 究 者	27	9	33.3	-	-	-	2	-	-	4	3	75.0	1	-	-	9	2	22.2	11	4	36.4	-	-	-	
大 麻	研 究 者	4	2	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	66.7	1	-	-	-	-	-	
向 精 神 薬	小 計	3,622	833	23.0	306	47	15.4	368	86	23.4	602	133	22.1	463	96	20.7	572	203	35.5	1,088	194	17.8	223	74	33.2
	卸 売 業 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免 許 な し 卸 売 販 売 業 者	151	27	17.9	6	-	-	9	1	11.1	20	4	20.0	19	6	31.6	30	3	10.0	57	6	10.5	10	7	70.0
	免 許 な し 薬 局	921	554	60.2	76	28	36.8	89	64	71.9	151	90	59.6	116	59	50.9	161	148	91.9	275	115	41.8	53	50	94.3
	小 売 業 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病 院	151	194	128.5	13	17	130.8	11	14	127.3	30	28	93.3	20	29	145.0	22	34	154.5	45	61	135.6	10	11	110.0
	一 般 診 療 所	1,367	45	3.3	122	1	0.8	147	6	4.1	238	10	4.2	175	2	1.1	202	16	7.9	395	4	1.0	88	6	6.8
	歯 科 診 療 所	812	-	-	71	-	-	94	-	-	139	-	-	102	-	-	118	-	-	250	-	-	38	-	-
飼育動物診療施設	201	12	6.0	17	1	5.9	17	1	5.9	23	1	4.3	27	-	-	37	1	2.7	58	8	13.8	22	-	-	
試 験 研 究 施 設	19	1	5.3	1	-	-	1	-	-	1	-	-	4	-	-	2	1	50.0	8	-	-	2	-	-	
覚 醒 剤	小 計	10	3	30.0	-	-	-	-	-	3	1	33.3	-	-	-	3	2	66.7	-	-	-	-	-	-	
	施 用 機 関	5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	研 究 者	5	3	60.0	-	-	-	-	-	2	1	50.0	-	-	-	3	2	66.7	-	-	-	-	-	-	
覚 醒 剤 原 料	小 計	3,366	766	22.8	299	25	8.4	361	85	23.5	587	133	22.7	444	50	11.3	428	205	47.9	1,032	199	19.3	215	69	32.1
	取 扱 者	26	25	96.2	-	-	-	1	-	-	4	4	100.0	4	6	150.0	6	3	50.0	7	6	85.7	4	6	150.0
	薬 局	921	506	54.9	76	14	18.4	89	64	71.9	151	90	59.6	116	28	24.1	161	148	91.9	275	115	41.8	53	47	88.7
	病 院 ・ 診 療 所	2,212	219	9.9	206	11	5.3	252	20	7.9	407	38	9.3	297	16	5.4	224	53	23.7	690	65	9.4	136	16	11.8
	飼育動物診療施設	201	11	5.5	17	-	-	17	1	5.9	23	1	4.3	27	-	-	37	1	2.7	58	8	13.8	22	-	-
研 究 者	6	5	83.3	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5	250.0	-	-	-	

(注1) 施設数は、令和5年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあつては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

薬事対策

(5) 家庭用品の試買検査状況

(令和5年度)

検査項目	試験検査数	検査数		不適合数
		西部	西部東	
ホルムアルデヒド	12	8	4	-
アゾ化合物	9	2	7	-
有機水銀化合物	3	3		

(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

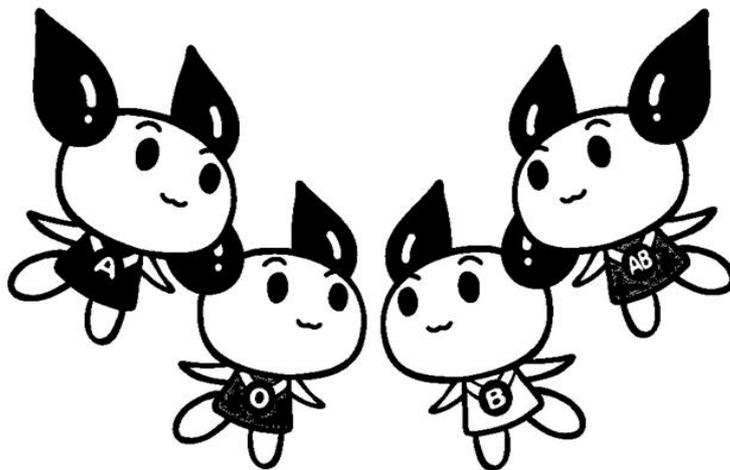
薬事対策

(6) 献血状況

(令和5年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
受 付 者 数		23,474	3,618	5,452	801	6,566	4,957	854	1,226
献 血 者	計	20,658	3,157	4,869	714	5,813	4,266	769	1,070
	200mL	84	18	30	-	6	30	-	-
	400mL	20,574	3,139	4,839	714	5,807	4,236	769	1,070

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

薬事対策

(7) 温泉監視指導状況

(令和5年度)

区分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率	施設数	立入検査件数	(監視%指導)率
計	308	10	3.2	153	10	6.5	-	-	-	-	-	-	41	-	-	83	-	-	-	-	-	31	-	-
温 泉	299	3	1.0	144	3	2.1	-	-	-	-	-	-	41	-	-	83	-	-	-	-	-	31	-	-
利 用 施 設	9	7	77.8	9	7	77.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 施設数は、令和6年3月31日現在である。

(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【全県】

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	525	1,290	95	(833) 169	-	-	-
	法による届出	474	1,052	85	616 147	-	-	-
	条例による届出	51	238	10	217 22	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	12	39	4	(83) 15	1	-	-
	法による届出	12	39	4	83 15	1	-	-
一般粉じん	計	322	1,434	28	(483) 83	-	-	-
	法による届出	101	614	11	302 37	-	-	-
	条例による届出	221	820	17	181 46	-	-	-
特定粉じん	計			3,910	(96) 94	58	-	-
	事前調査結果報告			3,852	(-) -	39		
	排出等作業届出			58	96 94	19	-	-
水銀	計	26	49	3	(53) 30	-	-	-
	法による届出	26	49	3	53 30	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	57	79	6	52 46	1	-	-
水質汚濁	計	3,168		269	257	30	1	-
	法による届出	2,789		241	226	30	1	-
	条例による届出	379		28	31	-	-	-
	法による許可	205		76	152	23	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消) 改善命令等	行政指導 件数	
土壌汚染対策	計	1	1	163	19	-	-
	汚染土壌処理業	1	1	3	6	-	-
	法による届出			146	6		
	法による申請			5	7		
	条例による報告			9	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部】

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	98	268	29	(239) 61	-	-	-
	法による届出	95	260	28	(236) 60	-	-	-
	条例による届出	3	8	1	(3) 1	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	16	3	(41) 11	-	-	-
	法による届出	5	16	3	(41) 11	-	-	-
一般粉じん	計	36	127	6	(13) 7	-	-	-
	法による届出	16	42	3	(7) 6	-	-	-
	条例による届出	20	85	3	(6) 1	-	-	-
特定粉じん	計			1,035	(37) 37	3	-	-
	事前調査結果報告			1,012	(-)	3		
	排出等作業届出			23	(37) 37	-	-	-
水銀	計	5	14	1	(19) 11	-	-	-
	法による届出	5	14	1	(19) 11	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	10	18	1	(15) 8	-	-	-
水質汚濁	計	440		47	39	6	-	-
	法による届出	394		45	37	6	-	-
	条例による届出	46		2	2	-	-	-
	法による許可	50		20	50	9	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出			43	-	-
	法による申請			1	1	
	条例による報告			1	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部広島】

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	156	280	17	(10) 5	-	-	-
	法による届出	145	247	15	(6) 4	-	-	-
	条例による届出	11	33	2	(4) 1	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	1	1	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	82	400	8	(93) 13	-	-	-
	法による届出	23	193	2	(71) 6	-	-	-
	条例による届出	59	207	6	(22) 7	-	-	-
特定粉じん	計			1,160	(29) 29	5	-	-
	事前調査結果報告			1,150	(-)			
	排出等作業届出			10	(29) 29	5	-	-
水銀	計	6	9	1	(2) 1	-	-	-
	法による届出	6	9	1	2	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	8	11	-	(3) 3	-	-	-
水質汚濁	計	844		97	69	10	-	-
	法による届出	773		85	69	10	-	-
	条例による届出	71		12	-	-	-	-
	法による許可	15		7	7	1	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数	
							計
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			28	4	-	-
	法による申請			1	1		
	条例による報告			1	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部圏】

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	22	67	5	(73) 10	-	-	-
	法による届出	22	67	5	(73) 10	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
一般粉じん	計	18	63	1	(88) 18	-	-	-
	法による届出	10	33	1	(50) 7	-	-	-
	条例による届出	8	30	-	(38) 11	-	-	-
特定粉じん	計			171	(-)	15	-	-
	事前調査結果報告			170	(-)	15		
	排出等作業届出			1	(-)	-	-	-
水銀	計	1	1	-	(6) 6	-	-	-
	法による届出	1	1	-	(6) 6	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	1	2	-	(12) 6	-	-	-
水質汚濁	計	137		11	24	-	-	-
	法による届出	123		10	18	-	-	-
	条例による届出	14		1	6	-	-	-
	法による許可	3		2	6	-	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数	
							計
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	1	1	3	6	-	-
	法による届出			3	-	-	-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			-	-		

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【西部東】

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	34	160	9	(9)	-	-	-
	法による届出	32	141	9	(9)	-	-	-
	条例による届出	2	19	-	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
一般粉じん	計	22	159	-	(91)	-	-	-
	法による届出	10	122	-	(91)	-	-	-
	条例による届出	12	37	-	(-)	-	-	-
特定粉じん	計			2	(3)	1	-	-
	事前調査結果報告			-	(-)	-		
	排出等作業届出			2	(3)	1	-	-
水銀	計	4	9	-	(3)	-	-	-
	法による届出	4	9	-	(3)	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	2	2	-	(-)	-	-	-
水質汚濁	計	246		11	14	2	-	-
	法による届出	212		10	14	2	-	-
	条例による届出	34		1	-	-	-	-
	法による許可	56		24	19	5	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数	
							計
土壌汚染対策	汚染土壌処理業						
	法による届出						
	法による申請						
	条例による報告						

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【東部】

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	161	396	30	(416) 68	-	-	-
	法による届出	134	243	23	(238) 54	-	-	-
	条例による届出	27	153	7	(178) 14	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	20	1	(42) 4	1	-	-
	法による届出	5	20	1	(42) 4	1	-	-
一般粉じん	計	131	476	12	(150) 32	-	-	-
	法による届出	34	155	5	(52) 12	-	-	-
	条例による届出	97	321	7	(98) 20	-	-	-
特定粉じん	計	-	-	1,317	(22) 20	8	-	-
	事前調査結果報告 排出等作業届出	/	/	1,302	/	/	/	/
水銀	計	8	14	1	(19) 4	-	-	-
	法による届出	8	14	1	(19) 4	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	27	36	5	(17) 26	1	-	-
水質汚濁	計	1,123	/	96	80	9	-	-
	法による届出	992	/	85	57	9	-	-
	条例による届出	131	/	11	23	-	-	-
	法による許可	73	/	18	61	6	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出	/	/	58	-	-
	法による申請	/	/	2	2	/
	条例による報告	/	/	5	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【東部福山】

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	54	119	5	(86) 24	-	-	-
	法による届出	46	94	5	(54) 18	-	-	-
	条例による届出	8	25	-	(32) 6	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	2	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	1	2	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	33	209	1	(48) 12	-	-	-
	法による届出	8	69	-	(31) 5	-	-	-
	条例による届出	25	140	1	(17) 7	-	-	-
特定粉じん	計			225	(5) 5	26	-	-
	事前調査結果報告			218	(-)	21		
	排出等作業届出			7	(5) 5	5	-	-
水銀	計	2	2	-	(6) 6	-	-	-
	法による届出	2	2	-	(6) 6	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	9	10	-	(5) 3	-	-	-
水質汚濁	計	378		7	31	3	1	-
	法による届出	295		6	31	3	1	-
	条例による届出	83		1	-	-	-	-
	法による許可	8		5	9	2	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数	
							計
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			14	2	-	-
	法による申請			1	3		
	条例による報告			2	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況【北部】

(令和6年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数		
					行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計						
	法による届出						
	条例による届出						
VOC(揮発性有機化合物)	計						
	法による届出						
一般粉じん	計						
	法による届出						
	条例による届出						
特定粉じん	計						
	事前調査結果報告						
	排出等作業届出						
水銀	計						
	法による届出						
ダイオキシン類	法による届出						
水質汚濁	計						
	法による届出						
	条例による届出						
	法による許可						

水質汚濁(法による許可)以外は権限移譲により該当なし。

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-
	法による届出			32	-	
	法による申請			1	3	
	条例による報告			-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和5年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新規登録数	立入検査延 件 数	改 善 命 令 等 件 数		
				行 政 指 導	改 善 命 令	
第 一 種 フ ロ ン 類 充 填 回 収 業 事 業 者 数	全 県	624	53	47	25	-
	西 部	19	-	2	-	-
	西 部 広 島	379	39	30	23	-
	西 部 呉	24	3	2	-	-
	西 部 東	23	-	2	-	-
	東 部	35	-	3	-	-
	東 部 福 山	128	10	4	2	-
	北 部	16	1	4	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和5年度の状況である。

環境保全対策

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和5年度)

区分	総件数	内 訳									
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙(ガスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他	
全 県	計	130	6	124	4	3	31	1	88	3	-
		(調査指導延件数)	(6)	(121)	(4)	(3)	(23)	(1)	(88)	(3)	(-)
	処 理 済	122	(1)	(121)	(4)	(3)	(31)	(1)	(80)	(3)	(-)
	翌年度へ繰越	8	(5)	(3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(8)	(-)	(-)
西 部	計	14	-	14	-	1	2	-	10	1	-
		(調査指導延件数)	(-)	(14)	(-)	(1)	(2)	(-)	(10)	(1)	(-)
	処 理 済	14	-	14	-	1	2	-	10	1	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	計	65	-	65	1	-	7	1	54	2	-
		(調査指導延件数)	(-)	(65)	(1)	(-)	(2)	(1)	(54)	(2)	(-)
	処 理 済	65	-	65	1	-	7	1	54	2	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	計	5	3	2	-	-	-	-	5	-	-
		(調査指導延件数)	(3)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(5)	(-)	(-)
	処 理 済	2	-	2	-	-	-	-	2	-	-
	翌年度へ繰越	3	3	-	-	-	-	-	3	-	-
西 部 東	計	3	-	3	-	-	3	-	-	-	-
		(調査指導延件数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	処 理 済	3	-	3	-	-	3	-	-	-	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	計	27	-	27	2	-	19	-	6	-	-
		(調査指導延件数)	(-)	(27)	(2)	(-)	(19)	(-)	(6)	(-)	(-)
	処 理 済	27	-	27	2	-	19	-	6	-	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部 福 山	計	3	-	3	1	2	-	-	-	-	-
		(調査指導延件数)	(-)	(3)	(1)	(2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	処 理 済	3	-	3	1	2	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	計	13	3	10	-	-	-	-	13	-	-
		(調査指導延件数)	(3)	(10)	(-)	(-)	(-)	(-)	(13)	(-)	(-)
	処 理 済	8	1	7	-	-	-	-	8	-	-
	翌年度へ繰越	5	2	3	-	-	-	-	5	-	-

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和5年度)

区分	総件数	内 訳	
		現場調査	その他
全 県	72	20	52
西 部	11	-	11
西 部 広 島	15	3	12
西 部 呉	8	2	6
西 部 東	13	2	11
東 部	16	5	11
東 部 福 山	3	2	1
北 部	6	6	-

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

環境保全対策

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和6年3月31日現在)

項目	市 町							
	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
硫黄酸化物	24	8	5	-	8	1	1	1
	(8)	(1)	(1)	(-)	(3)	(1)	(1)	(1)
うち簡易測定法	17	7	5	-	5	-	-	-
窒素酸化物	56	14	7	-	21	10	1	3
	(12)	(2)	(1)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
うち簡易測定法	45	12	7	-	17	7	-	2
一酸化炭素	1	-	-	-	-	1	-	-
	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)
光化学オキシダント	13	2	3	-	4	2	1	1
	(12)	(2)	(2)	(-)	(4)	(2)	(1)	(1)
浮遊粒子状物質	27	2	3	-	17	3	1	1
	(13)	(2)	(2)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
微小粒子状物質	6	1	1	-	2	1	-	1
	(6)	(1)	(1)	(-)	(2)	(1)	(-)	(1)
炭化水素	3	-	1	-	1	1	-	-
	(3)	(-)	(1)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)
降下ばいじん	25	9	4	-	6	6	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
浮遊粉じん	1	1	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
風向 風速	13	2	2	-	4	3	1	1
	(13)	(2)	(2)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
湿度	4	1	-	-	1	1	-	1
	(4)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(1)
日射量	4	1	-	-	1	1	-	1
	(4)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(1)

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

環境保全対策

光化学オキシダントに係る緊急時措置

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和5年度)

区分			総件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
			9	-	-	2	4	2	1	-
情報	西部	大竹地区	-	-	-	-	-	-	-	-
		廿日市地区	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部広島	広島	-	-	-	-	-	-	-	-
		可部	-	-	-	-	-	-	-	-
		海田	-	-	-	-	-	-	-	-
		芸北	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部呉	明立小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
		宮原小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
		白岳小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部東	東広島	-	-	-	-	-	-	-	-
		本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-	-
		竹原	-	-	-	-	-	-	-	-
		大崎	-	-	-	-	-	-	-	-
	東部	本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-	-
		三原	2	-	-	-	-	1	1	-
		尾道	1	-	-	1	-	-	-	-
		松永	1	-	-	1	-	-	-	-
		備北	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	福山	3	-	-	-	2	1	-	-	
	福山北部	1	-	-	-	1	-	-	-	
	府中	1	-	-	-	1	-	-	-	
北部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
区分			総件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
			2	-	-	-	2	-	-	-
注意	西部	大竹地区	-	-	-	-	-	-	-	-
		廿日市地区	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部広島	広島	-	-	-	-	-	-	-	-
		可部	-	-	-	-	-	-	-	-
		海田	-	-	-	-	-	-	-	-
		芸北	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部呉	明立小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
		宮原小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
		白岳小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
	西部東	東広島	-	-	-	-	-	-	-	-
		本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-	-
		竹原	-	-	-	-	-	-	-	-
		大崎	-	-	-	-	-	-	-	-
	東部	本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-	-
		三原	-	-	-	-	-	-	-	-
		尾道	-	-	-	-	-	-	-	-
		松永	-	-	-	-	-	-	-	-
		備北	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	福山	1	-	-	-	1	-	-	-	
	福山北部	1	-	-	-	1	-	-	-	
	府中	-	-	-	-	-	-	-	-	
北部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措置
情報	1時間値が ≥ 0.10 ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注意報	1時間値が ≥ 0.12 ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【西部】

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数	
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小瀬川(渡ノ瀬貯水池流入前、玖島川河口、渡ノ瀬ダム貯水池、小瀬川ダム貯水池)	12回	
		永慶寺川(下浜)		
		御手洗川(金剛寺)		
		可愛川(可愛)		
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—
		濁	海 域	広島湾西部(31-2、31-8、31-13、31-18、31-21、31-22-5、31-27、31-29、31-30) 広島湾(32-14、32-18、32-30)
海 水 浴 場	廿日市市(包ヶ浦)		2回	
地 下 水	廿日市市(2カ所)		1回	
環 境 ホ ル モ ン 調 査			—	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	大竹市(油見公園)	12回	
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	解体現場(1ヶ所)、廃棄物処理施設(1カ所)	1回	
	酸 性 雨	—	—	
	そ の 他	—	—	
土 壌 汚 染		—	—	
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	大竹市(油見公園)、廿日市市(桂公園)	2回	
	水 質	—	—	
	底 質	—	—	
	土 壌	—	—	

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【西部広島】

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	日浦橋(瀬野川)	12回
		川角大橋(二河川)	
		鱒溜貯水池流入前(太田川)	
		長淵橋(太田川)	
		天神橋(太田川)	
		丁川(太田川)	
		澄合橋(太田川)	
		見坂川下流(太田川)	
		壬生(江の川)	
		志路原川(江の川)	
		亀尻橋(江の川)	
		多治比川 (江の川)	
		本村川(江の川)	
		生田川(江の川)	
海 域	—	—	
海 水 浴 場	ベイスайдビーチ坂	2回	
地 下 水	個人宅(安芸高田市1箇所、府中町1箇所、海田町1箇所)	3回	
環 境 ホ ル モ ン 調 査	日浦橋(瀬野川)	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	幹線道路:海田町(国道2号線)	1回
		工業地域:北広島町(2地点)	1回
	酸 性 雨	—	—
そ の 他	—	—	
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	海田町	2回
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	安芸高田市	1回

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【西部呉】

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河川(江田島市江田島町1地点) (湖沼を含む)	河川(江田島市江田島町1地点)	1
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		海 域	—
	海 水 浴 場	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	地 下 水	井戸(江田島市大柿町1か所、江田島市江田島町6か所)	1回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	—	—
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	酸 性 雨	—	—
	そ の 他	—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	—	—
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	—	—

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【西部呉】

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 (湖 沼 を 含 む)	河川(江田島市江田島町1地点)	1
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
濁	海 域	—	—
	海 水 浴 場	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
地 下 水	井戸(江田島市大柿町1か所、江田島市江田島町6か所)	1回	
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	—	—
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	酸 性 雨	—	—
	そ の 他	—	—
土 壤 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	—	—
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壤	—	—

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【西部東】

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	6河川、15地点	12回
		沼田川:入野川、入野川下流、棕梨川	
		黒瀬川:三永貯水池入口、高尾、温井川、古河川2、松坂川、 樋の詰橋、イラスケ川	
		高野川:風早	
		三津大川:三津小学校前	
		木谷郷川:下之谷	
		賀茂川:上水取水口、朝日橋	
		—	
	—	—	
	—	—	
	—	—	
	—	—	
	海 域	安芸津・安浦地先3地点、燧灘北西部8地点	12回
	海 水 浴 場	大串海水浴場	2回
—		—	
—		—	
—		—	
地 下 水	東広島市 2か所	1回	
環 境 ホ ル モ ン 調 査	黒瀬川 2か所、沼田川 1か所	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校、竹原高校	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校、広島県東広島庁舎	1回
	酸 性 雨	—	—
	そ の 他	—	—
土 壤 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	西条小学校、竹原高校	2回
	水 質	入野川	1回
	底 質	—	—
	土 壤	大崎上島町立東野小学校	1回

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【東部】

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小原橋上(沼田川)	12
		小坂川合流前(沼田川)	
		潮止め堰上(沼田川)	
		定屋大橋(沼田川)	
		東町(和久原川)	
		日小橋(栗原川)	
		木門田川合流前(藤井川)	
		三成(藤井川)	
		三川貯水池(芦田川)	
		—	
	—		
	—		
	—		
—			
海 域	燧灘北西部7ヶ所	12	
濁	海 水 浴 場	瀬戸田サンセットビーチ	3
		須波海浜公園	3
		しまなみビーチ	3
		—	
地 下 水	三原市1ヶ所、尾道市2ヶ所、世羅町1ヶ所	1	
環 境 ホ ル モ ン 調 査	潮止め堰上(沼田川)、大田川	1	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原市宮沖町、府中市教育センター	12
	アスベストモニタリング調査	三原市宮沖町、解体現場3ヶ所、廃棄物処理施設	4
	酸 性 雨	—	
	そ の 他	—	
騒 音 調 査		—	
土 壌 汚 染		—	
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三原宮浦公園、尾道東高校	2
	水 質	—	
	底 質	—	
	土 壌	中之町第一公園	1

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【東部福山】

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	河川: 芦田川・赤屋川下流	12
		河川: 芦田川・御調川3	12
		河川: 高梁川・帝釈川河口	12
		湖沼: 帝釈川貯水池(上層・中層・下層)	12
		出口川(4地点)	12
		出口川(1地点)	4
		見谷川(1地点)	2
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		海 域	—
	海 水 浴 場	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	地 下 水	定期モニタリング 3地点、概況調査 1地点	1
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	—	—
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	府中市教育センター	12
	アスベストモニタリング調査	鶯飼工業団地 2地点	1
	酸 性 雨	—	—
	そ の 他	—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	府中市教育センター	2
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	—	—

環境保全対策

(7) 環境調査の実施状況【北部】

(令和5年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	江の川水系 上下川(上下川河口)	12回/年
		江の川水系 馬洗川(志幸)	12回/年
		江の川水系 美波羅川(美波羅川)	12回/年
		江の川水系 川北川(川北川河口)	12回/年
		江の川水系 西城川(川北川下流)	12回/年
		江の川水系 比和川(比和川)	12回/年
		江の川水系 板木川(板木川)	12回/年
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		海 域	—
	海 水 浴 場	—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	地 下 水	三次市1地点、庄原市2地点	1回/年
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	—	—
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター高平施設)	1回/年
	酸 性 雨	三次市(広島県三次庁舎)	12回/年
	そ の 他	—	—
土 壤 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター高平施設)	2回/年
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壤	—	—

廃棄物対策

(1)一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		総数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
し尿処理施設	施設数	3	-	1	-	-	-	2	-
	立入検査件数	2	-	1	-	-	-	1	-
ごみ処理施設	施設数	7	-	5	-	-	-	2	-
	立入検査件数	5	-	5	-	-	-	-	-
一般廃棄物 最終処分場	施設数	2	-	-	-	-	-	2	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-
公共下水道 公終末処理場	施設数	45	6	12	5	7	3	1	11
	立入検査件数	34	7	11	10	2	3	1	-
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	4	-	-	-	3	1	-	-
	立入検査件数	2	-	-	-	2	-	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	76	-	10	3	11	36	10	6
	立入検査件数	16	-	-	-	3	6	1	6

(注)立入検査件数は、令和5年度の状況である。



廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【全県】

(令和6年3月31日現在)

区 分	許 可 件 数	うち 優良 認定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管		
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)	
総 数 (a + b)	2,343	66	88	473	30	1,496	23	55	66	5	3	
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	2,090	47	80	410	26	1,354	21	54	64	5	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	157	25	1	44	6	229	2	-	1	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	253	19	8	63	4	142	2	1	2	-	-
	中間処理業(c)	233	18	7	60	4	134	2	1	2	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	9	1	-	2	-	4	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	11	-	1	1	-	4	-	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	2,129	42	78	409	25	1,307	22	49	57	4	3
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	1,896	27	71	356	21	1,176	20	48	55	4	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	134	15	1	34	5	201	2	-	1	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	233	15	7	53	4	131	2	1	2	-	-
	中間処理業(c)	213	14	6	50	4	123	2	1	2	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	9	1	-	2	-	4	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	11	-	1	1	-	4	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	214	24	10	64	5	189	1	6	9	1	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	194	20	9	54	5	178	1	6	9	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	23	10	-	10	1	28	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	20	4	1	10	-	11	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	20	4	1	10	-	11	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和5年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部】

(令和6年3月31日現在)

区 分	許 可 件 数	うち 優良 認定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管		
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)	
総 数 (a + b)	227	16	6	53	2	198	1	7	-	2	1	
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	194	12	6	43	1	178	1	6	-	2	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	29	9	-	11	-	59	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	33	4	-	10	1	20	-	1	-	-	-
	中間処理業(c)	31	4	-	10	1	20	-	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	205	11	5	46	2	166	1	6	-	2	1
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	173	7	5	36	1	148	1	5	-	2	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	23	5	-	9	-	50	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	32	4	-	10	1	18	-	1	-	-	-
	中間処理業(c)	30	4	-	10	1	18	-	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	22	5	1	7	-	32	-	1	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	21	5	1	7	-	30	-	1	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	6	4	-	2	-	9	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和5年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部広島】

(令和6年3月31日現在)

区 分	許 可 件 数	うち 優良 認定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	296	15	10	52	3	225	7	5	-	-	1
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	248	9	10	39	3	192	6	5	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	40	8	-	8	1	64	2	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	48	6	-	13	-	33	1	-	-	-
	中間処理業(c)	46	6	-	12	-	32	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	271	9	8	44	3	196	6	5	-	1
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	226	5	8	33	3	166	5	5	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	32	5	-	5	1	53	2	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	45	4	-	11	-	30	1	-	-	-
	中間処理業(c)	43	4	-	10	-	29	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	25	6	2	8	-	29	1	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	22	4	2	6	-	26	1	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	8	3	-	3	-	11	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	3	2	-	2	-	3	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	2	-	2	-	3	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和5年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部呉】

(令和6年3月31日現在)

区 分	許 可 件 数	うち 優良 認定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	35	-	1	5	-	15	-	-	1	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	27	-	1	4	-	10	-	-	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	1	-	2	-	-	1	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	8	-	-	1	-	5	-	-	-	-
	中間処理業(c)	5	-	-	1	-	5	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	34	-	1	5	-	15	-	-	1	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	26	-	1	4	-	10	-	-	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	1	-	2	-	-	1	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	8	-	-	1	-	5	-	-	-	-
	中間処理業(c)	5	-	-	1	-	5	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和5年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【西部東】

(令和6年3月31日現在)

区 分	許 可 件 数	うち 優良 認定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	414	23	25	94	8	269	5	11	3	3	1
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	355	16	18	79	7	233	4	11	3	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	17	4	-	6	3	23	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	59	7	7	15	1	36	1	-	-	-
	中間処理業(c)	56	6	6	15	1	36	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	365	16	23	82	5	226	5	11	2	1
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	314	10	17	71	4	195	4	11	2	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	14	3	-	4	2	20	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	51	6	6	11	1	31	1	-	-	-
	中間処理業(c)	48	5	5	11	1	31	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	49	7	2	12	3	43	-	-	1	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	41	6	1	8	3	38	-	-	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	3	1	-	2	1	3	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	8	1	1	4	-	5	-	-	-	-
	中間処理業(c)	8	1	1	4	-	5	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和5年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【東部】

(令和6年3月31日現在)

区 分	許 可 件 数	うち 優良 認定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	497	-	29	80	6	238	2	7	-	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	439	-	28	69	6	210	2	7	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	41	-	-	11	2	36	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	58	-	1	11	-	28	-	-	-	-
	中間処理業(c)	49	-	1	9	-	23	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	5	-	-	2	-	4	-	-	-	-
	最終処分業(e)	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	458	-	27	65	5	216	2	5	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	403	-	26	57	5	189	2	5	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	40	-	-	9	2	34	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	55	-	1	8	-	27	-	-	-	-
	中間処理業(c)	46	-	1	6	-	22	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	5	-	-	2	-	4	-	-	-	-
	最終処分業(e)	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	39	-	2	15	1	22	-	2	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	36	-	2	12	1	21	-	2	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	-	-	2	-	2	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	3	-	-	3	-	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	-	-	3	-	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和5年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【東部福山】

(令和6年3月31日現在)

区 分	許 可 件 数	う ち 優 良 認 定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	う ち 全 部 廃 止	失 効	再 交 付	移 管		
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)	
総 数 (a + b)	714	10	12	156	10	457	7	20	62	-	-	
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	693	8	12	153	9	446	7	20	60	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	9	2	-	2	-	11	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	21	2	-	3	1	11	-	-	2	-	-
	中間処理業(c)	20	2	-	3	1	9	-	-	2	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	650	5	9	138	9	397	7	17	54	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	631	4	9	135	8	386	7	17	52	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	8	1	-	2	-	10	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	19	1	-	3	1	11	-	-	2	-	-
	中間処理業(c)	18	1	-	3	1	9	-	-	2	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	64	5	3	18	1	60	-	3	8	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	62	4	3	18	1	60	-	3	8	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和5年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況【北部】

(令和6年3月31日現在)

区 分	許 可 件 数	うち 優良 認定	新 規 許 可	更 新 許 可	変 更 許 可	変 更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	160	2	5	33	1	94	1	5	-	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	134	2	5	23	-	85	1	5	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	19	2	1	5	-	34	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	26	-	-	10	1	9	-	-	-	-
	中間処理業(c)	26	-	-	10	1	9	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	146	1	5	29	1	91	1	5	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	123	1	5	20	-	82	1	5	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	15	1	1	4	-	32	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	23	-	-	9	1	9	-	-	-	-
	中間処理業(c)	23	-	-	9	1	9	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	14	1	-	4	-	3	-	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	11	1	-	3	-	3	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	4	1	-	1	-	2	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和5年度末時点の所管業者の許可件数及び令和5年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和5年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和5年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和5年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和5年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

廃棄物対策

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和6年3月31日現在)

		登録・許可 業者数	新規登録・ 許可件数	更新許可 件数	変更許可 件数	届出受理件数	
						廃止	その他
全 県	引 取 業	180	12	15		2	20
	フロン類回収業	83	6	7		1	4
	解 体 業	32	-	1		-	5
	破 碎 業	19	-	-	-	-	3
	合 計	314	18	23	-	3	32
西 部	引 取 業	21	-	2		-	12
	フロン類回収業	6	-	-		-	1
	解 体 業	2	-	-		-	-
	破 碎 業	1	-	-	-	-	-
	合 計	30	-	2	-	-	13
西 部 広 島	引 取 業	32	2	5		-	6
	フロン類回収業	18	2	2		-	3
	解 体 業	6	-	-		-	-
	破 碎 業	3	-	-	-	-	-
	合 計	59	4	7	-	-	9
西 部 呉	引 取 業	1	-	-		-	-
	フロン類回収業	1	-	-		-	-
	解 体 業	-	-	-		-	-
	破 碎 業	-	-	-		-	-
	合 計	2	-	-	-	-	-
西 部 東	引 取 業	51	4	5		2	-
	フロン類回収業	27	2	5		1	-
	解 体 業	10	-	-		-	4
	破 碎 業	7	-	-	-	-	2
	合 計	95	6	10	-	3	6
東 部	引 取 業	38	1	2		-	2
	フロン類回収業	17	1	-		-	-
	解 体 業	9	-	1		-	1
	破 碎 業	4	-	-	-	-	1
	合 計	68	2	3	-	-	4
東 部 福 山	引 取 業	17	3	1		-	-
	フロン類回収業	6	1	-		-	-
	解 体 業	2	-	-		-	-
	破 碎 業	1	-	-	-	-	-
	合 計	26	4	1	-	-	-
北 部	引 取 業	20	2	-		-	-
	フロン類回収業	8	-	-		-	-
	解 体 業	3	-	-		-	-
	破 碎 業	3	-	-	-	-	-
	合 計	34	2	-	-	-	-

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和5年度の状況である。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【全県】

(令和6年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
											事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	344	44	300	-	1	8	-	1	-	1	-	4	21	129	1	2		
中間処理施設数	小計				295	19	276	-	1	8	-	1	-	4	20	121	-	2
	汚泥	脱水	15	4	11	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	-	-	
		乾燥	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		焼却	9	1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	-	-	
	廃油	油水分離	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	
		焼却	9	1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	3	5	-	-	
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	廃プラスチック類	破砕	43	-	43	-	-	2	-	1	-	-	1	-	19	-	-	
		焼却	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	1	
	木くず・がれき類	破砕	184	7	177	-	1	5	-	-	-	1	-	3	-	68	-	-
	木くず・その他	焼却	19	4	15	-	-	1	-	-	-	-	-	7	9	-	1	
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計				49	25	24	-	-	-	-	-	-	1	8	1	-	
	安定型		38	18	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	-	
	管理型		11	7	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	249	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部】

(令和6年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	47	16	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	19	-	-	
中間処理施設数	小計			43	15	28	-	-	-	-	-	-	-	19	17	-	-
	汚泥	脱水	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-
		乾燥	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	木くず・がれき類	破砕	19	4	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
	木くず・その他	焼却	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計			4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-
	安定型		3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	管理型		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部広島】

(令和6年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	51	1	50	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	34	-	-	
中間処理施設数	小計			48	1	47	-	1	-	-	1	-	-	-	32	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	廃油	油水分離	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	7	-	7	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	木くず・がれき類	破砕	29	1	28	-	1	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-
	木くず・その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計			3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	安定型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	管理型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部呉】

(令和6年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認定数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	13	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	
中間施設数	小計			10	1	9	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
	汚泥	脱水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	9	-	9	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
		焼却	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	その他	破砕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
焼却		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計			3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	管理型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認定件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【西部東】

(令和6年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査				
	事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者			
											事業者	処分業者	事業者	処分業者					
施設数合計	64	10	54	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	20	-	-			
中間施設数	小計				52	-	52	-	-	2	-	-	-	1	-	-	20	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
	木くず・がれき類	破砕	32	-	32	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	16	-	-	-
	木くず・その他	焼却	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計				12	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	安定型	8	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	管理型	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【東部】

(令和6年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認定件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
											事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	97	16	81	-	-	3	-	-	-	-	-	2	-	36	-	1		
中間処理施設数	小計				71	2	69	-	-	3	-	-	-	2	-	34	-	1
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	17	-	17	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	10	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	45	2	43	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	19	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1
	その他	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計				26	14	12	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	安定型	23	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	管理型	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認定許可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【東部福山】

(令和6年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査				
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	届出等受理件数				事業者	処分業者			
										廃止	その他	事業者	処分業者					
施設数合計	44	-	44	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	11	-	-		
中間処理施設数	小計			43	-	43	-	-	1	-	-	-	-	1	-	9	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	31	-	31	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	5	-	-
	木くず・その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計			1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	管理型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2) 新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。

(注3) PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等【北部】

(令和6年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	28	-	28	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	9	1	1	
中間処理施設数	小計			28	-	28	-	-	2	-	-	-	-	-	9	-	1
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	その他	木くず・がれき類	破砕	19	-	19	-	1	-	-	-	-	-	-	7	-	-
		木くず・その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終処分場施設数	小計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	安定型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	管理型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和5年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【全県】

(令和5年度)

事業番号		調査件数等					指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勸告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数		
			処う理ち施中設間	処うち埋場立												
1	有害物質排出事業所立入検査	9	17	3	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	公害防止協定事業所立入検査	12	27	2	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	産業廃棄物処理業立入検査	163	407	234	101	4	-	3	5	1	10	21	21	17	4	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	81	20	-	20	21	-	-	1	-	-	-	1	1	-
		処理業者	48	101	-	101	199	-	2	3	3	1	3	8	7	1
5	建設業立入検査	343	250	-	-	-	-	2	2	-	6	9	13	9	4	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	7	18	14	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	110	110	-	-	-	-	-	-	-	-	11	11	8	3	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	29	40	-	-	-	-	-	4	-	4	-	4	2	2	
9	焼却施設立入検査	30	93	23	-	35	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	13回	143台	/	/	/	-	3	10	3	2	18	21	19	2	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	43回	64件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	1件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	4回	13件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	91	183	-	1	-	-	-	2	9	23	30	17	13	
		処理業者	28	55	12	-	-	-	2	-	2	1	1	1	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	3	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	10	29	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	36	62	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	11	17	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	9	10	/	/	/	-	-	3	-	3	-	1	1	-
合計		1,084	1,667	293	235	304	-	10	30	9	37	87	112	83	29	

産業廃棄物事案等による立入件数	132件
-----------------	------

- (記載要領) 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部】

(令和5年度)

事業番号		調査件数等					指導件数						指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勸告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			処う理中設間	処う理場立											
1	有害物質排出事業所立入検査	2	5	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	5	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	45	55	51	10	-	-	5	-	3	9	4	2	2	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	2	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	3	9	-	9	45	-	-	1	2	-	2	1	1
5	建設業立入検査	62	62	-	-	-	-	2	1	-	5	3	6	6	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	4	12	7	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	1回	15台	/	/	/	-	-	-	1	-	4	4	4	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	3回	3件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	-回	-件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	1回	1件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	16	37	-	-	-	-	-	-	1	2	2	1	1
		処理業者	1	3	3	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	4	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	
合計		167	241	69	21	54	-	2	7	3	9	20	20	16	4

産業廃棄物事案等による立入件数	30件
-----------------	-----

- (記載要領) 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部広島】

(令和5年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勸告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			処う理中設間	処う理場立											
1	有害物質排出事業所立入検査														
2	公害防止協定事業所立入検査														
3	産業廃棄物処理業立入検査	64	103	35	7	4		1		5	7	11	9	2	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	2	4		4	2			1		1	1		
		処理業者	3	7		7	4			1	1	1	2	2	
5	建設業立入検査	95													
6	県外産廃事前協議確認立入検査	7	18	14	4										
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	12	12								1	1	1		
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	6	14					4		1		3	2	1	
9	焼却施設立入検査	1	3	3		1									
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	2回	13台					2		2	3	4	2	2	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	3回	17件												
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	1回	1件												
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	-回	-件												
14	スカイパトロールのフォローアップ調査														
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	17	25						3	5	8	5	3	
		処理業者	16	31	8										
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入														
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	3	4	2	2										
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入														
19	その他事業所立入検査	10	13												
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	7	11											
		許可業者	3	3											
合計		252	279	62	24	11	-	3	5	1	12	17	30	22	8

産業廃棄物事案等による立入件数	0件
-----------------	----

- (記載要領) 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部圏】

(令和5年度)

事業番号	事業内容	調査件数等					指導件数						指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			処う理中設間	処う理場立											
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	2	8	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	8	20	19	1	-	-	-	-	-	3	3	3	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	3	10	-	10	15	-	-	-	-	-	-	-	-
5	建設業立入検査	62	54	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	8	8	-	-	-	-	-	-	-	4	4	1	3	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	1回	19台	/	/	/	-	-	-	2	-	2	2	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	1回	3件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	-回	-件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	1回	2件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	6	15	-	-	-	-	-	3	1	2	1	1	
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		95	147	22	11	35	-	-	1	2	4	10	12	8	4

産業廃棄物事案等による立入件数	33
-----------------	----

- (記載要領) 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【西部東】

(令和5年度)

事業番号		調査件数等					指導件数						指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勸告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			処う理施中設間	処う理場立											
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	3	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	31	43	26	10	-	-	-	1	2	-	1	1	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	8	18	-	18	36	-	-	2	-	-	2	2	-
5	建設業立入検査	19	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	3	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	1回	17台	/	/	/	-	1	-	-	1	1	1	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	-回	-件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	-回	-件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	-回	-件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	12	28	-	-	-	-	2	1	5	7	5	2	
		処理業者	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	2	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	2	4	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	2	3	/	/	/	-	1	-	1	-	1	1	-
合計		103	166	27	34	38	-	1	3	3	4	6	12	10	2

産業廃棄物事案等による立入件数	29
-----------------	----

- (記載要領) 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【東部】

(令和5年度)

事業番号		調査件数等					指導件数						指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勸告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			処う理施中設間	処う理場立											
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	-	80	40	35	-	-	1	-	-	-	1	1	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	38	6	-	6	7	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	15	27	-	27	48	-	1	-	-	1	1	1	-
5	建設業立入検査	31	36	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	2	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	29	29	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	6	6	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	8	29	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	3回	34台	/	/	/	-	-	5	-	4	5	5	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	17回	17件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	-回	-件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	1回	5件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	13	22	-	-	-	-	-	-	5	5	2	3	
		処理業者	3	7	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	2	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	11	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	1	1	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	2	2	/	/	/	-	1	-	1	-	-	-	-
合計		181	330	40	68	69	-	2	7	-	3	17	18	13	5

産業廃棄物事案等による立入件数	32件
-----------------	-----

- (記載要領) 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【東部福山】

(令和5年度)

事業番号		調査件数等					指導件数						指導内容		
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			処う理中設間	処う理場立											
1	有害物質排出事業所立入検査	7	12	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	2	7	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	15	26	23	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	2	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	1	3	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	
5	建設業立入検査	43	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	3	5	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	
9	焼却施設立入検査	5	13	10	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	2回	11台	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	2回	7件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	-回	-件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	-回	-件	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	14	34	-	1	-	-	-	-	1	-	1	1	
		処理業者	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	-	-	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	
合計		105	174	33	9	28	-	-	-	2	-	2	1	1	

産業廃棄物事案等による立入件数	14件
-----------------	-----

- (記載要領) 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況【北部】

(令和5年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容			
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
			処う理中設間	処う理場立											
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	-	80	40	35	-	-	1	-	-	-	1	1	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	38	6	6	7	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	15	27	27	48	-	1	-	-	-	1	1	1	-
5	建設業立入検査	31	36	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	2	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	29	29	/	/	-	-	-	-	-	3	3	3	-	
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	6	6	/	/	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	8	29	-	/	14	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査(回数・台数)	3回	34台	/	/	-	-	5	-	-	4	5	5	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール(回数・件数)	17回	17件	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール(回数・件数)	-回	-件	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール(回数・件数)	1回	5件	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事案処理立入検査	事業者	13	22	-	-	-	-	-	-	5	5	2	3	
		処理業者	3	7	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	2	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	11	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	1	1	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	2	2	/	/	-	-	1	-	1	-	-	-	-
合計		181	330	40	68	69	-	2	7	-	3	17	18	13	5

産業廃棄物事案等による立入件数	38件
-----------------	-----

- (記載要領) 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 4 産業廃棄物事案等による立入件数は、事案等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と事案等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

廃棄物対策

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(和5年度)

中	西	部	種	協	承	都	協	協	県	不	不	
												議
			類	議	認	道	議	議	外	認	承	
				件	件	府	元	さ	産	件	と	
				数	数	元	都	れ	業	数	た	
						数	道	た	者		由	
							府	ら	名			
							県	れ				
							名					
中	西	部	産	136	136	12	愛知県、愛媛県、岡山県、京都府、山口県、滋賀県、神奈川県、大阪府、大分県、鳥根県、富山県、兵庫県	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物、動植物性残さ	安田金属(株)、架材産業(株)、(株)きやま、(株)パニックス、(株)シムテック、(株)スチール工業、(株)マエダ、(株)都市ビルサービス、広島堆肥プラント(株)、広島炭化工業(株)、三菱ケミカル(株)、日本製紙(株)、門田建設工業(有)、中国高圧コンクリート工業(株)	-	-	
			特	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計	136	136	12	-	-	計4種類	-	-	-
	西	部	部	産	487	487	21	愛媛県、山口県、香川県、京都府、徳島県、兵庫県、岡山県、高知県、鳥取県、島根県、奈良県、大阪府、三重県、佐賀県、福岡県、熊本県、和歌山県、岐阜県、富山県、滋賀県、長崎県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、ばいじん、建設混合廃棄物	喜楽鉱業(株)、Okada(株)、(株)下岡タイヤ産業、(株)環境開発公社、(株)KODAMA、(有)ゼロエミッションリサーチ、(株)マルシン、(株)輝陽、西部環境(有)、西日本リネンサプライ(株)、殿林物流サービス(株)、(株)河本組	-	-
				特	318	318	10	愛媛県、山口県、香川県、徳島県、兵庫県、岡山県、高知県、鳥取県、島根県、大阪府	可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害汚泥、特定有害廃油、感染性廃棄物	喜楽鉱業(株)、(株)輝陽	-	-
				計	805	805	31	-	-	計 21 種類	-	-
	西	部	部	産	-	-	-	-	-	-	-	-
				特	-	-	-	-	-	-	-	-
				計	-	-	-	-	-	計 1 種類	-	-
	東	部	部	産	210	210	31	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、沖縄県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、廃石膏ボード、鉱さい、がれき類、ばいじん、建設混合廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、廃電気機械器具、鉛蓄電池	(株)アンドー、(株)にっこー、(株)スナダ、(株)ダイセキ、(株)ヒロロー、(株)河谷商店、(株)南所科学、環境保全(株)、光陽建設(株)、三井金属鉱業(株)、東広商事(株)、東邦愛島製錬(株)、(有)シーイーエスプライ、(有)トラス、(有)丸津商店	-	-
				特	107	107	15	岐阜県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県	鉛蓄電池、可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油、特定有害汚泥、特定有害廃アルカリ	(株)ダイセキ、(株)ヒロロー、三井金属鉱業(株)、東広商事(株)、(有)丸津商店	-	-
				計	317	317	46	-	-	計 26 種類	-	-
東	部	部	産	388	388	13	岐阜県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	株岩村鋼材、日本道路機、藤高工業株、前田道路機、株中国開発、株尾道開発、株モトヒロ、株三光建設	-	-	
			特	8	8	4	岐阜県、大阪府、兵庫県、岡山県	可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ	株中国開発、株尾道開発	-	-	
			計	396	396	17	-	-	計 15 種類	-	-	
東	部	部	産	212	212	20	愛知県、愛媛県、岡山県、京都府、香川県、高知県、埼玉県、三重県、山口県、滋賀県、神奈川県、静岡県、大阪府、長野県、鳥取県、島根県、東京都、徳島県、栃木県、兵庫県	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、廃石膏ボード、がれき類、建設混合廃棄物、混合廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物	(株)オガワエコノス、岡山産興(株)、(株)リアース、(株)上野、(株)中国開発、神石砕石(株)、(有)上下木材センター	-	-	
			特	20	20	3	愛媛県、岡山県、京都府	感染性廃棄物、可燃性廃油、特定有害汚泥	(株)オガワエコノス、岡山産興(株)	-	-	
			計	232	232	23	-	-	計 20 種類	-	-	
北	部	部	産	39	39	9	鳥根県、岡山県、山口県、愛媛県、熊本県、兵庫県、鹿児島県、大分県、佐賀県	コンクリートくず、廃プラスチック、木くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、廃石膏ボード、がれき類、鉱さい、金属くず、混合廃棄物	株三次衛生工業社、旭有機材株、株下井建設、株扇工業、株セルダムコーポレーション	-	-	
			特	-	-	-	-	-	-	-	-	
			計	39	39	9	-	-	計 11 種類	-	-	
最	西	部	産	31	31	3	岡山県、山口県、鳥根県	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物	みつぎ産業(株)	-	-	
			特	-	-	-	-	-	-	-	-	
			計	31	31	3	-	-	計4種類	-	-	
	西	部	部	産	5	5	3	静岡県、岡山県、京都府	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類	株西部興産	-	-
				特	-	-	-	-	-	-	-	-
				計	5	5	3	-	-	計 4 種類	-	-
	西	部	部	産	-	-	-	-	-	-	-	-
				特	-	-	-	-	-	-	-	-
				計	-	-	-	-	-	計 1 種類	-	-
	西	部	部	産	54	54	15	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、建設混合廃棄物、石綿含有産業廃棄物	光陽建設(株)、(有)タナカ工業	-	-
				特	-	-	-	-	-	-	-	-
				計	54	54	15	-	-	計 7 種類	-	-
東	部	部	産	59	59	19	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、長崎県	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類	ジェイ・イー・ビー協同組合、岩多隆運輸、藤高工業株、株モトヒロ	-	-	
			特	-	-	-	-	-	-	-	-	
			計	59	59	19	-	-	計 4 種類	-	-	
東	部	部	産	4	4	3	岡山県、京都府、兵庫県	がれき類、混合廃棄物、廃プラスチック類	(株)リアース	-	-	
			特	-	-	-	-	-	-	-	-	
			計	4	4	3	-	-	計 3 種類	-	-	
北	部	部	産	-	-	-	-	-	-	-	-	
			特	-	-	-	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	計0種類	-	-	

(記入要領) 1 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
 2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
 3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

廃棄物対策

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

(令和5年度)

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
令和5年8月1日	西部厚生環境事務所	西部厚生環境事務所	広島海上保安部、広島海上保安部岩国海上保安署、広島森林管理署、広島北部森林管理署、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、安芸太田町、北広島町、広島東警察署、海田警察署、廿日市警察署、安芸高田警察署、山県警察署、西部総務事務所、西部建設事務所、西部建設事務所廿日市支所、西部建設事務所安芸太田支所、西部厚生環境事務所、西部厚生環境事務所広島支所、産業廃棄物対策課	33機関	<ul style="list-style-type: none"> 要綱改正について 合同パトロール実施要領について 令和4年度の取組状況、事案対応状況及び令和5年度の取組状況・予定について 不法投棄監視強化対策事業について
令和5年8月1日	西部厚生環境事務所	廿日市庁舎第2庁舎	広島海上保安部、広島海上保安部岩国海上保安署、林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署、林野庁近畿中国森林管理局広島北部森林管理署、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、広島東警察署、海田警察署、廿日市警察署、大竹警察署、安芸高田警察署、西部総務事務所、西部農林水産事務所、西部建設事務所、広島港湾振興事務所、産業廃棄物対策課、西部厚生環境事務所、西部厚生環境事務所広島支所	33	<ol style="list-style-type: none"> 広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会要綱改正について 令和5年度広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会合同パトロール実施要領について 令和4年度の取組状況、事案対応状況及び令和5年度の取組状況・予定について 不法投棄監視強化対策事業について その他
令和5年10月31日	西部厚生環境事務所 呉支所	書面送付により開催	広島海上保安部、呉海上保安部、呉警察署、江田島警察署、広島警察署、呉市、江田島市、西部総務事務所呉支所、西部農林水産事務所呉農林事業所、西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、広島港湾振興事務所	—	<ul style="list-style-type: none"> 県内の不法投棄等の状況 呉地区の主な不法投棄等の状況 不法投棄監視強化対策事業 呉地区の不法投棄対策等の取組 廃棄物不適正処理の事例
令和5年7月28日	西部東厚生環境事務所	書面開催	海上保安部(呉)警察署(竹原、東広島)市町(竹原市、東広島市、大崎上島町) 県機関(農林、建設、厚生環境)	—	<ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル法対象品目の不法投棄状況 不法投棄等に関する取組について
令和5年10月5日	尾三地域廃棄物対策推進協議会	書面開催	三原市・尾道市・世羅町・尾道海上保安部・尾道警察署・三原警察署・世羅警察署・東部総務事務所第二課・東部県税事務所尾道分室・東部農林水産事務所尾道農林事業所・東部建設事務所三原支所・東部教育事務所・東部厚生環境事務所	16	<ul style="list-style-type: none"> 広島県における不法投棄対策等について 令和3年度管内の不法投棄・野外焼却について 管内市町における不法投棄防止体制の整備について 令和4年度廃棄物不法投棄等監視パトロール実施計画(案)について
令和5年11月6日	福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会	書面	市町、河川国道事務所、海上保安署、森林管理署、郵便事業(福山)支所、福山市農業協同組合、関係警察署、広島県	—	(議題) 令和5年度協議会パトロール実施計画について
令和5年9月1日	北部厚生環境事務所 環境管理課	書面開催	三次河川国道事務所、三次市、庄原市、三次警察署、庄原警察署、北部総務事務所、北部農林事務所、北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所、北部畜産事務所、北部厚生環境事務所	—	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度不法投棄等防止の取組状況 各機関が把握している未解決の不法投棄等 不法投棄監視強化対策事業 令和4年度家電リサイクル法対象4品目の不法投棄状況等 令和5年度の事業計画・情報提供 協議会規約、要領の改正について

試験検査業務

(別紙)

試験検査の実施状況

(単位:件)

(令和5年度)

検査項目		合計	西部	東部福山		
感染症関係 細菌学的検査	合計 A	58	47	11		
	赤痢菌	-	-	-		
	コレラ菌	-	-	-		
	チフス・パラチフス菌	3	3	-		
	その他	47	36	11		
	腸管出血性大腸菌	8	8	-		
	その他	8	8	-		
食品衛生 関係検査	合計 B	931	597	334		
	食中毒	小計	104	101	3	
		細菌学的検査	104	101	3	
		理化学的検査	-	-	-	
		その他	-	-	-	
	食品等	細菌学的検査	小計	572	377	195
			成分規格	105	71	34
			指導基準※	243	110	133
			かき	193	190	3
			精度管理	14	6	8
			その他	17	-	17
		理化学的検査	小計	255	119	136
			成分規格	54	16	38
			添加物使用基準	160	77	83
残留農薬・有機スズ			26	16	10	
その他	15	10	5			
環境保 全検査	合計 C	1,541	746	795		
	工場・ 事業場排水	小計	1,201	562	639	
		細菌学的検査	390	213	177	
		理化学的検査	一般項目・栄養塩等	581	284	297
			重金属等有害物質	205	40	165
			VOC等有害物質	25	25	-
	その他	-	-	-		
	廃棄物	小計	314	158	156	
		細菌学的検査	4	4	-	
		重金属等有害物質	103	46	57	
		VOC等有害物質	68	28	40	
		一般項目	139	80	59	
	その他	-	-	-		
	大気	小計	12	12	-	
		煙道測定に伴うばい塵等	-	-	-	
		重油中硫黄分	-	-	-	
		その他	12	12	-	
	その他	小計	14	14	-	
		重金属等有害物質	5	5	-	
一般項目		-	-	-		
その他		9	9	-		
その他	合計 D	-	-	-		
	医薬品等	-	-	-		
	その他	-	-	-		
合計 (A+B+C+D)		2,530	1,390	1,140		

(注)件数は、原則として検体数で計上している。

但し、同一検体で検査項目の区分の異なる検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上している。

(※)衛生規範は令和3年6月1日付で廃止されたため、広島県では微生物検査指導基準を定めて検査を実施している。

その他の資料

(1)管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧

(令和6年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	設置者	定員	TEL	設置年月日	施設の種別等
介護保険の施設	(医)仁康会本郷中央病院介護医療院	729-0414	三原市下北方一丁目7番30号	(医)仁康会	41	(0848)86-6780	R2.4.1	介護医療院
	(社医)里仁会介護医療院白龍湖	729-1321	三原市大和町和木1504番地の1	(社医)里仁会	100	(0847)34-1218	R1.9.1	
	(社医)里仁会介護医療院仁生苑	723-00523	三原市皆実三丁目3番28号	(社医)里仁会	110	(0848)64-4111	R1.9.1	
	因島総合介護医療院	722-2323	尾道市因島土生町2561番地	日立造船健康保険組合	8	(0848)22-2552	R3.3.1	
	介護医療院みのり	726-0003	府中市元町43番地1	社会医療法人社団陽正会	82	(0847)45-4571	R3.12.1	
	ながい介護医療院	722-2411	尾道市瀬戸田町瀬戸田349番地の7	(医)社団回生会永井医院	7	(0845)27-0020	R4.11.1	
	介護医療院 よしはら内科外科リハビリテーションクリニック	722-0062	尾道市向東町8681番地の1	(医)吉原胃腸科外科	1	(0848)45-0007	R6.4.1	
	山本病院介護医療院	729-0141	尾道市高須町735番地	医療法人高須会	37	(0848)46-0634	R6.4.1	
保健活動のための施設	三原市役所	723-8601	三原市港町三丁目5-1	三原市	-	(0848)67-5934	H9.11	市町保健センター
	三原市本郷保健福祉センター	729-0417	三原市本郷南五丁目23-1	三原市	-	(0848)86-3609	S62.2	
	三原市久井保健福祉センター	722-1412	三原市久井町和草1906-1	三原市	-	(0847)32-8551	H7.12	
	三原市大和保健福祉センター	729-1321	三原市大和町和木1538-1	三原市	-	(0847)34-0960	H4.11	
	尾道市総合福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5	尾道市	-	(0848)24-1960	S58.6	
	尾道市御調保健福祉センター	722-0311	尾道市御調町107-1	尾道市	-	(0848)76-2235	H9.2	
	尾道市因島総合福祉保健センター	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1	尾道市	-	(0845)22-6562	H30.4	
	尾道市瀬戸田福祉保健センター	722-2416	尾道市瀬戸田町林1288-7	尾道市	-	(0845)27-3849	S61.4	
	世羅町世羅保健福祉センター	722-1112	世羅郡世羅町本郷947	世羅町	-	(0847)25-0134	H8.5	
の施設の設他	(株)オーエムエル	722-0073	尾道市高須町4764番地6	(株)オーエムエル	-	(0848)38-1478	H6.4	衛生検査所
	尾道市母子・父子福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5 (尾道市総合福祉センター)	尾道市社会福祉協議会	-	(0848)22-8385	S58.6	母子・父子福祉センター
の保健活動のための設め	府中市保健福祉総合センター(リ・フレ)	726-0011	府中市広谷町919番地3	府中市	/	0847-47-1310	H16	市町保健センター
	府中市上下保健センター	729-3431	府中市上下町上下2101番地	府中市	/	0847-62-2231	H16	
	神石高原町保健福祉センター	720-1522	神石郡神石高原町小畠1701番地	神石高原町	/	0847-89-3366	H16	

その他の資料

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和6年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
連 携 の た め の 団 体	広島県西部地域保健対策協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健課	0829-32-1181	地域保健対策協議会
	大竹市献血推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-52-2140	献血推進協議会
	廿日市市献血推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課	0829-20-1610	献血推進協議会
	広島県薬物乱用防止指導員広島地区協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-32-1181	広島県薬物乱用防止指導員協議会
	大竹市民生委員児童委員協議会	739-0603	大竹市西米二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2235	民生委員児童委員協議会
	廿日市民生委員児童委員協議会	738-8501	廿日市市下平島一丁目11-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-30-9151	民生委員児童委員協議会
	安芸高田市民生委員児童委員協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市社会福祉課内	0826-42-5615	民生委員児童委員協議会
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2297	江田島市大楠町大原505 江田島市社会福祉課内	0823-43-1638	民生委員児童委員協議会
	府中町民生委員児童委員協議会	735-9686	安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町福祉課内	082-286-3162	民生委員児童委員協議会
	海田町民生委員児童委員協議会	738-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17 海田町社会福祉課内	082-823-9207	民生委員児童委員協議会
	熊野町民生委員児童委員協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 熊野町社会福祉課内	082-820-5635	民生委員児童委員協議会
	坂町民生委員児童委員協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 坂町民生課内	082-820-1505	民生委員児童委員協議会
	安芸太田町民生委員児童委員協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民課内	0826-28-2116	民生委員児童委員協議会
	北広島町民生委員児童委員協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町福祉課内	050-5812-1851	民生委員児童委員協議会
	呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館内	0823-25-3509	社会福祉協議会
	大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西米二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211	社会福祉協議会
	廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 山崎本社みんなのあいプラザ内	0829-20-0294	社会福祉協議会
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	社会福祉協議会
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060 能美福祉センター内	0823-40-2501	社会福祉協議会
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 マダハハウジング府中町ふれあい福祉センター内	082-285-7278	社会福祉協議会
	海田町社会福祉協議会	738-0066	安芸郡海田町中店8-33 びのうらセンター内	082-820-0294	社会福祉協議会
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝一丁目11-1 熊野町地域福祉会館内	082-855-2855	社会福祉協議会
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611	社会福祉協議会
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町大字中箇賀2802-5 簡賀福祉センター内	0826-32-2226	社会福祉協議会
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680	社会福祉協議会
	大竹地区歯科衛生連絡協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課内	0827-59-2153	地区歯科衛生連絡協議会
	廿日市地区歯科衛生連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康福祉総務課内	0829-20-1610	地区歯科衛生連絡協議会
	海田地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	圏域地域保健対策協議会
	芸北地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	圏域地域保健対策協議会
	坂町地域保健対策協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町保健医療課内	082-820-1504	地域保健対策協議会
	北広島町地域保健対策協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-2111	地域保健対策協議会
	府中町健康づくり推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	健康づくり推進協議会
	熊野町健康づくり推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5605	健康づくり推進協議会
	安芸地区歯科衛生連絡協議会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 安芸歯科医師会事務局内	082-261-1707	歯科衛生連絡協議会
	安芸高田市歯科衛生連絡協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633	歯科衛生連絡協議会
	山県地区歯科衛生連絡協議会	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地 安芸太田町健康福祉課内	0826-72-0853	歯科衛生連絡協議会
	府中町献血推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健部健康推進課	082-286-3257	献血推進協議会
	海田町公衆衛生推進協議会	738-0066	安芸郡海田町中店8-33 保健センター隣 住民活動センター	082-823-8503	献血推進協議会
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課	082-820-5606	献血推進協議会
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	社会福祉協議会
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278	社会福祉協議会
	海田町社会福祉協議会	738-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294	社会福祉協議会
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝1丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855	社会福祉協議会
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611	社会福祉協議会
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町大字中箇賀2802-5 安芸太田町簡賀福祉センター内	0826-32-2226	社会福祉協議会
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 福祉センター内	0826-82-2680	社会福祉協議会
	呉地域保健対策協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 西部保健所呉支所	0823-22-5400	地域保健対策協議会
	呉市地域保健対策協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103	地域保健対策協議会
	江田島市地域保健対策協議会	737-2297	江田島市大楠町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	地域保健対策協議会
	江田島市健康づくり推進協議会	737-2297	江田島市大楠町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	健康づくり推進協議会
	江田島市献血推進協議会	737-2297	江田島市大楠町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639	献血推進協議会
	呉市民生委員児童委員協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3103	民生委員児童委員協議会
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大楠町大原505 江田島市社会福祉課	0823-43-1638	民生委員児童委員協議会
	呉市社会福祉協議会	737-0051	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館	0823-25-3509	社会福祉協議会
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060	0823-40-2501	社会福祉協議会
	広島中央地域保健対策協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10 西部東保健所内	082-422-6911	地域保健対策協議会
	東広島市健康増進対策推進協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29 医療保険課内	082-420-0936	健康づくり推進協議会
	東広島市献血推進協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29 医療保険課内	082-420-0936	献血推進協議会
	竹原市民生委員児童委員協議会	725-8666	竹原市中央5丁目1-35 竹原市地域共生推進課内	0846-22-2946	民生委員児童委員協議会
	東広島市民生委員児童委員協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29 東広島市地域共生推進課内	082-420-0932	民生委員児童委員協議会
	大崎上島町民生委員児童委員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968 大崎上島町福祉課内	0846-62-0301	民生委員児童委員協議会
	社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5 ふくしの駅内	0846-22-5131	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条栄町土丸1108 東広島市総合福祉センター内	082-423-2800	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会黒瀬支所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1286-1	0823-82-2026	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会福富支所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	082-435-2247	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会豊栄支所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1	082-432-2083	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会河内支所	739-2201	東広島市河内町中河内1206-1	082-420-7011	社会福祉協議会
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会安芸津支所	739-2402	東広島市安芸津町三津4398	0846-45-0201	社会福祉協議会
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5-9 木江保健福祉センター内	0846-62-1718	社会福祉協議会
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会大崎支所	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4098-7 大崎老人福祉センター内	0846-64-4178	社会福祉協議会
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会東野支所	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1 東野保険福祉センター内	0846-65-2210	社会福祉協議会
	尾三地域保健対策協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部厚生環境事務所・保健所内	0848-25-2011	地域保健対策協議会
	三原市歯科衛生連絡協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市子ども安心課内	0848-67-6061	歯科衛生連絡協議会
	尾道市歯科衛生連絡協議会	722-0045	尾道市門田町22-5 尾道市健康推進課内	0848-24-1960	歯科衛生連絡協議会
	世羅地区歯科衛生連絡協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷918-3 公立世羅中央病院内	0847-22-1127	歯科衛生連絡協議会
	三原市献血会	723-0014	三原市城町一丁目2-1	0848-67-6234	献血推進協議会
	尾道市献血推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5	0848-24-1177	献血推進協議会
	三原市民生委員児童委員連合協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市社会福祉協議会内	0848-63-0570	民生委員児童委員協議会
	尾道市連合民生委員児童委員協議会	722-8501	尾道市久保一丁目15-1 尾道市役所福祉保健部社会福祉課庶務係内	0848-38-9122	民生委員児童委員協議会
	世羅町民生委員児童委員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター福祉課内	0847-25-0072	民生委員児童委員協議会
	府中市民生委員児童委員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉総合センター内	0847-47-1294	民生委員児童委員協議会
	神石高原町民生委員児童委員協議会	720-1522	神石高原町小島1748 神石高原町社会福祉協議会	0847-85-2330	民生委員児童委員協議会
	三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町1丁目2-1 三原市総合保健福祉センター	0848-63-0570	社会福祉協議会
	尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	0848-22-8385	社会福祉協議会
	世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原426-3	0847-22-3162	社会福祉協議会
	福山・府中地域保健対策協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311	地域保健対策協議会
	福山市献血推進協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22 福山市保健所健康推進課	084-928-3421	献血推進協議会
	府中市献血推進協議会	726-8601	府中市府川町315 府中市市民課	0847-43-7207	献血推進協議会
	福山市社会福祉協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22 福山すこやかセンター内	084-928-1330	社会福祉協議会
	府中市社会福祉協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉総合センター リ・フレ内	0847-47-1294	社会福祉協議会
	神石高原町社会福祉協議会	720-1522	神石郡神石高原町小島1748 小島交流会館内	0847-85-2330	社会福祉協議会

その他の資料

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和6年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
職能団体	大竹市医師会	739-0612	大竹市油見三丁目6-8	0827-52-3893	医師会
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市本町5-1	0829-20-0030	
	大竹市歯科医師会	739-0651	大竹市玖波一丁目5-2 川口歯科医院内	0827-57-7350	歯科医師会
	佐伯歯科医師会	738-0034	廿日市宮内北山1097-2 栗栖歯科クリニック	0829-37-1818	
	佐伯歯科医師会 廿日市支部	738-0034	廿日市宮内4481-2 ソレイユ宮内 ふじた歯科	0829-37-4181	獣医師会
	(公社)広島県獣医師会佐伯支部	738-0014	廿日市住吉一丁目3-36 マリン動物病院内	0829-20-5777	
	大竹市薬剤師会	739-0611	大竹市新町一丁目2-7おおたけ駅前薬局内	0827-28-6180	薬剤師会
	(一社)廿日市薬剤師会	738-0033	廿日市串戸二丁目17-5	0829-32-0300	
	(公社)広島県看護協会廿日市支部	738-0033	廿日市串戸三丁目13-5 プティ・リビエール101号	0829-30-7222	看護協会
	安芸高田市医師会	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1010-2	0826-42-4155	
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931	医師会
	山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田1192 千代田中央病院内	0826-72-7088	
	安芸高田市歯科医師会	731-0523	安芸高田市吉田町山手1217-1 吉村歯科医院方	0826-43-2076	歯科医師会
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館内	082-261-1707	
	山県郡歯科医師会	731-3664	山県郡安芸太田町上殿字東神田1862-1 戸河内廣安歯科医院方	0826-28-2552	薬剤師会
	広島県薬剤師会三次支部高田ブロック	731-0501	安芸高田市吉田町吉田3782-1 徳山第一薬局内	0826-42-2055	
	安芸薬剤師会	735-0017	安芸郡府中町青崎南2-1101	082-282-4440	薬剤師会
	広島市薬剤師会山県支部	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2番1号 広島市薬剤師会事務局	082-506-1255	
	広島県看護協会広島東支部	732-0052	広島市東区光町2-6-34 広弘ビル206号室	082-262-3524	看護協会
	広島県看護協会広島北支部	731-0223	広島市安佐北区可部南四丁目17-10 明神ビル203号室	082-814-4543	
	広島県栄養士会広島北支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	栄養士会
	広島県栄養士会広島中支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	
	安芸地区地域活動栄養士会	—	—	—	歯科衛生士会
	広島県歯科衛生士会安芸地区会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-2 広島県歯科医師会 5階	082-264-8864	
	安芸地区地域歯科衛生士会	—	—	—	獣医師会
	広島県獣医師会広島北支部	731-3361	広島市安佐北区あさひが丘3-29-8 大田哲夫様方	082-838-3468	
	広島県獣医師会安芸支部	739-0323	広島市安芸区中野東4丁目7-39 くらわ動物病院内	082-554-6161	獣医師会
	呉市医師会	737-0056	呉市朝日町15-24 呉市医師会館	0823-22-2326	
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13 安芸地区医師会館	082-823-4931	医師会
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市本町5-1 廿日市商工保健会館	0829-20-0030	
	呉市歯科医師会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 すこやかセンターくれ	0823-25-4441	歯科医師会
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-261-1707	
	呉市薬剤師会	737-0046	呉市中通一丁目4-2	0823-21-4695	薬剤師会
	広島県看護協会 呉支部	737-0141	呉市広太新開二丁目3-3	0823-73-6522	
	広島県栄養士会 芸予支部		個人宅につき掲載省略		栄養士会
	江田島市地域活動栄養士会		個人宅につき掲載省略		
	広島県歯科衛生士会	732-0057	広島市東区二葉の里三丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-264-8864	歯科衛生士会
	広島県獣医師会 安芸支部	739-0323	広島市安芸区中野東四丁目7-39 くらわ動物病院内	082-577-5011	
	一般社団法人竹原地区医師会	725-0026	竹原市中央3丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-9377	医師会
	一般社団法人東広島地区医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター	082-422-3810	
	一般社団法人賀茂東部医師会	739-2303	東広島市福富町久芳1539-27福富内科外科医院	082-430-1101	薬剤師会
	一般社団法人豊田郡医師会	725-0403	豊田郡大崎上島町中野1608-5寺元医院内	2846-64-2093	
	竹原・豊田歯科医師会	725-0401	竹原市竹原町3552-7 三好歯科医院内	0846-22-0959	歯科医師会
	一般社団法人東広島市歯科医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター	0846-62-0064	
	一般社団法人東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113東広島保健医療センター	082-422-7340	看護協会
	公益社団法人広島県看護協会東広島・竹原支部	739-0014	東広島市西条昭和町12-49-402	082-422-8858	
	公益社団法人広島県獣医師会東広島支部	739-2208	広島県獣医師会ホームページをご覧ください	—	獣医師会
	公益社団法人広島県獣医師会豊田支部	725-0023	竹原市田ノ浦一丁目8-6岡田動物病院内	0846-22-4488	
	公益社団法人広島県獣医師会豊田支部	725-0023	竹原市田ノ浦一丁目8-6岡田動物病院内	0846-22-4488	獣医師会
	三原市医師会	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1 三原市医師会病院内	0848-62-2283	
	尾道市医師会	722-0025	尾道市栗原東二丁目4-33 尾道市医師会館内	0848-25-3151	医師会
	因島医師会	722-2211	尾道市因島中庄町1962 因島医師会病院内	0845-24-1210	
	世羅郡医師会	722-1112	世羅郡世羅町本郷614-1 うらべ医院内	0847-25-0116	歯科医師会
	三原市歯科医師会	723-0017	三原市港町1-2-14 海田歯科医院内	0848-62-2374	
	尾道市歯科医師会	722-0017	尾道市門田町2-39 三藤歯科医院内	0848-23-5533	歯科医師会
	因島歯科医師会	722-2211	尾道市因島中庄町2021 酒井歯科医院内	0845-24-3648	
	竹原・豊田歯科医師会	722-2413	尾道市瀬戸田町沢163-16 瀬戸田村上歯科医院内	0845-27-4195	薬剤師会
	御調・世羅郡歯科医師会	722-1112	世羅郡世羅町大字本郷字川口30-7 谷川歯科医院内	0847-22-5222	
	一般社団法人 三原薬剤師会	723-0051	三原市宮浦1-20-36	0848-64-8079	薬剤師会
	一般社団法人 尾道薬剤師会	722-0038	尾道市天満町13-14	0848-20-0353	
	因島薬剤師会	722-2323	尾道市因島三庄町1621-8	0845-22-0792	看護協会
	一般社団法人 東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター3階	082-423-7340	
	広島県看護協会三原・尾道支部	723-0014	三原市城町三丁目1-1 2階 210	0848-64-1616	看護協会
	公益社団法人 広島県栄養士会備後支部	722-8508	三原市須波ハイツツ2-26-27 特別養護老人ホームすなみ荘	0848-69-0181	
	三原栄養士会	723-0051	三原市宮浦一丁目15番1号 三原市医師会病院	0848-62-3113	栄養士会
	尾道地区病院栄養士会	729-0141	尾道市高須町735 医療法人高須余山本病院	0848-46-4669	
	広島県歯科衛生士会三原・尾道地区会	723-0015	三原市木原4丁目4-1	0848-67-5588	歯科衛生士会
	広島県獣医師会尾三地域支部	723-0013	三原市古浜一丁目3-18 宮本動物病院内	0848-62-3434	

その他の資料

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和6年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
自 主 組 織	大竹市食生活改善推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 保健医療課内	0827-59-2153	食生活改善推進協議会
	甘日市食生活改善推進員連絡協議会	738-8512	甘日市新宮一丁目13-1 甘日市市健康福祉総務課内	0829-20-1610	
	甘日市食品衛生協会	738-0004	甘日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-31-1152	食品衛生協会
	大竹市公衆衛生推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 環境整備課内	0827-59-2112	公衆衛生推進協議会
	甘日市公衆衛生推進協議会	738-0014	甘日市市住吉二丁目2-16 甘日市市民活動センター内団体事務所	0829-31-0040	
	甘日市大野公衆衛生推進協議会	739-0492	甘日市大野一丁目1-1 甘日市大野支所環境産業グループ内	0829-30-2009	
	甘日市市佐伯公衆衛生推進協議会	738-0222	甘日市市津田1989 甘日市市佐伯支所環境産業グループ内	0829-72-1115	
	甘日市市吉和公衆衛生推進協議会	738-0301	甘日市市吉和3425-1 甘日市市吉和支所環境産業建設グループ内	0829-77-2114	精神障害者家族会
	甘日市市宮島公衆衛生推進協議会	739-0595	甘日市市宮島1165-6 甘日市市宮島支所環境産業グループ内	0829-44-2003	
	佐伯地域精神障がい者家族会 こぶし会	738-0292	甘日市市津田1989(窓口:佐伯支所)	0829-72-1124	精神障害者家族会
	大野精神障害者家族会「あいあい」	739-0437	甘日市市大野中央二丁目6-9(窓口:あいあい作業所)	0829-54-1535	
	広島断酒ふたば会南支部	738-0025	甘日市市平良一丁目8-21 渡藤 守様方	090-7129-0856	断酒会
	安芸郡食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-221-6730	食品衛生協会
	芸北地域食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-222-1036	
	安芸高田市食生活改善推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633	食生活改善推進協議会
	府中町食生活改善推進員協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	
	海田町食生活改善推進協議会	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17 海田町健康づくり推進課内	082-823-4418	
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西1丁目18-14 坂町立保健センター内	082-885-3131	
	安芸太田町食生活改善推進協議会	731-3501	山県郡安芸太田町大字下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196	公衆衛生推進協議会
	安芸高田市公衆衛生推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市市民生活課内	0826-42-5616	
	府中町公衆衛生推進協議会	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1 府中町生活環境課内	082-286-3242	公衆衛生推進協議会
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住生活センター内	082-823-9225	
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課内	082-820-5606	
	坂町公衆衛生推進協議会	731-4393	安芸郡坂町平ヶ浜1丁目1-1 坂町環境防災課内	082-820-1506	
	安芸太田町公衆衛生推進協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960	地域公衆衛生推進協議会
	北広島町公衆衛生推進協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町民課内	0826-72-0854	
	海田地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	地域公衆衛生推進協議会
	芸北地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	
	安芸高田家族会 あきみのり会	731-0306	安芸高田市八千代町山向447 平本和昭様方	0826-52-3525	精神障害者家族会
	府中町精神障害者家族会 ふちゆう風の会	735-0006	安芸郡府中町本町3-11-9 WINDエのみや内	082-286-5551	
	北広島町ひまわり家族会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853	
	広島断酒ふたば会吉田・山県支部	731-0521	安芸高田市吉田町常友2499-6 土河様方	0826-43-0513	
	広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫3-7-35-8 桃谷様方	090-6831-0647	断酒会
	広島県薬物乱用防止指導員安芸地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	薬物乱用防止指導員地区協議会
	広島県薬物乱用防止指導員芸北地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	
	江田島市食品衛生協会	737-2301	江田島市能美町中町4859-9 江田島市能美市民センター	0823-43-1177	食品衛生協会
	呉市食生活改善連絡協議会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 呉市保健所 地域保健課	0823-25-3540	食生活改善推進協議会
	江田島市食生活改善推進員協議会	737-2297	江田島市大楠町大原505 江田島市 保健医療課	0823-43-1639	
	呉市公衆衛生推進協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市地域協働課	0823-25-3221	公衆衛生推進協議会
	江田島市公衆衛生推進協議会	737-2297	江田島市大楠町大原505 江田島市地域支援課	0823-43-1637	精神障害者家族会
	あおぞら家族会(江田島市精神障害者家族会)	737-2213	江田島市大楠町大原字浜之内700 自立支援センターあおぞら	0823-40-3501	
	薬物乱用防止指導員呉地区協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 広島県西部保健所呉支所	0823-22-5400	薬物乱用防止指導員地区協議会
	東広島食品衛生協会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10 西部保健所内	082-423-3928	食品衛生協会
	竹原地域食品衛生協会	725-0026	竹原市中央2丁目9-21	0846-22-8038	
	竹原市食生活改善推進委員会	725-0025	竹原市中央3丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-7157	食生活改善推進協議会
大崎上島町食生活改善推進員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968保健衛生課内	0846-62-0303		
竹原市公衆衛生推進協議会	725-8666	竹原市中央5-1-35 竹原市役所地域づくり課内	0846-22-2279	公衆衛生推進協議会	
東広島市公衆衛生推進協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29 東広島市役所廃棄物対策課内	082-420-0926		
大崎上島町公衆衛生推進協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968 大崎上島町環境保健衛生課内	0846-62-0303	精神障害者家族会	
竹水会(竹原地区)	725-0023	竹原市田ノ浦三丁目2-6 障害福祉サービス事業所若竹	0846-22-4440		
芸南断酒会		広島県断酒会連合会のホームページをご覧ください	090-9735-6070	断酒会	
賀茂台地断酒会		広島県断酒会連合会のホームページをご覧ください	082-432-3280		
広島県薬物乱用防止指導員東広島地区協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10 西部保健所内	082-422-6911	薬物乱用防止指導員地区協議会	
三原食品衛生協会	723-0015	三原市円一町二丁目4-1 東部建設事務所三原支所内	0848-64-2910	食品衛生協会	
尾道食品衛生協会	722-0002	尾道市古浜町26-12 尾道庁舎内	0848-23-8130		
因島食品衛生協会	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1 因島総合福祉保健センター3階	0845-22-3259	食生活改善推進協議会	
三原市食生活改善推進員協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	0848-67-6053		
尾道市保健推進員連絡協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	0848-24-1177	食生活改善推進協議会	
世羅町食生活改善推進員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	0847-25-0134		
三原市公衆衛生推進協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市総合保健福祉センター内	0848-67-5830	公衆衛生推進協議会	
尾道市公衆衛生推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	0848-24-1177		
世羅町公衆衛生推進協議会	722-1121	世羅郡世羅町西上原123-1	0847-22-4513	断酒会	
三原断酒友の会	723-0051	三原市宮浦一丁目12-1-202	080-5332-0656		
尾道断酒うず潮会	722-0055	尾道市新高山2丁目2631-294-202	090-8247-3437	薬物乱用防止指導員地区協議会	
広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部保健所内	0848-25-2011		
三原市母子保健推進委員会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	0848-67-6061	母子保健推進協議会	
世羅町母子保健推進員	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	0847-25-0295	精神保健福祉ボランティアグループ	
甘日市精神保健福祉ボランティア連絡会「ねこの手」	738-8512	甘日市市新宮一丁目13-1(窓口:甘日市市社会福祉協議会)	0829-20-0294		
佐伯精神保健福祉ボランティア「そよ風」	738-0222	甘日市市津田4109(窓口:甘日市市社会福祉協議会 佐伯事務所)	0829-72-0868	アレルギーの会	
心臓病の子どもを守る会	723-0051	三原市宮浦一丁目16-8	0848-63-5412		
ひまわり友の会 備後支部	725-0013	竹原市吉名町4966-2	090-2804-9005	アレルギーの会	
全国バーキンソン病友の会広島県支部福山地域友の会	721-0907	福山市春日町7-19-10	090-2095-1581		
三原アレルギーの会ひだまり	729-0417	三原市本郷南5丁目23-1 三原市本郷福祉センター内	0848-66-3607		